

② 令和 7 年第 1 回定例会

(3 月 10 日招集)

町 議 会 会 議 録

益 城 町 議 会

令和7年第1回益城町議会定例会目次

○3月10日（第1日）

出席議員	3
欠席議員	3
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開会・開議	3
・ 諸般の報告（議席配付）	4
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期決定の件	4
日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて	
専決第1号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第5号）	4
日程第4 議案第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）	6
日程第5 議案第3号 令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）	6
日程第6 議案第4号 令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）	6
日程第7 令和7年度施政方針について	6
日程第8 議案第5号 令和7年度益城町一般会計予算	6
日程第9 議案第6号 令和7年度益城町国民健康保険特別会計予算	6
日程第10 議案第7号 令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算	6
日程第11 議案第8号 令和7年度益城町介護保険特別会計予算	6
日程第12 議案第9号 令和7年度益城町産業団地特別会計予算	6
日程第13 議案第10号 令和7年度益城町下水道事業会計予算	6
日程第14 議案第11号 令和7年度益城町水道事業会計予算	6
日程第15 議案第12号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	6
日程第16 議案第13号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	6
日程第17 議案第14号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例の制定について	6
日程第18 議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	6
日程第19 議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	6
日程第20 議案第17号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	6

日程第21	議案第18号	益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第22	議案第19号	益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第23	議案第20号	益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
日程第24	議案第21号	益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第25	議案第22号	益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第26	議案第23号	益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第27	議案第24号	益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第28	議案第25号	益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第29	議案第26号	益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第30	議案第27号	益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第31	議案第28号	益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第32	議案第29号	益城町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第33	議案第30号	益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第34	議案第31号	益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第35	議案第32号	益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第36	議案第33号	益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	7
日程第37	議案第34号	益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7
日程第38	議案第35号	工事請負契約の変更について	7
日程第39	議案第36号	物品の購入について	7
日程第40	議案第37号	建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について	7
日程第41	議案第38号	町道の路線廃止について	7

日程第42 議案第39号 町道の路線廃止について	7
日程第43 議案第40号 町道の路線認定について	7
日程第44 議案第41号 町道の路線認定について	8
散会	44

○3月11日（第2日）

出席議員	45
欠席議員	45
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	45
説明のため出席した者の職・氏名	45
開議	46
日程第1 総括質疑	46
散会	80

○3月12日（第3日）

出席議員	81
欠席議員	81
職務のため出席した事務局職員の職・氏名	81
説明のため出席した者の職・氏名	81
開議	82
日程第1 一般質問	82
8番 吉村建文議員	82
1 带状疱疹ワクチンについて	
2 避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について	
3 「憩の家」の跡地利用について	
4 「益城町つどいの広場はっぴい」の跡地利用について	
14番 稲田忠則議員	89
1 広安西小学校用地拡張事業の進捗状況について	
2 益城中学校の駐車場不足について	
3 町道西原線(広崎地内)の交通安全対策について	
3番 西山洋一議員	94
1 広安地区における新たなグラウンドの検討状況は	
2 市街化調整区域の地区計画制度の見直し検討の進展は	
1番 坂井金次郎議員	100
1 有機フッ素化合物について	
2 益城町の農業の未来を考える座談会について	

- 3 地籍調査について
- 4 令和5年度定期監査及び行政監査結果報告書、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

散会 111

○3月13日（第4日）

出席議員 112

欠席議員 112

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 112

説明のため出席した者の職・氏名 112

開議 113

日程第1 一般質問 113

10番 野田祐士議員 113

1 空き家・空き地における維持管理及び対策について

2 木山仮設団地跡地等の開発について

9番 甲斐康之議員 120

1 地球温暖化対策として、「熊本連携中枢都市圏」は温暖化対策計画を策定している。構成自治体である益城町の脱炭素に向けたCO₂排出削減の取組計画・取組状況・現時点の到達・計画達成見通しについて伺う

2 近辺市町村で有機フッ素化合物が井戸から検出された。これを受けて、町は家庭用飲料水として井戸水（浅井戸）を利用している住宅や、河川・ため池の有機フッ素化合物の水質検査を行うことを求める。なお、家庭用飲料水を井戸水で賄っている家庭の水質検査を実施希望する方への補助金の交付を求める。

17番 榮 正敏議員 129

1 過疎化と高齢者社会が進む中での買い物困難者対策は

散会 133

○3月18日（第9日）

出席議員 134

欠席議員 134

職務のため出席した事務局職員の職・氏名 134

説明のため出席した者の職・氏名 134

開議	135
日程第1 各常任委員会委員長報告	135
日程第2 議員提出第1号 益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	151
追加日程第1 議長の辞職について	152
追加日程第2 議長の選挙	153
追加日程第3 副議長の選挙	156
追加日程第4 議席の変更	158
追加日程第5 議会運営委員会委員の辞任について	158
追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について	159
日程第3 議員派遣の件	160
日程第4 閉会中の継続調査の件	160
閉会	160

3 月 10 日（月曜日）

令和7年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年3月10日午前10時00分招集
2. 令和7年3月10日午前10時00分開会
3. 令和7年3月10日午後2時41分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
専決第1号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第5号）

日程第4 議案第2号 令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）

日程第5 議案第3号 令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第6 議案第4号 令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第7 令和7年度施政方針について

日程第8 議案第5号 令和7年度益城町一般会計予算

日程第9 議案第6号 令和7年度益城町国民健康保険特別会計予算

日程第10 議案第7号 令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算

日程第11 議案第8号 令和7年度益城町介護保険特別会計予算

日程第12 議案第9号 令和7年度益城町産業団地特別会計予算

日程第13 議案第10号 令和7年度益城町下水道事業会計予算

日程第14 議案第11号 令和7年度益城町水道事業会計予算

日程第15 議案第12号 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第13号 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議案第14号 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第18 議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第16号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第20 議案第17号 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第21 議案第18号 益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第22 | 議案第19号 | 益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第20号 | 益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第21号 | 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第22号 | 益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第23号 | 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第24号 | 益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第25号 | 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第26号 | 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第27号 | 益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第31 | 議案第28号 | 益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第32 | 議案第29号 | 益城町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第33 | 議案第30号 | 益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第34 | 議案第31号 | 益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第35 | 議案第32号 | 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第36 | 議案第33号 | 益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第37 | 議案第34号 | 益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第38 | 議案第35号 | 工事請負契約の変更について |
| 日程第39 | 議案第36号 | 物品の購入について |
| 日程第40 | 議案第37号 | 建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について |
| 日程第41 | 議案第38号 | 町道の路線廃止について |
| 日程第42 | 議案第39号 | 町道の路線廃止について |
| 日程第43 | 議案第40号 | 町道の路線認定について |
| 日程第44 | 議案第41号 | 町道の路線認定について |

7. 出席議員（17名）

1 番 坂 井 金次郎 君	2 番 木 村 正 史 君	3 番 西 山 洋 一 君
4 番 上 村 幸 輝 君	5 番 富 田 徳 弘 君	6 番 下 田 利久雄 君
7 番 松 本 昭 一 君	8 番 吉 村 建 文 君	9 番 甲 斐 康 之 君
10 番 野 田 祐 士 君	11 番 宮 崎 金 次 君	13 番 中 村 健 二 君
14 番 稲 田 忠 則 君	15 番 渡 辺 誠 男 君	16 番 荒 牧 昭 博 君
17 番 榮 正 敏 君	18 番 中 川 公 則 君	

8. 欠席議員（1名）

12 番 坂 田 みはる 君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠 山 伸 也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 村 博 則 君	副 町 長	濱 田 義 之 君
教 育 長	酒 井 博 範 君	政 策 審 議 監	清 田 聡 美 君
土 木 審 議 監	持 田 浩 君	会 計 管 理 者	山 口 拓 郎 君
総 務 課 長	荒 木 薫 君	総務課審議員	中 山 貴 文 君
危機管理課長	森 川 博 君	企画財政課長	松 本 浩 治 君
税 務 課 長	坂 井 浩 章 君	住 民 課 長	田 上 恵 美 君
福 祉 課 長	菊 川 和 幸 君	福祉課審議員	川 原 さおり 君
こども未来課長	吉 住 由 美 君	健康保険課長	吉 本 秀 一 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
企画財政課審議員	藤 田 智 久 君	建 設 課 長	竹 林 浩 幸 君
復興整備課長	水 口 清 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	代表監査委員	戸 塚 誠 司 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

令和7年第1回益城町議会定例会が招集されましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい中に御出席いただきまして、ありがとうございます。

なお、12番坂田みはる議員から、欠席をする旨の届出がっております。

議員定数18名、出席議員17名です。

ただいまから令和7年第1回益城町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、閉会中における諸般の報告をします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは、日程に従い会議を進めます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（中川公則君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、１番坂井金次郎議員、11番宮崎金次議員を指名します。

日程第２ 会期決定の件

○議長（中川公則君） 日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から３月18日までの９日間にしたいと思います。これに御異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月18日までの９日間に決定しました。

次に、本定例会の日程について申し上げます。

本日は、本定例会に提案されました議案の説明と、令和７年度施政方針を行います。明日11日は総括質疑、12日、13日は一般質問、14日は常任委員会議案等審査、15日、16日は休会、17日は常任委員会現地視察、18日は常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということでまいりたいと思います。

日程第３ 議案第１号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて

専決第１号 令和６年度益城町一般会計補正予算（第５号）

○議長（中川公則君） 日程第３、議案第１号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第１号令和６年度益城町一般会計補正予算（第５号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。

令和７年第１回益城町議会定例会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。また、傍聴席には早朝からお越しいただきまして、ありがとうございます。

岩手県大船渡市で山林火災が発生し、市の面積の９％に当たる2,900ヘクタールが焼失しております。消防、自衛隊、消防団など必死の消火活動と降雪により治まり、避難指示も徐々に解除されております。今後、町としても必要な支援を行ってまいりたいと考えております。さらに町

では、昨年、益城西原消防署と益城町消防団で合同山林火災訓練を実施しましたが、引き続き実施し、災害に備えてまいりたいと考えております。

熊本地震から9年を迎えようとしておりますが、本町における地震からの復興は目に見える形で着実に進捗しており、3月16日に都市計画道路東西線の一部が開通し、また、3月22日に地域共生センター及び飯野町民グラウンドの落成式を実施し、3月30日には役場庁舎南側の木山交通広場の完成記念式典を実施しますので、どうぞよろしくお願いします。

さて、明日3月11日は東日本大震災から14年を迎えますが、益城町は東日本大震災、阪神・淡路大震災などの教訓や対応を参考に、復旧復興に取り組んでまいりました。その支援に対する恩返しのためにも、私たちは、熊本地震を風化させることなく、様々な災害を支援するとともに、教訓をしっかりと伝えていかなければなりません。

一方で、施設面の復興は進んでおりますが、心の復興はまだまだ道半ばと考えております。現在も、携帯電話の地震の警報が鳴ると当時を思い出しフラッシュバックする状況です。特に子どもたちへの影響は大きいように感じております。解消するために、子どもたちへの支援はもちろんですが、お祭りやスポーツ、文化面のイベント開催や地域づくりなどに積極的に取り組んでまいりますので、議員各位の御協力をよろしくお願いします。

それでは、早速、御説明を申し上げます。

議案第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明を申し上げます。令和6年度一般会計補正予算書、1ページをお開きください。

専決第1号一般会計補正予算（第5号）は、第1条の歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ1億2,857万3,000円を増額し、総額を233億8,249万7,000円としております。1月29日に専決処分をしております。

7ページをお開きください。3款民生費におきまして、物価高騰の影響を受ける低所得者への支援として、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円の給付を行います。8ページをお開きください。住民税非課税世帯のうち、子育て世帯につきましては、子ども1人当たり2万円を加算し給付します。財源は全額、国の価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で実施するものです。国の決定により、早期に給付金の支給ができるよう、専決処分をしております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 議案第1号の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号令和6年度益城町一般会計補正予算（第5号）」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。

原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第1号「専決処分の報告並びにその承認を求めることについて 専決第1号令和6年度益城町一般会計補正予算（第5号）」は原案のとおり承認することに決定しました。

-
- | | | |
|-------|---------------|---|
| 日程第4 | 議案第2号 | 令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第5 | 議案第3号 | 令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第4号 | 令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 令和7年度施政方針について | |
| 日程第8 | 議案第5号 | 令和7年度益城町一般会計予算 |
| 日程第9 | 議案第6号 | 令和7年度益城町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第7号 | 令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第8号 | 令和7年度益城町介護保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第9号 | 令和7年度益城町産業団地特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第10号 | 令和7年度益城町下水道事業会計予算 |
| 日程第14 | 議案第11号 | 令和7年度益城町水道事業会計予算 |
| 日程第15 | 議案第12号 | 益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第13号 | 益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第14号 | 益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第15号 | 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第16号 | 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第17号 | 議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

定について

- 日程第21 議案第18号 益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第22号 益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第23号 益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第24号 益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第25号 益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第26号 益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第27号 益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第28号 益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第29号 益城町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第30号 益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第31号 益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第32号 益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第33号 益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第37 議案第34号 益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第35号 工事請負契約の変更について
- 日程第39 議案第36号 物品の購入について
- 日程第40 議案第37号 建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について
- 日程第41 議案第38号 町道の路線廃止について
- 日程第42 議案第39号 町道の路線廃止について
- 日程第43 議案第40号 町道の路線認定について

日程第44 議案第41号 町道の路線認定について

○議長（中川公則君） お諮りいたします。

日程第4、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第44、議案第41号「町道の路線認定について」までの40議案を一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第44、議案第41号「町道の路線認定について」までを一括議題とします。

これより、提案理由の説明を求めます。

まず、日程第4、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第6、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第2号、一般会計補正予算（第6号）は、歳入歳出それぞれ4億2,866万8,000円増額しまして、歳入歳出総額231億1,116万5,000円とするものです。

第2表の繰越明許費は一つの事業を追加、第3表の債務負担行為補正では一つの事業を追加、第4表の地方債補正では一つの事業を追加、4つの事業を変更しております。

歳入歳出補正予算の主なものとしまして、令和6年度の人事院勧告に基づく職員の給与改定を行っております。また、国の価格高騰に対する臨時交付金を活用し、LPガス世帯への支援や、私立保育所、町施設の指定管理者への光熱費等の高騰に対する負担軽減補助金を計上しております。地籍調査事業につきましては、国の補正予算確保を踏まえ、来年度に予定していました調査箇所を前倒し、今回の補正予算に計上しております。そのほか、過年度の事業実績による精算や決算見込みによる補正を行っております。

次に、特別会計関係の補正につきましては、議案第3号、下水道事業会計補正予算（第3号）では、資本的収入及び支出を補正し、企業債で一つの事業を変更、繰越明許費で二つの事業を追加しております。

また、議案第4号、水道事業会計補正予算（第2号）では、収益的収入及び支出並びに資本的収入を補正し、企業債で一つの事業を変更しております。

なお、各会計の補正予算の詳細につきましては、企画財政課審議員に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第6号）の1ページをお開きください。

議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）です。

第1条で歳入歳出予算の補正です。歳入歳出それぞれ4億2,866万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ238億1,116万5,000円とする。第2条で繰越明許費、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正を行っております。

5ページをお願いします。第2表繰越明許費です。追加で8款土木費4項都市計画費で、潮井自然公園整備事業、金額が2,200万円になります。こちらは工事監督支援業務に係るものの繰越明許となっております。

次のページをお願いいたします。6ページです。第3表債務負担行為補正です。追加で中小企業融資資金利子補給です。令和7年度から令和9年度まで17万8,000円で、こちらは、町内の中小企業が令和6年度中に設備投資を行いまして、金融機関により借入れを行いますため、支払い利子の6割を補給するものでございます。

次の7ページをお願いします。第4表地方債補正です。

追加で1件行っております。横町線道路整備事業債です。こちらは緊急防災減災事業債を活用いたします。

2番で変更が4件ございます。県道整備事業債は県道熊本高森線に係る部分で、主に補正予算の部分となっております。補正予算債で充当率100%、交付税措置率50%となっております。

町道整備事業債は橋梁の補修、設計費に係る部分の追加でございます。公共事業等債で充当率90%、交付税措置率20%となっております。

次に、社会資本整備総合交付金事業債、こちらは潮井公園線ほかの整備事業となっております。国の補正予算などによるものです。

土地区画整理事業債、木山地区の土地区画整理事業によるものです。補正予算債で充当率100%、交付税措置率が72%となっております。

10ページをお願いいたします。歳入になります。

1款の町税です。まず、1項の町民税が2億2,869万6,000円の増額です。2項の固定資産税が1億3,369万2,000円の増額です。

3項の軽自動車税が1,195万1,000円の増額で、決算見込みによる増額となっております。

13款1項1目の地方交付税は1億6,376万9,000円の増額で、国の補正予算によりまして、経済対策、それから職員の給与改定など分として増額をしてあるものでございます。

11ページをお願いします。17款2項1目総務費の国庫補助金です。二つ目は価格高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,759万4,000円で、こちらを活用いたしまして、LPガス世帯への支援、または憩の家、文化会館、私立保育所、総合体育館の光熱費などの補助事業を行っております。その次のデジタル田園都市国家構想交付金946万4,000円は、DXを活用した道路管理システムなどへの交付金が採択されたものでございます。

2項民生費国庫補助金の3節児童福祉費補助金では、子どものための教育・保育費、保育給付費の補助金4,800万円で、私立保育所運営費に対する交付金となっております。

3項の衛生費国庫補助金、出産・子育て応援交付金200万円は、システム改修による国からの補助金で、10分の10、上限が200万円となっております。

12ページをお願いします。

18款 1 項 1 目民生費の県負担金になります。子どものための教育・保育給付費県負担金900万円で、私立保育所運営費の県分となります。

18款 2 項 1 目の総務費県補助金は、物価高騰対応の生活者支援交付金1,971万4,000円で、L P ガス世帯への支援分の県が2分の1という補助になりまして、町分は国の交付金を活用するものです。

2 項の民生費の県補助金の1 節社会福祉費の補助金、それから3 節児童福祉費の補助金につきましては、決算見込みによる増及び減となっております。

13ページをお願いします。7 款土木費の県補助金です。地籍調査事業の補助金4,420万5,000円で、県の補助率が75%となっております。

20款 1 項 1 目一般寄附金では、ふるさと納税1 億1,000万円の決算見込みによる増です。代理受付ふるさと納税55万9,000円で、こちらは輪島市、それから穴水町に対する代理寄附分となっております。

21款 2 項 1 目の基金繰入金、こちらは財政調整基金繰入金ほか2 基金によります基金の繰入金を5 億6,000万円減額をしているものです。

次の14ページをお願いします。23款 5 項 5 目の雑入です。一番下ですが、下水道整備の負担金3,000万円です。街路事業として下水道工事を実施したことによる、下水道事業会計からの雑入となっております。

24款が町債ですが、先ほど第4 表で御説明のとおりです。

15ページをお願いいたします。歳出になります。今回の補正では、人件費を全般的に補正を行っております。令和6 年度の人事院勧告に基づく給与改定で、一般職及び会計年度任用職員等につきまして、令和6 年4 月に遡及をいたしまして適用するものでございます。

16ページをお願いします。2 款 1 項 4 目の企画費です。11節役務費から13節使用料賃借料まで、こちらはふるさと納税の歳入1 億1,000万円に対応する返礼品等の経費関係になってまいります。17ページです。18節負担金及び補助で、L P ガス使用世帯の補助金として3,942万8,000円で、こちらは第3 回目になります。熊本県が取りまとめを行いまして、L P ガス協会を通じ補助を行うものです。25節の寄附金では、ふるさと納税代理寄附金55万9,000円で、輪島市、穴水町への代理寄附で、令和6 年12月の締めまでの分で、今回で一応終了という形になります。

7 項の諸費の18節負担金補助は、有線及び無線放送施設広報揭示整備補助金29万6,000円で、こちらが有線放送分で中尾地区、福原地区の有線放送の補助金となっています。

20ページをお願いします。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費です。19節扶助費で、介護訓練等の給付費3,688万6,000円などによります決算見込みによる増額となっています。22節償還金利子では、過年度障がい者医療費国庫負担金返還金195万8,000円から、21ページの最後になりますが、過年度障がい児通所給付費県負担金返還金46万9,000円までが、令和5 年度の精算による償還金となっております。

5 目の社会福祉施設費です。18節の負担金及び補助で、光熱費等負担軽減補助金174万円で、

国の臨時交付金を活用し、憩の家に補助を行うものです。

22ページをお願いします。3款2項1目の児童福祉総務費です。12節委託料で、病児・病後児の保育事業の委託料128万4,000円、そちらから、次のページの23ページの19節扶助費、子ども医療費助成金552万5,000円までが、決算見込みによる増額となっております。

24ページをお願いします。4款1項1目の保健衛生総務費です。12節委託料で、妊婦支援給付金システム構築委託料231万4,000円で、マイナンバー対応とするためのシステム改修です。国の補助金が200万円当たります。

2項の予防費、22節償還金利子になります。過年度、感染症予防事業の国庫負担金補助金の返還金42万4,000円と、25ページの健康増進事業費の償還金及び利子及び割引料の過年度の県市町村等自殺対策推進事業補助金返還金37万1,000円。この二つとも、令和5年度の精算によるものです。

27ページをお願いいたします。8款1項2目の地籍調査事業費になります。12節委託料で、登記業務委託料5,894万円で、こちらは熊本地震による再調査分となっております。財源としては、国から75%の補助金、そして補助裏につきましては特別交付税で8割措置をされるということになります。

28ページをお願いします。8款2項2目の道路新設改良費です。18節の負担金補助で、県道整備事業負担金5,940万6,000円で、県道熊本高森線に関わるものです。

29ページをお願いします。8款4項6目土地区画整理費です。18節負担金補助で、益城中央土地区画整理組合事業の負担金954万5,000円で、木山地区の区画整理事業の国補正予算による増額分となっています。

30ページをお願いします。9款1項2目消防施設費です。12節委託料で、熊本市消防局常備消防事務委託料1,517万円で、退職職員増による負担金の増となっております。

34ページをお願いします。10款6項3目文化会館運営費です。18節負担金補助で、光熱費負担軽減補助金201万6,000円で、こちらも臨時交付金を活用したものでございます。

次の35ページをお願いします。10款7項2目体育施設費の18節負担金補助で、光熱費負担軽減補助金157万円。総合体育館分で同じく臨時交付金を活用したものです。

37ページをお願いします。14款で予備費が372万2,000円となっております。

議案第2号につきましては、以上でございます。

次に、議案第3号になります。

令和6年度益城町下水道事業会計補正予算書（第3号）の1ページ目をお開きください。

議案第3号、令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）です。

第2条で業務の予定量の補正を行っております。（イ）環境整備で11万1,000円の増額、（ロ）ポンプ場整備で5,566万2,000円の増額を行っております。

第3条で資本的収入及び支出の補正を行っておりまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億7,800万6,000円は、当年度損益勘定利用資金で補填するものとするに改めまして、収入の部で資本的収入が1億2,730万円増額をしています。

2 ページをお願いします。支出では、資本的支出として5,577万3,000円の増額を行っています。
第4条が企業債で、下水道事業債が、補正後、10億1,000万円となっております。

3 ページをお願いします。第5条です。議会の議決を得なければ流用することができない経費
といたしまして、職員給与費57万3,000円を増額しています。

第6条が繰越明許費で、ポンプ場建設改良費、内水対策工事監督支援業務4,100万円と、処理
場建設改良費、益城町浄化センター改築工事8,000万円の2件を繰り越すこととしています。

5 ページをお願いします。給与費明細書となっております。

次に7ページをお願いします。こちらは、実施計画明細書の資本的収入及び支出の支出のほう
になります。

41款1項1目の管路整備費です。こちらは給与改定による人件費の増となっております。

3目のポンプ場の整備改良費では、同じく人件費と31節負担金では、区画整理事業に伴う宮園
雨水幹線改修工事の負担金分5,520万円で、熊本県への負担金となっております。

議案第3号については、以上でございます。

次に、議案第4号になります。令和6年度益城町水道事業会計補正予算書（第2号）です。

1 ページをお開きください。

議案第4号、令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）、第2条で収益的収入及び支
出の補正を行っております。収入では水道事業収入として57万9,000円の増額、支出では水道事
業費用として385万8,000円の増額を行っております。

2 ページをお願いします。第3条です。資本的収入及び支出の補正で、「資本的収入額が資本
的支出額に対し不足する額3億407万9,000円は、当過年度損益勘定留保資金等3億407万9,000円
で補填するものとする」に改めまして、収入では水道事業資本的収入が1億8,000万円の増額と
なっています。

第4条は企業債で、水道整備事業が補正後3億1,010万円となっております。

3 ページをお願いします。第5条で、議会の議決を得なければ流用できない経費として、職員
給与費120万円が増額になっています。

6 ページをお願いします。給与費明細書になります。6 ページ及び7 ページとなっております。

8 ページをお願いいたします。実施計画明細書です。収益的収入及び支出の収入になります。

11款2項の営業外収益になります。こちらは令和5年度固定資産の確定分によりまして、57万
9,000円の増額を行っています。

9 ページをお願いします。次に、収益的収入及び支出の支出になります。

21款1項4目の総係費では、人事異動及び給与改定に伴う人件費の増を行っております。

5目の減価償却費では、有形固定資産の減価償却費として、構築物、それから機械及び装置関
連として208万4,000円の増額を行っております。

10ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入になります。

31款1項の企業債では、木山地区の区画整理事業、それから益城中央線の道路整備に伴う配水
管の布設工事分として7,560万円の企業債となっております。

工事負担金では、木山地区の区画整理、それから益城中央線の道路整備、都市計画道路整備に伴う補償費7,940万円、それから加入分担金として、水道加入申込金が2,500万円で、益城台地の西地区、中地区の申請増によるものでございます。

議案第4号につきましては、以上でございます。

○議長（中川公則君） 日程第4、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、日程第6、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの説明が終わりました。

続いて、日程第7、令和7年度施政方針についてです。

西村町長。

○町長（西村博則君） 本町に甚大な被害をもたらしました平成28年熊本地震から9年を迎えようとしております。この間、全国から多くの皆様の温かい御支援や御協力をいただき、着実に復旧復興が進んでいることに、改めまして深く感謝申し上げます。

おかげをもちまして、本町の人口は本年1月末時点で3万4,100人を数え、震災前の人口3万4,499人に戻りつつあります。昨年、総務省から発表されました令和5年の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数で、本町は、人口増加の多い町村で全国6位、日本人住民の人口増加の多い町村で全国1位を記録しました。多くの皆様に本町を選んでいただき、大変うれしく思っております。

本町では、人口増加の現状を踏まえ、町人口ビジョンを改定し、2040年の人口目標を3万8,000人に設定し、今後、子ども・子育て施策を中心に人口増加につながる各種施策を推進してまいります。

現在、震災からの完全復興に向け、多くの復興事業に取り組んでおりますが、今年は3月に都市計画道路東西線第3工区が、国道443号から町道木山宮園線までの区間が開通、4月には地域共生センター及び木山交通広場の供用を開始します。

今後も、県や関係機関と連携し、町民の皆様、そして町議会議員の皆様とともに、町の将来ビジョンである「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」の実現を目指してまいります。

それでは、令和7年第1回益城町議会定例会の開催に当たり、令和7年度の主要施策につきまして、第6次益城町総合計画に掲げております八つの大綱に沿い、述べさせていただきます。

まず一つ目は、新たなにぎわいづくりに向けた計画的なまちづくりについてです。

新たなにぎわいづくりといたしまして、まず、木山地区での益城中央被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、引き続き県と一体となって着実に進めてまいります。

県道熊本高森線4車線化事業は令和7年度末に全線供用開始を予定しており、交通の円滑化、安全な歩行空間の確保、防災機能の向上を大いに期待しているところです。

さらに沿線では、ポケットパークの整備や、歩道にくまモンのデザインマンホールや距離標示の設置を進め、歩きたくなる歩行空間づくりを目指しますとともに、駐輪場の整備により、公共交通の利用促進と併せて、ウォーカブルなまちづくりを推進してまいります。また、都市生活基

盤の充実を図るため、東西線や第1・第2南北線等の都市計画道路の整備を進めてまいります。

有効な土地利用につきましては、益城台地における土地区画整理事業をはじめとする新住宅地の開発による移住・定住の動きに加え、T S M Cの進出に伴う関連企業等の進出や新大空港構想などの新たな動きを捉えながら、集落部の維持・活性化を図るため、自然環境と調和した土地利用を図りますとともに、復興推進エリアでは町道の整備や良好な開発を誘導するなど、復興に寄与する土地利用を積極的に検討することで、人口ビジョンの達成や本町の発展を図ってまいります。

中でも、町が進めております木山仮設団地跡地等開発につきましては、震災以前よりも発展し、活気あるまちとなっていくために欠かせない大変重要なプロジェクトであることから、様々な規制への対応や開発手法につきまして十分に検討し、早期の実現を目指してまいります。

水道事業につきましては、将来を見据えた持続可能な水道事業運営を目指し、安全安心な水道水の安定供給に引き続き努めますとともに、産業団地などの新たに開発が進むエリアへの上水道整備を進めてまいります。

水道施設の老朽化対策としましては、本年1月に策定しました上下水道耐震化計画に基づき、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築に向け、今後、おおむね20年間で完了を目指し、対策が必要な給水施設及び水道管の耐震化や布設替えに取り組んでまいります。

下水道事業では、公共下水道と農業集落排水の統合を進めるなど、経営の効率化を図り、引き続き、管路整備、老朽化対策を進めてまいります。

公共交通につきましては、本年4月に木山交通広場の供用を開始し、路線バスの一部乗り入れを始めます。また、本年4月から、飯野地区を対象に予約型乗合タクシーの実証運行を開始します。さらに、本年1月からは、木山広安地区を対象に運行しておりますA I オンデマンドバスの本格運行を目指しますとともに、テクノロジーサーチパーク、空港、東海大学及び西原村を結ぶ仮称空港ライナーの実証運行を、西原村と共同で開始をする予定です。

なお、令和7年度が町公共交通計画の改定時期となりますことから、現在、熊本都市圏におきまして課題となっている渋滞対策も含め、町民の皆様にとりまして、よりよい公共交通施策を検討してまいります。

次に、二つ目の町の魅力と活力を生み出す産業によるまちづくりについてです。

まず、本町の基幹産業であります農業の将来の在り方につきまして、農地の効率的な利用を図るために策定しました地域計画をもとに、農業者の減少に対応するための新たな担い手の確保・育成につながる対策などに積極的に取り組んでまいります。加えて、地域の農産物を活用した新たな特産品の開発にも引き続き取り組み、農産物の高付加価値化を進めてまいります。また、農業用施設の機能維持や長寿命化に努め、農地維持や地域資源の保全を支援しつつ、防災重点農業用ため池の安全性を確保するなど、計画的な防災対策を進めてまいります。

林業振興につきましては、森林環境譲与税を活用しまして、森林整備、人材育成、木材利用促進などに努めてまいります。

また、有害鳥獣による農業や林業への被害が拡大していますことから、引き続き地域と行政が

一体となって被害拡大の防止に取り組んでまいります。

商工業の活性化につきましては、商工会やまちづくり会社と連携し、まちのにぎわいづくりを推進します。加えまして、起業・創業支援や特産品開発の取組などを通じて、商工業者の活動を支援してまいります。

企業誘致につきましては、T S M C効果を的確に捉えられるよう、できるだけ早期の分譲開始を目指し産業団地を速やかに整備するとともに、県東京事務所等とも連携しつつ、私自身のトップセールスによる誘致活動を引き続き展開してまいります。

次に三つ目の、全ての子どもを元気・笑顔にするまちづくりについてです。

子育て支援につきましては、益城町子ども計画の基本理念であります、未来を担う子ども・若者が健やかに育ち、尊重され、活躍するまち、子育て世代が安心できるまち、こどもまんなか益城町に基づいた各種施策を積極的に推進してまいります。特に、教育・保育施設における利用定員の見直しや弾力運用によりまして待機児童ゼロを継続しますとともに、保育士の確保や負担軽減に向けた取組を進めてまいります。

さらに、保育士に対する研修の充実を図り、就学前教育・保育の質の向上に努めますとともに、子育ての多様なニーズに対応できるよう、今後さらなるサービスの充実・強化に努めてまいります。

また、子ども家庭センターにつきましては、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働をさらに深めるため、本年度から運営体制の充実を図り、さらなる効果的な運営を目指してまいります。

次に、養育環境等に関する課題を抱える児童への支援としまして、児童育成支援拠点事業の整備をはじめ、子ども・若者の居場所づくりに取り組みますとともに、18歳までの医療費の無償化を継続してまいります。なお、町立保育所につきましては、引き続き公私連携型保育所への移行を検討してまいります。

母子保健では、妊婦期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を目指し、出産後間もない時期の母子の健康状態を把握するための産婦健診、乳児の健やかな成長を支援するための1か月児健康診査、そして低所得世帯の妊婦を支援するための初回産科受診支援を新たに進めてまいります。

学校教育では、各種町独自事業と学校支援員の配置を続けますとともに、児童生徒の心のケアや不登校対策にも引き続き取り組んでまいります。

また、G I G Aスクール構想によるI C T教育も開始から5年が経過し、タブレット端末の更新を行うことで、さらなる活用を推進し、主体的な学びを促します。

さらに、小中連携による授業改革によりまして、英語教育をはじめ、教育水準のさらなる向上も図ってまいります。

教育環境の整備では、老朽化した校舎の長寿命化事業を進めますとともに、宅地開発に伴う児童生徒数増に対応すべく、校舎増築や学校用地の拡張に取り組んでまいります。

コミュニティスクールにつきましても、引き続き取組を推進し、地域全体が学びの場となる環境づくりを進めてまいります。

また、交流情報センター内に乳幼児期から小学校中学年頃までの子どもが保護者と一緒に気兼ねなく利用できる子ども図書館を整備するとともに、学生向けの学習ルームを設けることにより、静かに勉強できる環境を整えてまいります。

子どもの安全につきましては、通学路の安全確保を第一に、見守りボランティア、防犯カメラの活用の充実を図ってまいります。

また、公園整備を進め、親子が楽しめる場を提供するとともに、特に潮井自然公園では、既に供用開始している大型複合遊具やキャンプ場に加え、湧水を活用した親水施設やデイキャンプ広場の整備を進め、観光スポットとしての魅力も高めてまいります。

次に、四つ目の、みんながやりたいことで主役になれるまちづくりについてです。

まず、復興まちづくりセンター「にじいろ」などにおいて、地域コミュニティの維持・発展や趣味などを通じて、一人一人が主役となり、スキルアップにつながる支援策に取り組んでまいります。

震災から復旧する最後の施設であります地域共生センターが、本年4月より供用を開始します。指定管理者による運営方式を採用し、官民双方がチームとして協力して、みんながやりたいことを支援できる拠点にしてまいります。

スポーツを通じたまちづくりでは、今年もより多くの町民の皆様に喜ばれ参加いただけるイベントを開催するとともに、飯野校区に続きまして広安校区におきましても、新たなグラウンドの整備につきまして検討を進めてまいります。

また、校区スポーツ協会や町のスポーツ協会、連盟等の大会開催を支援し、健康づくり、生きがいづくり、地域づくりにつなげてまいります。併せまして、町民の皆様がスポーツに触れる機会を創出するため、総合体育館にバドミントン競技をはじめ全国規模の大会を誘致してまいります。

男女共同参画社会の実現に向けては、地域や社会で活躍できる女性の人材育成や多様な働き方が選択可能な就労支援など、性別にとらわれない社会参画の促進に取り組めます。さらに、一人一人の人権が守られるまちを目指し、部落差別、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の解決を目指して、人権教育・啓発を推進してまいります。

次に、五つ目の、みんなで健康づくりに取り組み、地域で支えるまちづくりについてです。

町民主体の健康づくり活動を推進するため、町民一人一人が主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康づくり教室の立ち上げや運動指導などの支援を継続するとともに、親子運動教室、健康住民講座、男性料理教室など、健康づくりを多角的に支援してまいります。また、健康アプリ「もっと健康！げんき！アップくまもと」の活用促進も図ってまいります。

心と体の健康づくりの推進では、健康フェスタの目玉となる健康増進イベントの実施、ふだんの生活プラス10分、野菜プラス1皿の啓発活動に取り組み、運動、食生活の改善を促進してまいります。

また、健康づくりルームでは、質の高いサービス提供に努めてまいります。

地域福祉では、熊本地震で被災した方々の生活再建支援を継続し、公共工事の関係で未だ自宅

再建ができない世帯に対し、お一人お一人に寄り添った支援を進めてまいります。また、地域共生社会の実現に向け、関係団体と連携し、地域コミュニティの深化に努めてまいります。

さらに、介護、子育て、経済困窮など複合的な課題に対応するため、相談支援や地域づくり支援、参加支援など重層的な支援を充実させてまいります。

高齢者福祉では、介護保険制度の維持と高齢者が生きがいを持って暮らせる社会づくりを目指し、高齢者が自立した暮らしを続けられるよう、地域包括支援センターを中心に地域で支える取組を推進してまいります。

認知症施策では、サポーター養成、啓発活動を推進し、認知症伴走型支援事業による相談体制の充実及び認知症初期集中支援チームへの継続支援やチームオレンジの活動推進による地域見守り体制の充実を図ってまいります。

障がい福祉では、障がいのある方が安心して生活できる地域共生社会を目指し、啓発活動を推進するとともに、相談支援体制の強化や福祉サービスの拡充を図ります。また、障がいのある子どもや療育が必要な子どもとその家族に対しまして適切な療育支援を提供できるよう、関係機関との連携を図り、乳幼児期から就労期に至るまで一貫した療育支援体制の整備を進めてまいります。

次に六つ目の、みんなが安心して暮らせるまちづくりについてです。

熊本地震から9年が経とうとしております。歳月とともに震災の記憶が薄れつつある今、町民の安全安心な暮らしのためにも、震災の記憶の継承が重要と認識しております。

そのためにも、防災・減災の礎となる震災の記憶を次世代に引き継ぐとともに、震災遺構を活用した記憶の継承の拠点に防災教育旅行を誘致するなど、町内外への情報発信に取り組んでまいります。

具体的には、国天然記念物布田川断層帯を教育旅行の目的として紹介するとともに、平成28年熊本地震震災ミュージアムの地域拠点として、新庁舎、復興まちづくりセンター、震災記念公園の一体的活用を図り、震災に関する情報を発信してまいります。

また、防災教育の推進、防災意識の向上に向け、自主防災組織の設立支援や防災士の養成など、災害時における対応能力の向上と防災リーダーの育成に取り組みます。

併せまして、避難地への防災倉庫の整備を進めるとともに、児童生徒への防災講話や防災倉庫説明会を開催してまいります。

内水氾濫対策につきましては、雨水管理総合計画に基づき、災害に強いまちづくりを進めてまいります。既に安永福富雨水ポンプ場は稼働しており、妙見雨水ポンプ場につきましては、令和7年度中の完成を目指し整備を進めてまいります。

町民の皆様の安全安心な生活を確保するため、消防・救急体制の整備や消防団員の確保、資機材の充実など消防団体制の強化に取り組みするとともに、益城西原消防署をはじめとする常備消防との連携強化を図ってまいります。また、地域や警察、町が一体となり、交通安全教室の開催や防犯活動、広報手段を活用した意識啓発に取り組み、安全安心なまちづくりを強力に推進してまいります。

次に、七つ目の、益城町ならではの魅力を伝え、みんなに選ばれるまちづくりについてです。

本町の魅力を広く発信し、観光誘客や定住促進につなげるため、広報紙、ウェブサイト、SNSなどの多様な情報媒体を効果的に活用してまいります。また、町民の皆様の主体的な活動につきましても、積極的に情報発信を行ってまいります。

町広報紙は、熊本県広報コンクールにおきまして、令和4年度に町村部門での初の1位となる特選を受賞し、続く令和5年度には町村部の入選及び一枚写真の部特選、令和6年度も町村部特選を受賞しており、町の情報・魅力発信につかまして高い評価をいただいております。今後も、さらなる充実を図ってまいります。

また、町の公式ホームページを令和6年11月にリニューアルし、スマートフォンに最適化したレイアウトへの刷新とともに、誰にでも分かりやすく使いやすいウェブアクセシビリティに準拠したサイトの構築に取り組みました。

今後も、あらゆる媒体において、専門家の意見を積極的に取り入れ、全年齢層に分かりやすく、興味を引く記事の構成、デザイン、レイアウトを採用してまいります。さらに、LINEやInstagramなどのSNSも積極的に活用し、リアルタイムかつ広域的な情報発信に努めてまいります。

文化財の保護活用では、文化財に直接触れる機会を提供し郷土愛を育てるとともに、四賢婦人記念館や交流情報センター内の志賀哲太郎展示室の資料拡充を行い、その功績を顕彰・発信してまいります。

また、熊本地震の記憶と教訓を伝えるための震災遺構の整備を実施してまいります。谷川地区では隣接地に谷川展望広場を整備したことで、修学旅行や観光等の利用に加え、平成28年熊本地震の記憶の継承に関連するイベント等の実施が可能となり、震災復興を発信する新たな拠点となっております。今後は、断層とも関連する自然地形や史跡を生かした新たな取組も検討してまいります。

国際交流につきましては、友好交流協定を締結しました台湾大甲区との交流を促進し、町民の皆様の関心を高めるため、広報紙での情報発信や、生涯学習講座などを開催してまいります。

国の脱炭素先行地域に選定されました阿蘇くまもと空港周辺RE100産業エリアの創造の実現に向け、引き続き取組を進めてまいります。

今年度の県、町、民間企業との連携協定締結や再生可能エネルギーを集約する地域エネルギー会社、熊本地域未来エネルギー株式会社の設立を機に、さらなる脱炭素化の推進を図り、持続可能な循環型社会を目指してまいります。

移住・定住促進につきましては、飯野・福田・津森地区に新築住宅を建てた家庭に対する補助に引き続き取り組んでまいります。

併せまして、益城台地における土地区画整理事業の進展により宅地開発が進むとともに、TSMC関連企業等の進出に伴う住宅需要増が予想されますことから、インフラ整備補助や埋蔵文化財調査補助など、開発環境の整備も進めてまいります。

特に、都市と自然が調和したまちという本町の特性を生かすため、現在、飯野・福田・津森地

区で実施しています集落部宅地開発支援事業補助金制度を、令和7年度から木山・広安地区の復興推進エリアにも適用することを検討し、今後、さらなる良好な住環境の整備に寄与してまいります。

最後に八つ目の効果的で効率的な行政運営が行われるまちづくりについてです。

町民の皆様それぞれに必要な情報が行き届くように、また、簡単な電子申請をはじめとした行政手続のスマート化など、住民の皆様の利便性向上を念頭に、さらなる情報発信手段の活用策を検討してまいります。また、誰でも自由に参加できるオンライン対話型プラットフォーム L i q l i d を活用し、私が直接、町民の皆様との対話を通して未来のまちの姿を一緒に考える町政座談会を改めまして、益城町タウンミーティングぶんさんカフェのように従来の対面によるワークショップや住民の意見交換を補完するとともに、場所や時間に縛られることなく、住民と行政、住民同士の対話を通じた意見交換を促進することで、行政運営への住民参画を推し進めてまいります。

併せまして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、住民基本台帳などの基幹業務のシステム標準化につきまして、本年11月上旬をめどにシステムの切替えを進めてまいります。

さらに、行政サービスの効率化につきまして、住民の利便性向上を図るため、住民と行政との接点、いわゆるフロントヤードの改革に着手をします。デジタル技術の活用などによる、書かない、待たない、迷わない、行かない窓口の構築に向けた検討を進めてまいります。

窓口サービスにつきましては、導入した、らくらく窓口証明書交付サービスやコンビニエンスストアでの証明書交付サービスの利用促進を図ってまいります。また、文字起こしや翻訳機能を備えた透明ディスプレイモニターを有効に活用し、外国人や耳の不自由な方等とのコミュニケーションの円滑化を図り、町民一人一人に寄り添った窓口サービスを実現してまいります。さらに、機動性と効率性の高い組織体制の構築や研修により、職員の資質と能力向上に取り組んでまいります。

厳しい財政状況の改善に向けて、引き続き歳入の確保と歳出の適正化に努め、収支均衡を目指します。具体的には、各種事務事業の精査、行政改革による業務効率化、適正課税、未収金の収納対策強化、施設使用料の適正化、ふるさと納税の拡充などを推進します。さらに、T S M C に関連する企業の誘致や移住・定住需要の高まりを好機と捉え、関連施策に重点的に取り組み、町の財政基盤強化を図ってまいります。

町営住宅につきましては、災害公営住宅の整備により管理戸数が増大したため、今後は老朽化した公営住宅等の長寿命化計画に基づき、計画的かつ効率的に建物の長寿命化を図りますとともに、用途廃止も含めた検討を行うなど適正な管理運営に努めてまいります。

最後になりますが、熊本地震から9年を迎える令和7年度は復興計画の最終年度であり、本町にとって大きな節目の年となります。

復興後のまちの豊かな姿を見据え、完全復興に向けてさらなる強い決意を持って、全力で取り組んでまいり所存でございますので、町民の皆様、町議会議員の皆様におかれましては、引き続き

き温かい御支援と御協力をお願い申し上げ、令和7年度の私の施政方針といたします。

以上でございます。

○議長（中川公則君） 令和7年度施政方針についてが終わりました。

ここで暫時休憩します。11時15分より再開します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの令和7年度施政方針について西村町長のほうから修正があるそうですので許可します。
西村町長。

○町長（西村博則君） 先ほどの空港ライナーです。空港ライナーの実証運行を1月からと申しましたが、正しくは本年10月からですので、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 続いて、日程第8、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」から、日程第14、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第5号から議案第11号につきまして御説明申し上げます。

令和7年度予算につきましては、先ほど施政方針で述べましたように、震災からの完全復興に向けた各種施策や、未来に向け本町がさらに発展していくための取組につきまして、予算編成を行っております。熊本地震以降、復旧復興事業に伴う様々な大規模事業を、国や県からの支援により実施してまいりました、熊本地震からの創造的復興が進んでいる中、現在、熊本県には100年に一度のビッグチャンスが訪れています。本町におきましても、この機会を最大限生かすため、各種施策の財源を確保しながら、将来を見据えた町の発展につながる取組を進めてまいります。

それではまず、議案第5号、益城町一般会計予算は223億4,877万3,000円で、前年度当初予算に比べ11億7,973万6,000円、率にして5.6%の増となっております。

歳入総額に対する町税、寄附金、繰入金等の自主財源の割合は39.4%、地方交付税、国県支出金、町債等の依存財源の割合は60.6%となっております。自主財源比率は前年度と同程度ではありますが、定額減税が終了したことなどにより町税が大きく増加しております。一方、街路事業等の復興事業の特定財源となる国庫支出金や町債、さらには元利償還に対する財政措置としまして地方交付税が増えているため、依存財源の占める割合は高い割合で推移しております。

歳出予算の主なものにつきましては、熊本地震からの復興やにぎわいづくりの取組としまして、益城中央線整備事業、益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業、都市再生整備計画事業や、東西線、南北線等を整備する都市計画道路整備事業、また、県道熊本高森線沿いに駐輪場を整備する都市地域交通戦略推進事業といった整備のほか、にぎわい活性化、イベント補助等、ソフト事業を計上しております。

また、未来を担う子どもたちの学習環境整備のため、益城中学校の生徒数増加を見据えた普通

教室棟の増築工事費や、学校 I C T 化を推進していくためのタブレット端末の更新費を計上しております。

さらに、起業・創業事業費補助や、企業誘致推進のための進出企業への立地促進金や、熊本県東京事務所への職員派遣費用、また、記憶の継承の取組としまして、布田川断層帯保存整備と併せて潮井自然公園の整備を行い、相乗効果を見込んだ予算計上としております。

公債費につきましては、熊本地震からの復旧復興事業などで借り入れました町債の元利償還額が、令和 6 年度と比べ約 6 億 2,000 万円増加しておりますが、この増加分も含め、災害対策債や災害復旧事業債の元利償還金に対しましては手厚い交付税措置がなされるとともに、その他の災害復旧関連事業につきましても、財政支援がなされることになっております。

次に、特別会計につきましては、議案第 6 号、国民健康保険特別会計補正予算は総額を 35 億 7,143 万 8,000 円、議案第 7 号、後期高齢者医療特別会計予算は総額を 6 億 628 万 8,000 円、議案第 8 号、介護保険特別会計予算は総額を 34 億 4,735 万 1,000 円、議案第 9 号、産業団地特別会計予算は総額を 1,846 万 3,000 円、議案第 10 号、下水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益を 14 億 7,890 万 1,000 円、下水道事業費用を 14 億 2,223 万 3,000 円、資本的収入及び支出の資本的収入を 15 億 1,499 万 5,000 円、資本的支出を 18 億 6,959 万 1,000 円とするものです。

議案第 11 号、水道事業会計予算の収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益を 5 億 5,301 万円、水道事業費用を 5 億 3,568 万円、また、資本的収入及び支出の資本的収入を 5 億 1,510 万円、資本的支出を 7 億 9,733 万 7,000 円とするものでございます。

令和 7 年度の当初予算につきましては、企画財政課審議員から詳細の説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。よろしく願いいたします。

それでは、議案第 5 号の一般会計からでございます。

1 ページ目をお開きください。議案第 5 号、令和 7 年度益城町一般会計予算。

第 1 条で歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 223 億 4,877 万 3,000 円と定める。

第 2 条で債務負担行為です。

第 3 条で地方債、第 4 条で一時借入金、第 5 条で歳出予算の流用についてでございます。

7 ページをお願いします。第 2 表、債務負担行為になります。六つの事業を計上してございます。

下から二つ目です。町道広崎古閑線アンダーボックス整備事業、街路用地借地料です。令和 8 年度から令和 10 年度まで 4,000 万円、こちらは九州自動車道のアンダーボックスを整備することに伴う街路の借地料となっております。

次に、小中学校タブレット P C 整備事業、令和 8 年度から令和 11 年度まで 6 億 5,660 万円、こちらは、小中学校の児童生徒が使用するタブレットの更新を行うものでございます。

8 ページをお願いします。第 3 表、地方債です。こちらが 10 ページまで続いておりますが、41

の事業、合計29億7,240万円となっております。主な事業につきまして御説明させていただきます。

上から三つ目です。消防指令管制システム整備事業債4,260万円、熊本市消防局の負担金になります。緊急防災減災事業債を活用いたします。

飛びまして、中段あたり、益城西原消防署緊急車両、救急車更新事業債3,820万円。

次に、保育所施設整備事業債5,320万円、第1保育所のトイレ改修ほかとなっております。子ども・子育て推進事業債を活用します。

保健福祉センターLED化事業債3,050万円、それから一番下ですが、緊急自然災害防止対策事業債1億4,200万円。こちらは町道袴野福原線の対策事業となります。緊急自然災害防止事業債になります。

9ページで、上から二つ目、県道整備事業債1億1,700万円は県道熊本高森線に係るものです。

町道整備事業債が5億3,930万円で、総合団地農免道線ほか整備によるものでございます。公共施設適正管理推進事業債を活用します。

社会資本整備総合交付金事業5,350万円で、潮井公園線ほかとなっています。潮井自然公園整備事業債1億1,250万円、都市再生整備計画整備事業債1億550万円、飛びまして、木山城址公園駐車場整備事業債1,950万円で、駐車場の拡張によるものです。

土地区画整理事業債6,400万円で、木山地区の土地区画整理事業分です。

都市計画道路整備事業債4億5,370万円、都市防災総合推進事業債7,870万円、都市地域交通戦略推進事業債2,430万円で、駐輪場整備分です。

小学校施設整備事業債1億4,610万円で、広安小学校の長寿命化、西小学校トイレなどの分でございます。

中学校施設整備事業債3億8,640万円で、益城中学校の増築工事などになっています。

10ページをお願いします。上から三つ目と四つ目になります。

文化財保護対策事業債260万円。文化財保存対策事業債3,110万円、布田川断層帯の整備に要するものです。

交流情報センターLED化事業債3,570万円、二つ飛びまして、広安町民グラウンド整備事業債3億4,650万円で、用地代などとなっております。こちらは緊急防災・減災事業債を活用いたします。

13ページをお願いします。歳入の1款1項になります。町税の町民税になります。個人法人合わせまして計16億1,474万円で、前年度より3億249万9,000円増額しております。こちらは主に定額減税が終了したことによる増額となっています。

次に、2項の固定資産税です。合計で21億1,822万7,000円で、1億4,263万5,000円の増額です。こちらは、家屋等の評価額が増額になったことによる増となっております。

15ページをお願いします。2款から、国からの譲与税、そして交付金についてでございます。こちらにつきましては、令和5年度の実績、それから令和6年度の見込みによりまして、前年度とほぼ同額程度を計上しているところでございます。

18ページをお願いします。12款 1 項 1 目の地方特例交付金です。5,000万円です。前年比較の2億2,778万円の減額ですが、こちらも定額減税が終了したことによる減額となっています。

13款 1 項 1 目地方交付税です。普通交付税が38億5,000万円、特別交付税が4億2,846万円となっています。合計で1億7,829万9,000円の増額です。

19ページです。15款 2 項 1 目総務費の負担金です。空港方面のコミュニティバス負担金750万円で、令和7年度に実施いたします実証実験の西原村からの負担分、2分の1の分ということになります。

それから、次に2項の民生費負担金の2節老人福祉費負担金です。老人ホーム入所者の負担金などが1,224万1,000円です。

次のページをお願いします。16款 1 項 4 目の土木使用料です。2節の住宅使用料が、町営住宅の使用料などで2億7,464万1,000円となっています。

21ページで16款 2 項 1 目の総務手数料、こちらは戸籍手数料1,250万円などとなっています。

22ページをお願いします。17款 1 項 1 目民生費国庫負担金です。1節の社会福祉費負担金は、障がい者自立支援給付費の国庫負担金2億9,628万5,000円などとなっています。3節の児童福祉費の負担金は、児童手当の国庫負担金などによりまして、7億8,627万1,000円となっています。

3項教育費の国庫負担金は、公立学校の施設整備の国庫負担金1億6,433万2,000円で、益城中学校の増築分となっております。

23ページの17款 2 項 1 目の総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度の個人番号カード交付事務費補助金1,463万4,000円などによるものです。

2項民生費国庫補助金の3節児童福祉費の補助金では、子どものための教育・保育給付費交付金7億3,574万3,000円などによるものです。

24ページをお願いします。7目土木費国庫補助金の2節都市計画費の補助金です。都市計画道路の整備事業の補助金3億9,325万円、それから同じく、その下の交付金1億3,750万円、その欄の一番下の社会資本整備総合交付金（都市公園分）1億2,500万円、こちらが潮井公園分などとなります。それから、3節の住宅費の補助金、こちらが町営住宅の長寿命化の計画改定補助金1,125万円、それから災害公営住宅の家賃低廉化事業の補助金3億8,514万7,000円です。

25ページです。8項消防費の国庫補助金になります。消防団員新基準活動服整備事業補助金524万3,000円で、団員の活動服を新基準で更新をするものです。

9項の教育費国庫補助金の1節小学校費の補助金は、二つ目の学校施設環境改善交付金3,632万1,000円で、広安西小学校図工室、それからトイレの改修を行うものです。

26ページをお願いします。18款 1 項 1 目の民生費の負担金です。1節社会福祉費負担金で、障がい者自立支援関係の負担金が合わせて2億4,356万1,000円となっています。それから3節の児童福祉の負担金では、児童手当の県負担金分などによりまして、3億8,493万8,000円となっています。

次のページをお願いします。27ページです。18款 2 項 2 目の民生費県補助金です。1節社会福祉費補助金で、二つ目の重度心身障がい者医療費補助金5,400万円、下から二つ目の重層的支援

体制整備事業交付金2,674万円などとなっています。

28ページをお願いします。3項衛生費の県補助金です。子ども医療費の補助金2,313万6,000円、二つ飛びまして、健康増進事業費補助金117万2,000円などとなっています。

5款の農林水産業費の県補助金では、次の29ページの中段あたりになりますが、農地利用効率化等支援交付金事業補助金1,800万円、四つほど飛びまして、資源向上支払い交付金長寿命化3,890万円、同じく共同活動分1,722万7,000円、農地維持支払い交付金2,971万7,000円、一つ飛びまして、新規就農者経営発展支援事業補助金5,250万円などです。

30ページをお願いします。18款3項1目総務費委託金の中の徴収費の委託金で、県民税徴収委託金4,516万2,000円です。

次の32ページをお願いします。19款2項2目物品売払い収入で、ごみ袋の売却代3,510万円などとなっています。

33ページは20款1項1目の寄附金です。ふるさと納税分が8億円、それから企業版ふるさと納税が100万円を見込んでおります。

21款2項1目の基金繰入金が財政調整基金ほか、次のページにわたりまして、8基金によります合計が28億7,968万4,000円で、昨年度よりも2億6,593万9,000円増額しているところでございます。

次に、36ページをお願いします。こちらは23款5項5目の雑入になります。一番上が社会雇用保険料3,917万6,000円。五つほど飛びまして、共済組合掛金2,158万円、四つほど飛びまして、デジタル基盤改革支援補助金1,481万9,000円、下から四つ目ですが、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金4,241万3,000円などとなっています。次のページの37ページの下から四つ目、下水道整備負担金が5,700万円です。

それから24款の町債につきましては、先ほど第3表地方債で説明のとおりとなっています。

40ページをお願いします。次に、歳出です。

1款1項1目の議会費でございます。昨年度とほぼ変わりはありませんが、21ページの10節需用費の印刷製本費206万円で、このうち、歴代議長の写真掲示の印刷製本が含まれております。

43ページをお願いします。2款1項1目6節退職金になります。退職手当組合負担金3,686万円で、こちらは定年を65歳に延長することにより、令和5年度よりも1億円以上減っているところでございます。例年の4分の1になっているところでございます。

次の44ページをお願いします。10節の需用費は印刷製本費が1,611万7,000円で、主に広報紙代となっています。11節役務費は、上から三つ目の厚生年金保険料、再任用職員、会計年度任用職員分が8,134万円です。45ページは、下から四つ目の口座振込手数料1,008万9,000円で、金融機関への手数料が増額しているところでございます。12節委託料は、行政区嘱託員への委託料3,482万円、それから一番下の文書管理システムの導入業務の委託料746万9,000円で、新規システムの導入予定となっております。

46ページをお願いします。13節です。使用料賃借料で、機械の借上料、複写機の借上料等が1,043万2,000円と、47ページで、庁用車の管理システムの使用料27万8,000円。こちらは紙ペー

スの運転日報からシステムを導入するということでございます。

18節の負担金補助の上から三つ目、上益城広域連合負担金1,729万4,000円で、48ページをお願いいたします、中段あたりになります、地域おこし企業人交流プログラム負担金560万円、一つ飛びまして、災害派遣職員人件費負担金740万円などです。

49ページをお願いいたします。2款2項財産管理費の12節委託料になります。一番上は庁舎清掃業務の委託料867万3,000円、二つ飛びまして庁舎の警備委託料951万9,000円。

50ページをお願いいたします。17節備品購入費では庁用車購入費として345万円で普通車1台を予定しております。庁用車の備品購入費181万円につきましては、ドライブレコーダーの導入に関する費用です。24節積立金は、六つの基金へ積立てを予定しておりまして、合計で3,332万1,000円となっています。

次の51ページです。3項の電子計算機運用費になります。委託料が各種委託料を合計いたしますと7,242万6,000円、それから、13節の使用料賃借料が1億1,034万円。

次のページ、52ページをお願いいたします。17節の備品購入費としてOA機器の購入費868万9,000円で、庁内のペーパーレス化に向けた卓上モニターなどの購入費となっています。

53ページです。2款1項4目の企画費の12節委託料になります。ふるさと納税の業務委託料3億8,987万4,000円で、返礼品等となっています。復興まちづくりアドバイザーの業務委託料1,586万7,000円、総合計画の策定業務委託料が700万円です。

55ページをお願いいたします。13節使用料賃借料では、業務手順書の管理システムの使用料198万円、LINE活用システム使用料323万4,000円、バスロケーションシステム使用料12万円などとなっています。

18節負担金補助では、56ページをお願いいたします、上から二つ目、定住促進補助金4,150万円、下から三つ目の地方バス運行等特別対策補助金6,000万円。一番最後の地域公共交通計画策定支援業務の補助金1,100万円などとなっています。

59ページをお願いいたします。6目の防災費になります。12節委託料で、防災行政無線の設備保守業務委託料605万円、それから一番下にありますが、全国瞬時警報システム新型受信機更新業務委託料838万4,000円で、こちらは緊急防災・減災事業債を活用するものです。17節の備品購入費では、災害拠点施設等の備蓄資材等の購入費として99万6,000円で、総合体育館へのマンホールトイレ用の便座などを購入する予定となっています。

60ページをお願いいたします。18節負担金補助では、下から二つ目、防災教育の語りべ育成の支援の補助金150万円で、復興基金を活用いたします。次の熊本県地域衛星通信ネットワーク第3世代整備事業負担金642万円で、こちらも県負担金で緊急防災・減災事業債を活用いたします。

次に、61ページです。7目諸費の18節負担金補助金で、上から三つ目、有線・無線放送の設備と広告掲示板の整備の補助金300万円、防犯灯の施設整備の補助金480万円、一つ飛びまして、危険家屋の除却事業の補助金900万円、こちらは復興基金を活用する予定です。

63ページをお願いいたします。2款1項11節の木山仮設団地跡地等開発費、こちらは新規の科目でございます。合計3,445万3,000円となっております。1節は報酬で、木山仮設団地の跡地開発の

計画策定委員会の報酬37万2,000円です。8節の旅費は、委員会の費用弁償13万2,000円と、用地交渉に係る普通旅費92万円です。

64ページをお願いします。12節委託料は、工作物の調査業務の委託料1,500万円と、開発計画策定の業務委託料1,800万円となっています。

66ページをお願いします。2款2項2目の賦課費の12節委託料です。上から二つ目の固定資産税、固定資産評価替、固定資産課税土地評価業務の委託料1,441万円、それから、次の固定資産家屋評価業務の委託料637万円などです。

70ページをお願いします。2款3項1目の戸籍住民基本台帳費になります。12節委託料です。一番上の戸籍システムの改修業務委託料1,377万2,000円、コンビニ交付システム改修業務の委託料921万3,000円です。71ページは17節の備品購入費で、庁用器具購入費99万8,000円で、マイナンバーカード用のタブレット、プリンター等となっております。国からの10分の10の補助となっております。

72ページをお願いします。2款4項4目の参議院議員の選挙費で、合計1,861万1,000円です。こちらは人件費及び関係経費の合計となっております。全額、国・県支出金でございます。次の73ページが町長選挙費になります。353万4,000円で、令和8年度実施予定の人件費及び関係経費となっております。

74ページをお願いします。2款5項2目統計調査費です。合計で1,785万2,000円となっております。1節の報酬では、調査員報酬で1,266万9,000円、こちらは国勢調査ほかの調査の委託報酬となっております。ほか、この調査につきましては、全額、国庫補助で対応することになっております。

79ページをお願いします。3款1項1目の社会福祉総務費12節委託料になります。上から三つ目の上益城地域活動支援センター事務委託料740万円、下から二つ目の地域包括支援センター運営委託料4,171万7,000円。

80ページで、コミュニティソーシャルワーカー設置事業委託料2,041万5,000円、二つ飛びまして、生活支援コーディネーター委託料1,185万円です。18節負担金補助では、上から二つ目の民生児童委員協議会の補助金503万円、飛びまして、社会福祉協議会補助金1,350万円、地域福祉基金事業助成金400万円。

それから、次の被災者転居費用助成金120万円から、81ページの上から五つ目の自宅再建利子助成金2,800万円までは、復興基金事業となっております。

次に、温浴施設回数券等補助金900万円は、憩の家廃止に伴う補助金となっております。

19節の扶助費で、障がい者自立支援の医療費3,360万円です。

それから、82ページをお願いします。一番上の介護訓練等給付費5億8,357万1,000円、次の障がい児通所給付費3億4,718万4,000円、六つ飛びまして、重度心身障がい者医療費4,800万円などとなっております。

84ページをお願いします。3款1項4目老人福祉費の12節委託料になります。地域サロン体力測定等業務委託料214万2,000円です。

85ページをお願いします。13節の使用料賃借料で、体組成計のリース料26万2,000円です。

86ページをお願いします。19節の扶助費は、老人保護措置費9,780万円、高齢者住宅改造費166万6,000円などです。

27節繰出金は合計5億886万1,000円で、こちらは介護保険特別会計への繰出金となっています。

87ページは、6目地方改善費の18節負担金補助で、支部助成金306万円です。

88ページをお願いします。9目後期高齢者医療費の18節負担金補助です。こちらは後期高齢広域連合への負担金となっております。合わせて5億2,458万1,000円です。

27節繰出金は1億4,780万2,000円で、後期高齢者特別会計への繰出金となっています。

91ページをお願いします。3款2項1目児童福祉総務費になります。12節委託料で、上から三つ目、病児病後児保育の事業の委託料1,334万3,000円。

92ページをお願いします。一番下になりますが、公私連携型保育所運営委託料1億4,013万8,000円。旧第4保育所分ということになります。それから、93ページで、上から三つ目、地域子育て支援拠点事業の委託料1,195万2,000円。次のふれあい交流館解体設計業務委託料30万円。こちらは旧中央小の特別教室の解体委託料でございますが、以前に積算を一度行っておりまして、積算単価の見直しを今回行うものでございます。

18節負担金補助では、私立保育所等の運営給付費15億2,069万4,000円、一つ飛びまして、延長保育事業の補助金1,128万円。94ページにまいりまして、下から四つ目、保育補助者雇上強化事業補助金2,485万5,000円、保育体制強化事業補助金1,698万円。

それから、95ページの19節扶助費で、子ども医療費の助成金が2億3,578万9,000円です。

2項の児童措置費になります。19節扶助費で、児童手当によるものが9億5,365万5,000円となっています。

97ページをお願いします。3款2項3目の児童福祉施設費になります。12節委託料で、下から四つ目の調理業務の委託料2,930万4,000円で、2園分となります。一つ飛ばしまして、トイレの改修工事監理委託料500万円、第1保育所分です。それから、公私連携保育保育所建物調査委託料141万8,000円で、旧第4保育所分となっています。

98ページをお願いします。14節工事請負費で、第1保育所トイレ改修工事費5,000万円。17節の備品購入費で施設遊具購入費288万7,000円。こちらは施設遊具関係となっています。99ページで、19節の扶助費が、保育の材料、給食用の食材3,201万2,000円となっています。

3款3項1目災害救助費の7節報償費が災害弔慰金500万円、22節の償還金利子は災害援護資金の償還金が1,185万5,000円です。

101ページをお願いします。4款1項1目の保健衛生総務費の12節委託料です。母子健康手帳のアプリ管理の委託料196万7,000円、次の妊婦支援給付金システム導入委託料105万9,000円です。102ページをお願いします。18節負担金補助です。上から四つ目の不妊治療の助成金240万円、一つ飛びまして、妊婦支援給付金3,700万円などです。

27節繰出金は3億874万5,000円で、こちらは国保特別会計への繰出金と水道事業会計への繰出金となっています。

104ページをお願いします。4款1項2目予防費の12節委託料です。子ども4種混合の予防接種業務の委託料1億1,523万2,000円、一つ飛びまして、高齢者インフルエンザ予防接種業務委託料1,793万7,000円、高齢者新型コロナウイルス予防接種業務委託料6,410万3,000円、高齢者带状疱疹予防接種業務委託料1,502万4,000円、母子保健業務委託料4,429万9,000円です。

105ページをお願いします。17節備品購入費、庁用器具購入費201万4,000円で、スポットビジョンスクリーナーなどの購入費です。

106ページをお願いします。4款1項3目環境衛生費の12節委託料です。地球温暖化対策の実行計画策定業務委託料465万3,000円です。それから18節の負担金補助では、一番上の益城・嘉島・西原環境衛生施設組合の負担金2億2,286万6,000円で、クリーンセンターへの補助金となっています。次に、上益城広域連合の施設整備負担金524万1,000円です。

次に、107ページの5目の健康増進事業費です。12節委託料で、ましき健診の業務委託料3,553万5,000円、子宮頸がんの検診業務委託料768万7,000円です。

109ページをお願いします。8目の保健福祉センター運営費の12節委託料になります。清掃業務委託料394万9,000円。

110ページをお願いします。上から四つ目の健康づくりルーム管理運営業務の委託料800万円、下から二つ目のLED改修工事の設計委託料200万円、空調機清掃業務の委託料421万3,000円です。14節工事請負費はLED改修工事費3,190万円で、こちらは脱炭素の推進事業債、充当率90%、交付税措置率40%を活用いたします。17節備品購入費は機械器具購入費252万9,000円で、健康づくりルームの運動器具関係の購入を行うものです。

111ページの4款2項1目塵芥処理費の10節需用費、消耗品費3,561万円で、こちらは主にゴミ袋、それから収集ボックスの費用となっています。12節委託料は、ゴミ収集業務の委託料8,788万3,000円で、令和7年度から熊本市の東部清掃工場へ燃えるゴミを搬入する予定となっています。2項し尿処理費の18節負担金補助で、御船地区衛生施設組合の負担金3,633万7,000円です。

114ページをお願いします。6款1項3目農業振興費です。

7節報償費で、有害鳥獣買上金120万円で、こちらは周辺自治体を参考に単価の見直しを行い、増額しているところでございます。115ページの8節は旅費です。普通旅費が77万2,000円で、来年度は、農産物のPRとして、銀座熊本館、福岡空港などでPRを行う予定です。18節の負担金補助は、次の116ページです。上から四つ目の農業用廃プラスチック設備事業補助金400万円、下から二つ目の農地利用効率化等支援交付金事業補助金1,800万円、117ページの新規就農者経営発展支援事業補助金5,250万円。こちらは全額補助となっておりまして、7名分となっています。新規就農者経営開始資金補助金975万円。こちら国から全額補助になっておりまして、御夫婦1組分、個人5名分を計上しております。また、土壌分析の補助金が5万円で、新規計上してございます。

118ページをお願いします。5目農地の12節委託料になります。下から二つ目の、防災重点農業用ため池の工事測量設計業務委託料1,300万円で、三王免ため池の工事を委託を行います。国・県補助が約73%の予定です。次に、農道橋の橋梁補修設計業務委託料410万3,000円で、小谷

農道橋を予定しております。国・県補助が64%となっています。18節負担金補助は、次の119ページになります、中段あたり県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金1,420万円、下から三つ目の資源向上支払い交付金長寿命化5,186万8,000円、同じく共同活動2,297万1,000円、農地維持支払交付金3,962万3,000円です。次の120ページの上から二つ目、環境保全型農業直接支払交付金1,223万3,000円などです。

122ページをお願いします。6款2項1目の林業振興費の14節工事費になります。林地崩壊防止対策工事費1億4,208万5,000円で、町道袴野福原線の工事を予定しております。緊急自然災害防止事業債充当率100%、交付税措置率70%を予定しております。

124ページをお願いします。7款1項2目の商工業振興費の12節委託料です。一番下の創業支援等相談窓口運營業務委託料745万8,000円、125ページの中心市街地活性化基本計画フォローアップ業務委託料434万円などです。18節負担金補助は、商工会補助金1,040万円、夏祭り補助金2,287万円、三つ飛びまして、起業・創業事業補助金500万円、次の経営発展支援事業補助金460万円などです。

126ページをお願いします。7款1項3目観光費です。12節委託料は、観光プロモーション業務委託料200万円で、JALとの連携事業を予定しています。

127ページをお願いします。4目の企業誘致推進費の18節負担金補助になります。企業立地奨励金が100万円、産業支援サービス業等立地促進補助金が800万円などです。27節繰出金では、産業団地特別会計への繰出金として1,546万3,000円となっています。

129ページをお願いします。8款1項1目土木総務費の18節負担金補助になります。一番下の派遣職員人件費負担金1,480万円、2名分です。

130ページをお願いします。上から二つ目の単県急傾斜地の崩壊対策事業負担金600万円、それから、2目地籍調査事業費の、131ページ、12節委託料です。登記業務委託料900万円。県からの補助金が70%、特別交付税が補助裏の8割となっています。

8款2項1目の道路維持費は10節修繕料で、修繕料が1,500万円、それから12節の委託料は、道路等の雑草処理の業務委託料600万円と、次の132ページの上から二つ目の道路台帳作成業務の委託料1,100万円などです。14節の工事請負費では、路面等の補修工事費が5,400万円で、総合団地線、それから農免道線、大久保古川線ほかの工事費となっております。

次の133ページが2目の道路新設改良費になります。委託料が、町道改良の委託料3,000万円で、アンダーボックス、第1土地区画整理事業の21号線、上古閑線などです。13節の使用料賃借料は、二つ目の工場の仮設道路の賃借料2,088万円で、アンダーボックス関連の迂回路、区画整理中地区の借地料となっています。14節工事請負費は、道路の改良工事費で3億5,500万円、広崎古閑線街路、それから花立線、テクノ1号線、ラウンドアバウトなどとなっています。16節の公有財産購入費は、用地費として6,235万円で、地区計画花立線などとなっています。18節負担金補助は、県道整備事業負担金1億4,206万9,000円で、県道熊本高森線の県への負担金となっています。

134ページをお願いします。3目の橋梁維持費の12節委託料は、橋梁調査業務の委託料1,100万円で、橋梁点検21か所分となっています。14節工事請負費は橋梁補修工事費1,650万円で、新古

閑橋、第2宮園橋を予定しています。

6目の社会資本整備総合交付金事業は潮井公園線ほかの整備費となっております。委託料が合計で1,600万円、工事請負費が8,400万円、公有財産の用地購入費が1,500万円、補償補填費が立木補償等で1,000万円となっています。

137ページをお願いします。8款4項1目都市計画総務費の12節委託料です。

○議長（中川公則君） 藤田審議員、ちょっとよかですか。

（議長等が自席で発言）

○議長（中川公則君） 午前中はこれで終わります。午後は13時30分から会議を再開します。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

なお、10番野田議員から午後は欠席する旨の届出がっております。

藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、議案第5号、一般会計予算書の136ページでございます。8款4項1目の都市計画総務費です。137ページをお願いします。12款委託料です。都市計画道路事業申請業務委託料2,500万円で、益城台地の交通網の整備に係る委託となっております。一つ飛びまして、耐震改修促進計画改定業務委託料620万円で、国の補助を半分いただいて実施するものでございます。

138ページをお願いします。18節負担金補助になります。下から二つ目のまちづくり高付加価値空間創出事業助成金820万円です。

139ページです。戸建て木造住宅耐震改修等事業補助金1,080万円、地区計画整備促進補助金1,000万円などです。24節積立金が、公共下水道の建設基金の積立金1,015万5,000円で、条例分1,000万円と利子となっています。27節繰出金は下水道事業の繰出金で、5億7,036万9,000円です。

140ページをお願いします。8款4項5目の公園費の12節委託料になります。下から四つ目の測量設計業務委託料150万円、城址公園の駐車場拡張部分になります。潮井自然公園詳細設計業務委託料1,800万円、一つ飛びまして、潮井自然公園整備工事監督支援業務委託料2,200万円です。

141ページです。14節工事請負費です。潮井自然公園整備工事費2億2,250万円で、こちらは、国の補助が半分と、補助裏については、公共事業等債、充当率90%、交付税措置20%となっております。秋津川河川公園防犯灯改修工事費980万円、木山城址公園駐車場拡張整備工事費1,500万円となっています。16節公有財産購入費が、木山城址公園の用地525万円。17節備品購入費の庁用器具購入費100万円、こちらは斜面除草用の草刈り機2台を予定しております。

142ページをお願いします。8款4項6目土地区画整理事業費になります。12節委託料で、益

城中央地区土地区画整理事業の調査委託料850万円、こちらは木山地区の地区内の大字名の変更に係る調査委託料となっています。18節負担金補助ですが、益城中央地区の中央土地区画整理組合の負担金1億564万5,000円でございます。次に、8目の街路事業費の12節委託料です。こちらは全て東西線、それから南北線、第2南北線に係る費用となっています。委託料が4,500万円。そして143ページの工事費が3億9,000万円、16節の公有財産購入費が1億3,000万円、負担金補助は第2南北線の工事負担金1,000万円ですが、こちらは県道のタッチ部分について県道負担金としてお支払いするものです。21節補償費になります。こちらが5億8,100万円になります。次に、9目の都市防災総合推進事業です。12節委託料が建物の事前調査の委託料800万円、福富地区の避難路関係になります。14節工事請負費が、避難路等の整備費1億1,900万円で、福富、それから寺迫の避難路と耐震性の貯水槽の整備を予定しています。国の補助が2分の1となります。

144ページをお願いします。16節公有財産購入費で、用地購入費300万円、福富地区になっています。21節補償補填費が工作物の移転補償費4,500万円、こちらと同福富地区の補償費となっています。

145ページをお願いします。11目の復興まちづくりセンター運営費の17節備品購入費の施設器具購入費70万円、こちらは交通広場の供用開始に伴う椅子等の購入費です。18節負担金補助が、集落支援員活動補助金220万円。昨年度まで地域おこし協力隊と呼んでおりましたが、集落支援員のほうに雇用形態の変更を行うものでございます。12目の都市再生整備計画事業費の12節委託料です。測量設計委託料1,650万円で、区画整理地内の公園、それから、憩いの広場、交通広場などの委託となっています。14節工事請負費は、木山城址公園の景観整備の工事費5,250万円、憩いの広場の整備工事費2,500万円、公園整備工事費5,000万円、交通広場設備工事費5,200万円となっています。なお、国の補助率については45%から50%、補助裏については、公共事業等償充当率90%、交付税措置20%となっています。

146ページをお願いします。18節負担金補助です。木山宮園線高質化の負担金1,200万円、横町線の高質化の負担金2,000万円。いずれも県工事の負担分となっています。

13目の都市地域交通戦略推進事業、こちらは駐輪場整備費になります。委託料が、測量設計委託料500万円。建物事前調査シェルター建築の管理委託になります。14節工事請負費が、駐輪場整備工事費4,800万円で、古閑北、馬水、上野添。国の補助金が2分の1、補助裏は公共事業等償となっています。

148ページをお願いします。8款5項1目住宅管理費の10節修繕料になります。修繕料が1,025万3,000円で、令和7年度は火災報知器を市ノ後団地の一部と広崎地区で改修いたします。及び、退去の修繕費などとなっています。12節委託料が、三つ目の、町営住宅長寿命化計画改定業務委託料2,500万円でございます。14節工事請負費が、福富住宅通路改修工事費1,000万円で、福富第2住宅の通路の改修費となっています。

149ページをお願いします。9款1項1目非常備消防費です。10節需用費の消耗品費1,829万4,000円で、こちらは新規活動服の更新550名分を予定しております。国の補助3分の1、補助裏については特別交付税で80%となっています。

151ページをお願いします。9款1項2目消防施設費になります。12節の委託料で、熊本消防局常備消防事務委託料4億630万4,000円、それから分筆業務委託料51万9,000円で、こちらは馬水の消防詰所の分筆分です。16節公有財産購入費も消防団詰所の用地購入費331万2,000円も、同馬水詰所の約80平方メートルの購入費です。17節備品購入費は小型動力ポンプの購入費として515万5,000円、こちらは、赤井、それから役場機動分団のものです。消防団ポンプの積載車の購入費1,673万1,000円で、3台分です。赤井、杉堂、小谷の分です。

益城西原消防署救急車購入費、こちらは4,097万6,000円となっています。18節負担金補助で、消火栓の維持管理の負担金1,250万円と、一番下の救急安心センター事業負担金20万円、こちらは相談窓口分として県負担金の新規となっています。

155ページをお願いします。10款1項2目の教育費の事務局費になります。12節委託料で、上から三つ目の、教育ICTタブレット端末運営業務委託料2億8,280万5,000円で、児童生徒用のiPadの更新を行うものです。

次の156ページをお願いします。17節の備品購入費です。学校教育ICT機器購入費380万6,000円、小中学校の理科・音楽室への電子黒板の更新購入となっています。

159ページをお願いします。10款2項1目小学校の学校管理費の12節委託料です。一番下になります。小学校施設整備設計調査等業務委託料8,196万6,000円で、こちらは広安小学校の長寿命化の設計、津森小学校の給水施設の設計、それから飯野小学校のエレベーターの設計などとなっています。

160ページをお願いします。14節の工事請負費です。小学校施設整備費350万円、給食の配膳室です。益城中央小学校の施設整備費462万円、トイレ洋式化に係るものです。津森小学校施設整備費380万円、体育館エレベーターの防水に要する費用です。広安西小学校の施設整備費1億3,557万4,000円で、トイレの改修、それから、図書室のバリアフリー化の費用となっています。

163ページをお願いします。10款3項1目中学校費の学校管理費になります。12節委託料です。一番下です。益城中学校の増築工事監理業務委託料1,580万円です。14節工事請負費で、木山中施設整備費1,110万円で、こちらは、廊下出入口、支援教室昇降口の改修工事です。益城中増築工事費6億2,500万円で、こちらは国からの補助が半分となっています。

170ページをお願いします。10款6項1目の社会教育総務費になります。18節負担金補助で、171ページになります。各種団体補助金になります。婦人会補助金122万円、PTA連絡協議会補助金65万円、子ども会補助金84万円、人権同和教育推進協議会補助金520万円、文化協会補助金65万円、同和教育推進協議会補助金72万円、ふるさとづくり施設整備費補助金100万円となっています。

地域コミュニティ施設等再建支援補助金1,200万円、こちらは復興基金を活用した事業になりますが、2件ございまして、一つが宮園地区の山川正先生の碑の改修、もう一つが、福原観音堂阿弥陀堂の改修となっております。

172ページをお願いします。10款6項2目の公民館費になります。16節公有財産購入費です。公民館用地購入費800万9,000円で、津森駐在所跡地約728平米の購入を行うものです。

174ページをお願いします。10款6項4目の集会所運営費です。一番上から2番目になります。13節委託料で、平田集会所改修設計委託料780万円です。こちらは、公共施設適正管理推進事業債充当率90%、交付税措置率45%を活用する予定です。

それから5目の四賢婦人記念館運営費です。10節需用費で修繕料75万円です。こちらは、津森小学校隣の旧四賢婦人記念館の石垣修繕ほかとなっております。

176ページをお願いします。10款6項6目文化財保護対策費の11節役務費です。展望広場の植栽手数料80万円、それから飛びまして、文化財資料室移転手数料50万円。こちらは中央小跡地の特別教室からの移転手数料となっています。12節委託料、文化財調査業務委託料200万円です。

177ページです。文化財資料室収蔵棚移設委託料470万円、登山道調査業務委託料220万円、二つ飛びまして、施工監理委託料711万7,000円で、堂園地区の駐車場トイレの委託となっています。14節工事請負費は、文化財保管環境整備工事費550万円、布田川断層帯保存整備工事費1,207万円で、堂園駐車場の防護柵、谷川展望広場の電気等の工事となっています。

178ページです。16節公有財産購入費で、志賀哲太郎先生顕彰碑公園土地購入費50万円で、津森小学校横の顕彰碑の用地を購入するものです。18節負担金補助の三つ目です。指定文化財等災害復旧事業補助金1,200万円、こちらは飯田山の常楽寺を予定しております。8割が特別交付税、2割を復興基金という財源内訳となっています。

181ページをお願いします。10款6項9目の交流情報センター運営費の10節需用費になります。二つ目の修繕料596万6,000円はドア及び館内の修繕料となっています。12節委託料は、181ページをお願いします。下から二つ目のLED化設計委託料が250万円です。14節の工事請負費では、LED化工事費3,722万円、こちらにつきましても同じく脱炭素推進事業債充当率90%、交付税措置45%を活用いたします。17節の備品購入費の182ページをお願いします。施設器具購入費1,144万9,000円で、こちらは子ども図書館の備品等の整備費用となっています。財源としては、子ども・子育て推進事業債、充当率90%、交付税措置50%を活用いたします。次に、10目の複合施設運営費の12節委託料、指定管理委託料4,000万円と分筆測量業務委託料580万円。こちらは、複合施設と、新たに整備いたしました西側道路の分筆の委託を行うものです。

184ページをお願いします。10款7項1節の保健体育総務費の12節委託料です。二つ目の中学校部活動地域移行コーディネーター委託料が100万円です。18節負担金補助及び交付金ですが、185ページが一番下になります。バドミントン大会開催補助金100万円、こちらにつきましては、来年度、S Jリーグ、バドミントンリーグ開催に伴う補助金となっております。次に、2項体育施設費の12節委託料です。一番上の体育施設の指定管理委託料4,098万円です。

186ページをお願いします。上から二つ目の体育施設設計業務委託料1,500万円で、新広安町民グラウンドの測量設計の委託料となっています。14節工事請負費で、津森町民グラウンドのトイレ解体の工事費200万円、福田町民グラウンドのトイレ改修工事費960万円、町民グラウンドの相撲場の改修工事費800万円などです。16節公有財産購入費では、広安町民グラウンド用地費3億3,150万円で、緊急防災・減災事業債、充当率100%、交付税措置率70%を活用する予定です。17節備品購入費では、施設機器購入費303万9,000円で、先ほど申しましたS Jリーグ誘致に伴うバ

ドミニントンのフロアマット等の購入を行うものです。

189ページをお願いします。こちらは10款7項3節の学校給食費になります。18節負担金補助です。一番下になります。学校給食食材購入費補助金2,700万円で、こちらは財源を価格高騰対策の国からの交付金を全額充てて実施するものでございます。

それから、その次の11款1項1目の農業用施設災害復旧費で、次の190ページをお願いします。12節委託料で、監督員支援業務委託料4,400万円につきましては、農業用施設災害復旧事業債、充当率65%、交付税措置率85.5%となっています。

次の11款2項1目の道路橋梁災害復旧費から、その次の宅地災害復旧費、次の191ページの共同墓地復旧費、地盤改良補助費、雑種地等災害復旧費、こちらにつきましては、熊本地震関連の対応分で、復興基金で行うこととしています。

それから192ページをお願いします。12款1項の公債費です。1目の元金が、本年度の予算額が30億2,867万6,000円で、前年比較5億8,275万7,000円の増額となっています。2目の利子につきましては、来年度予算が2億7,640万円で、3,613万1,000円の増額となっております。元利金を合計しますと33億507万6,000円で、前年比較6億1,888万8,000円の増となっています。

14款の予備費です。5,434万9,000円となっています。193ページが給与費の明細書になります。202ページまでが明細となっております。

203ページをお願いいたします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調べでございまして、204ページまで続いております。これは、これまでに設定をいたしました債務負担行為のそれぞれの事項と、債務負担行為の限度額、令和6年度までの支出額、それから7年度以降の支出予定額、その財源内訳という表となっております。

205ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっています。こちらは、それぞれ区分がございまして、令和5年度末の残高、こちらは決算額になりますが、一番下の数字になります。498億5,391万8,000円です。それから令和6年度末の見込額になります。一番下の数字ですが、523億8,537万6,000円で、こちらは予算ベースでの残高見込みとなっております。それから、そのお隣が令和7年度の増減見込額で、当該年度中の起債見込額です。こちらが一番下の数字で29億7,240万円。そしてその右隣の当該年度中の元金償還の見込額が30億2,867万6,000円で、一番右下の数字になりますが、令和7年度末の見込額といたしましては、523億2,910万円ということで、ほぼ横ばいの状況となっています。

議案第5号については、以上でございます。

次に、議案第6号です。207ページをお願いします。

議案第6号、令和7年度益城町国民健康保険特別会計予算。

第1条で歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ35億7,143万8,000円と定める。

第2条で一時借入金となっております。

213ページをお願いします。歳入になります。

1 款 1 項国民健康保険税になります。次のページをお願いします。214ページです。本年度の合計額が 6 億3,257万7,000円で、昨年度とほぼ同額となっております。それから、6 款 2 項の県補助金の保険給付費等交付金が24億4,096万5,000円、215ページの10款 1 項 1 目の一般会計からの繰入金が 2 億8,294万5,000円です。

216ページをお願いします。11款 1 項の繰越金が 2 億円で、昨年同額です。

12款の諸収入、こちらは217ページに計がございます。1,050万円となっております。

218ページをお願いします。歳出です。

1 款の総務費になります。219ページです。合計で2,264万2,000円です。

221ページをお願いします。保険給付費の療養給付費になります。合計で20億3,425万円です。

223ページをお願いします。3 款 1 項 1 目医療給付費分の一般被保険者医療給付費分です。6 億2,790万1,000円です。それから次の 3 款 2 項の後期高齢者の支援金等分、こちらが合計で 2 億168万6,000円です。

227ページをお願いします。7 款 1 項 1 目で、国保基金の積立金になります。5,005万1,000円で、昨年とほぼ同額です。

10款は予備費になっておりまして、2 億215万5,000円となっております。

議案第 6 号は以上でございます。

次に、議案第 7 号です。229ページになります。

議案第 7 号、令和 7 年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。

第 1 条で歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億628万8,000円と定める。

第 2 条、一時借入金です。

234ページをお願いします。歳入です。後期高齢者医療の保険料になります。

1 款の一番下の合計欄です。4 億5,498万1,000円で、1,600万円ほど増額をしております。

それから次に、5 款 1 項の一般会計からの繰入金です。合計で 1 億4,780万2,000円です。

237ページをお願いします。2 款の後期高齢者医療広域連合への納付金になります。合計で 5 億9,726万7,000円で、1,766万円ほど増えております。

それから、10款の予備費が289万5,000円となっています。

議案第 7 号は以上でございます。

次に、議案第 8 号です。239ページになります。

議案第 8 号、令和 7 年度益城町介護保険特別会計予算。

第 1 条で歳入歳出予算です。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34億4,735万1,000円と定める。

第 2 条で一時借入金、第 3 条で歳出予算の流用について定めてございます。

245ページをお願いします。歳入です。保険料で介護保険料になります。合計で 7 億866万1,000円で、ほぼ昨年度と変わりございません。

次の246ページをお願いします。4款1項1目の介護給付金負担金になります。5億8,249万5,000円です。それから、同じく国庫支出金の国庫補助金になります。合計で、247ページですが、2億1,010万9,000円です。5款の支払い基金の交付金は、合計で9億36万2,000円です。

次のページをお願いします。10款1項の一般会計からの繰入金です。4億426万3,000円で、ほぼ昨年と同額となっています。

249ページです。11款の繰越金が5,000万円です。

251ページをお願いします。歳出になります。

255ページをお願いします。保険納付金の介護サービス等の諸費になります。合計で29億5,188万7,000円です。

256ページです。保険給付費の介護予防サービス等諸費になります。合計で1億238万9,000円です。

257ページです。2款4項の高額介護サービス等費になります。合計で7,756万3,000円です。

258ページをお願いします。2款7項の合計になります。特定入所者介護サービス等費です。8,796万8,000円となっています。

263ページをお願いします。こちらが5款3項の包括的支援事業任意事業費になります。合計で3,022万9,000円です。

265ページをお願いします。9款3項他会計繰出金で、重層的支援体制の整備事業の繰出金で1,485万4,000円。10款の予備費は965万9,000円となっています。

議案第8号につきましては、以上です。

次に、議案第9号です。267ページになります。

議案第9号、令和7年度益城町産業団地特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算です。歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ1,846万3,000円と定める。

第2条で債務負担行為、第3条で一時借入金となっています。

270ページをお願いします。第2表債務負担行為になります。九電、NTT、電柱移設事業です。期間が令和8年度まで、限度額が2,600万円となっています。こちらは、産業団地整備のため、令和7年度・8年度の2か年にわたりまして、電柱の移設の事業を行うものでございます。

273ページをお願いします。歳入です。

繰入金で一般会計からの繰入金になります。1,546万3,000円です。

2款の繰越金です。300万円になります。

274ページをお願いします。1款1項1目の事業費の中の産業団地整備事業費になります。12節委託料では、産業団地造成工事の積算業務の委託料278万5,000円、工事請負費で電柱移設等の工事費1,100万円、それから2款1項2目の公債費の利子、こちらは地方債償還利子分として100万円計上しております。令和6年度借入れ予定の起債の利子でございます。

275ページが3款で、予備費が300万円となっております。

議案第9号につきましては、以上でございます。

次に、議案第10号になります。議案第10号、令和7年度益城町下水道事業会計予算書の1ペー

ジ目をお開きください。

議案第10号、令和7年度益城町下水道事業会計予算、第2条業務の予定量、排水処理戸数、年間総処理水量、1日平均処理水量などを定めております。

第3条で収益的収入及び支出になります。収入は下水道事業の収益で14億7,890万1,000円、支出は下水道事業の費用として14億2,223万3,000円となっています。

2ページです。第4条で資本的収入及び支出となっております。資本的収入額が資本的支出額に対し不足をする3億5,459万6,000円は当年度分損益勘定留保資金で補填するものとし、収入が資本的収入15億1,499万5,000円、支出は資本的支出が48億6,959万1,000円となっています。

第5条で債務負担行為です。2件の追加を行っております。二つ目では、益城町上下水道経営統合検討業務委託、期間が令和8年度までで、900万円となっています。

3ページをお願いします。第6条、企業債です。下水道事業債8億7,270万円としています。第7条で一時借入金、第8条で予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費。

4ページです。第10条で、他会計からの補助金等となっております。

8ページをお願いします。令和6年度の決算見込キャッシュフロー計算書となっております。

9ページをお願いします。令和7年度の予定キャッシュフロー計算書となっております。

10ページをお願いいたします。給与費明細書になっておりまして、こちらが12ページまでございます。

次に14ページをお願いします。令和6年度の決算見込損益計算書になります。

15ページをお願いします。令和6年度の決算見込貸借対照表です。

17ページをお願いします。令和7年度予定損益計算書です。

18ページでは、令和7年度予定貸借対照表となっています。

21ページをお願いします。こちらは実施計画明細書になります。収益的収入及び支出の収入からです。11款1項の営業収入です。こちらは、下水道料金下水道使用料などによりまして5億3,129万9,000円となっています。また、2項の営業外収益は、一般会計からの補助金、それから国庫補助金、企業債などによりまして、9億4,760万2,000円となっています。

22ページをお願いします。実施計画明細書の収益的収入及び支出の支出のほうになります。

21款1項1目環境費です。こちらは18節の委託料で、下水道台帳の整備業務の委託料600万円などです。21節の修繕料では、二つ目の下水道環境老朽化に伴う修繕1,600万円などとなっています。

2目のポンプ場費では、人件費及び14節が光熱水費、18節が各種委託料等となっています。

3目の処理場費は、23ページをお願いします。18節の委託料で、一番上の処理場の施設運營業務の委託料、浄化センター1億1,000万円と、福田処理場分745万7,000円、それから少し飛びまして、脱水ケーキの処分委託料2,520万円などとなっています。

7目の総係費には人件費がございまして、18節の委託料では、上から四つ目の使用料徴収事務の委託料2,495万6,000円などとなっています。

24ページになります。31節負担金は、三つ目、区域外流入の負担金750万円などとなっています。

2 項の営業外収入になります。地方債の償還金の利子が 1 億734万8,000円です。

25ページをお願いします。実施計画書の資本的収入及び支出の収入のほうになります。31款 1 項 1 目の企業債の建設改良債になります。公共下水道の整備事業債ほかによりまして 7 億1,270 万円です。資本費平準化債が 1 億6,000万円です。3 項の他会計補助金が一般会計からの補助金 1 億4,567万3,000円、国庫補助金として 4 億6,885万円、負担金等として、下水道の受益者負担金が2,777万2,000円です。

26ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出のほうになります。

41款 1 項 1 目の管路整備費です。人件費がございまして、27節工事請負費で、管渠築造工事費、益城台地位中区画整理地内650万円などとなっています。2 目の管路改良費は、18節の委託料で、一番上の環境ストックマネジメント点検調査修繕改修計画の実施計画の業務委託料4,840万円。それから二つ飛びまして、益城中央被災市街地土地地区画整理に伴う污水管修正設計業務委託料 1,000万円、少し飛びまして、益城中央線拡幅に伴う污水管修正設計業務委託料1,000万円、それから下から 2 番目のウォーター P P P 導入の調査委託料2,000万円、下水道監督支援業務の委託料2,000万円などとなっています。27節の工事請負費では、一番上の管渠の増築の工事費、それから、真ん中ほどにあります下水道の広域化推進事業の管渠の築造工事費 1 億500万円などです。それから、3 項のポンプ場の建設の改良費は人件費がございまして、18節の委託料では内水浸水想定区域図等の作成業務委託料3,000万円など、それから27節の工事請負費では、妙見ポンプ場の機械・電気設備の工事など 2 億6,000万円、それから、妙見ポンプ場の完了整備の工事費などで5,000万円となっています。

次の27ページをお願いします。4 目の処理場建設改良費です。18節委託料で、処理場のストックマネジメントの更新業務委託料 2 億700万円などです。27節の工事費は処理場整備の改修費などとなっています。3 項の企業債償還金は、1 目建設企業債元金償還金が 5 億7,839万6,000円、資本費平準化債の償還金が3,200万円となっています。

議案第10号につきましては、以上でございます。

次に、議案第11号になります。令和 7 年度益城町水道事業会計予算書の 1 ページ目をお開きください。

議案第11号、令和 7 年度益城町水道事業会計予算。

第 2 条、業務の予定量です。給水戸数、年間総配水量、1 日平均配水量などがございます。

第 3 条では収益的収入及び支出で、収入が水道事業の収益で 5 億5,301万円です。支出が水道事業費用で 5 億3,568万円です。

2 ページで、第 4 条、資本的収入及び支出です。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2 億8,223万7,000円は、当過年度損益勘定留保資金 2 億8,223万7,000円で補填するものとするといったしまして、収入、水道事業、資本的収入が 5 億1,510万円、支出が水道事業資本的支出で 7 億9,733万7,000円となっています。

第5条が企業債で、水道整備事業3億9,600万円の設定を行っております。

3ページをお願いします。第6条で予定支出の各項の経費の金額の流用、第7条で議会の議決を得なければ流用することのできない経費となっています。

8ページをお願いします。令和7年度予定キャッシュフローの計算書になっております。

それから、9ページが給与費明細書になっています。

12ページをお願いします。令和6年度決算見込損益計算書です。

13ページです。令和6年度決算見込貸借対照表になっています。14ページまであります。

15ページをお願いします。令和7年度予定貸借対照表になっています。17ページまでございます。

18ページです。実施計画明細書の収益的収入及び支出の収入になります。

11款1項の水道事業収益の営業収益になります。こちらは水道料金、それから雑収益の下水道使用料の徴収事務の委託料などによりまして、4億8,574万9,000円となっております。

営業外の収益といたしましては、一番下の固定資産の減価償却の差額分6,133万9,000円などによりまして、営業外収益は6,726万1,000円となっています。

19ページです。収益的収入及び支出の支出のほうになります。21款1項の4目になります。総係費です。まず、人件費がございます。20ページをお願いいたします。下のほうの16節委託料です。二つ目の水道メーター検針事務等の業務委託料2,800万円などとなっています。

21ページをお願いします。5目の減価償却費になります。有形固定資産の減価償却費です。構築物、それから機械装置等によりまして、2億855万8,000円となっています。

22ページをお願いします。2項の営業外費用といたしまして、企業債の利子です。財政融資資金利息ほかとなっております。2,784万6,000円です。

次に、23ページです。実施計画明細書の資本的収入及び支出の収入のほうになります。

31款1項1目の企業債になります。こちらが、益城中央線道路整備に伴う管渠排水設備の工事、それから、都市計画道路整備に係る工事分、木山の区画整理事業に係る工事分などによりまして、3億9,600万円となっております。

それから、4項の工事負担金では、木山地区の区画整理、益城中央線、それから都市計画道路整備に伴う補償費となっております。これが5,000万円となっています。水道加入の申込金が3,960万円です。

6項の補助金で、一般会計からの補助金が合わせまして2,950万円となっています。

24ページをお願いします。資本的収入及び支出の支出のほうになります。41款1項2目の拡張事業費です。16節の委託料で、益城中央線道路整備に伴う配水管の布設工事の設計、それから、都市計画道路整備に伴う修正設計などになっています。34節の工事請負費では、益城中央線の道路整備分の布設工事、それから都市計画道路に伴う布設工事、そして広崎地区の配水管の布設工事費などとなっています。

3目の改良事業費の16節委託料の25ページになります。上から3行目になりますが、水道施設簡易診断業務800万円、それから老朽管の更新の設計業務1,100万円などとなっています。

34節の工事請負費では、総合団地内の配水管布設工事費、それから二つ目の木山区画整理事業に伴う布設工事費、下から三つ目の残塩計等の更新の工事費、増圧ポンプの設置工事費などとなっております。

それから、2項の企業債の償還金といたしまして、財政融資資金ほかによります企業債償還金1億7,270万6,000円となっております。

議案第11号につきましては、以上でございます。

○議長（中川公則君） 日程第8、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」から、日程第14、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までの説明が終わりました。

続いて、日程第15、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第44、議案第41号「町道の路線認定について」までの説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第12号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正するものです。

主な改正の1点目は、期末勤勉手当の支給割合及び給料月額を引き上げるものです。なお、給料月額の引上げにつきましては、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いた改定となっております。

次に2点目は、扶養手当において配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額の改定です。

3点目は通勤手当の支給限度額の改定、4点目は単身赴任手当の支給対象の拡大、5点目は地域手当の9地区分の割合の変更、6点目は域管理職員特別勤務手当の対象時間の改定、7点目は再任用職員への住居手当の支給追加の改定です。

以上七つが主な改正点となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第13号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、給料月額の引上げ及び期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものです。また、今まで期末手当のみの支給であったものを、令和7年度から国に準じ、期末手当に加え勤勉手当を支給できるように改正するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第14号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、会計年度任用職員の給料表が益城町一般職の給料表を準用していることから、今般、益城町一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、同様に改正するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第15号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、人事院勧告に基づき、益城町一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、本条例の読替規定を改正するものです。なお、この改正により期末勤勉手当の

支給率に変更はありません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第16号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、議案第15号と同様に、人事院勧告に基づき、益城町一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、本条例の読替規定を改正するものです。なお、この改正により期末勤勉手当の支給率に変更はありません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第17号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、議案第15号及び議案第16号と同様に、人事院勧告に基づき益城町一般職の職員の給与に関する条例を改正することに伴い、本条例の読替規定を改正するものです。なお、この改正により期末勤勉手当の支給率に変更はありません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第18号、益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、単身赴任手当の支給対象範囲の改正を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第19号、益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、今般、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、条例の改正を行うものです。主な改正内容は、扶養手当の支給対象者から配偶者を除くとともに、これまで再任用職員へ支給対象外とされていた住居手当の支給を行えるよう改正するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第20号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、育児・介護休業法等の一部改正に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、職員の勤務時間につきまして、仕事と生活の両立支援拡大のため、育児のための時間外勤務の制限に係る要件を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に引き上げるものです。また、介護両立支援制度に係る配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、勤務環境の整備に関する措置を追加するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第21号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が令和7年4月から施行されることに伴い、条例の改正を行うものです。主な改正内容は、引用している条項の改正を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第22号、益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、町の附属機関の設置及び廃止に伴い条例の改正を行うものです。改正内容は、町の附属機関として放課後児童クラブの在り方検討委員会及び空き家等対策協議会を追加し、複合施設建設検討委員会を削除するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第23号、益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げ

げます。本議案は、委員会の廃止、新たな委員会の設置及び名称変更に伴い、条例改正を行うものです。主な改正内容は、複合施設建設検討委員会及び町民憩の家運営委員会の委員を削除し、放課後児童クラブの在り方検討委員会及び空き家等対策協議会の委員報酬を新たに定めるものです。また、農村地域工業導入実施計画審議会につきましては、農村地域産業導入実施計画審議会に名称を変更するものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第24号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、個人情報に関する諮問機関を町が設置している益城町個人情報保護制度審議会から、上益城広域連合が設置しています上益城情報公開及び個人情報保護審査会に変更するため、条例を改正するものです。主な改正内容ですが、上益城情報公開及び個人情報保護審査会条例第4条第3号におきまして、関係町村等の個人情報の保護に関する条例の規定による諮問に応じることが規定されておりますことから、この上益城広域連合の審査会へ諮問先を変更するものです。本条例は、公布の日からの施行となります。

議案第25号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い条例を改正するものです。主な改正内容は、欠格条項を定める条例第6条第1号中、禁錮を拘禁刑に改めるものです。本条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日からの施行となります。

議案第26号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、個人番号の利用範囲の追加及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正するものです。主な改正内容は、個人番号の利用範囲の追加に伴い、別表第1に利用する事務名を、別表第2にその事務名と利用する特定個人情報名を追加するとともに、法律改正に伴う所要の改正を行うものです。本条例は令和7年4月1日からの施行となります。

議案第27号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。本議案は、飯野小学校北側に整備を進めておりました益城町飯野町民グラウンドの完成に伴い、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の改正を行うものです。主な改正内容は、飯野町民グラウンドの所在地及び使用料の変更を行うものです。本条例は、令和7年4月1日からの施行となります。

議案第28号、益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、益城町交流情報センターを構成する施設につきまして、昨年度策定しました益城町文・化スポーツ拠点基本構想に基づき、同センターの施設の構成内容を変更するため、条例を改正するものです。主な改正内容は、まちづくり活動支援センターを復興まちづくりセンターへ移行しますとともに、会議室及び視聴覚室の用途を変更することに伴い、所要の改正を行うものです。また、この改正に伴い、施設使用料につきましても併せて改正するものです。本条例は、令和7年4月1日からの施行となります。ただし、視聴覚室に係る規定につきましては、

令和 7 年 10 月 1 日からの施行となります。

議案第 29 号、益城町集会所設置条例の一部改正について御説明申し上げます。本議案は、益城町部落差別等をなくし人権を擁護する条例との整合性を図るため、所要の改正を行うものです。本条例は、公布の日からの施行となります。

議案第 30 号、益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、監査に要する時間を適切に確保するとともに、不測の事態や緊急事態が発生した際の継続性を保ち、監査業務の計画性と効率性を高めるため、条例を改正するものです。主な改正内容は、条例第 77 条中の決算の審査期間及び条例第 8 条中の現金出納検査期間を、現行よりも長い期間に変更するものです。本条例は、公布の日からの施行となります。

議案第 31 号、益城町介護保険法に基づき、地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。本議案は、介護保険法施行規則等の改正に伴い条例を改正するものです。主な改正内容として、まず 1 点目は、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員につきまして、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、いわゆる常勤換算法によることができるようにするものです。2 点目は、複数の地域包括支援センターで合算して、保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者の 3 職種を配置することができるようにするものです。本条例は、公布の日からの施行となります。

議案第 32 号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例を改正するものです。改正内容は、食事の提供に関し、栄養士に加え管理栄養士の指導による場合も外部搬入を可能とするものです。本条例は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

議案第 33 号、益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、0 歳 6 か月から 2 歳までの保育施設等を利用してない乳幼児が、保護者の就労要件に問わず、時間単位で保育施設等を利用できる乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が令和 7 年度から制度化されることに伴い、その設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、条例を制定するものです。本条例は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

議案第 34 号、益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。本議案は、水道法施行令の一部改正に伴い条例を改正するものです。主な改正内容は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件につきまして、下水道等に関する実務経験を含める等の改正を行うものです。また、学歴及び学科要件に土木工学科または土木科以外の課程の追加等を行うものです。本条例は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

議案第 35 号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。今回の変更は、令和 6 年第 2 回益城町議会定例会において議決をいただきました議案第 55 号、益城西原消防署屋根外壁改修工

事の請負金額を変更するものでございます。契約金額9,748万1,890円を1億586万6,594円に変更するもので、838万4,704円の増額となります。額の主な理由は、体力錬成棟の天井内の鳥の糞の除去及び天井ボード張り替え工事の追加によるものです。

議案第36号、物品購入について御説明を申し上げます。本議案は、4年ごとの教科書改訂に伴い購入する中学校教師用教科書及び指導用教科書等につきまして、お手元の議案の内容で議会の議決を求めるものでございます。買入れ価格は814万5,743円で、買入れ先は、熊本県水俣市大園町1-3-1、合資会社宮崎一心堂でございます。

議案第37号、建物の無償譲渡及び土地の無償貸付けについて御説明を申し上げます。本議案は、令和7年4月から町立第4保育所を公私連携型保育所へ移行することに伴い、公私連携保育法人である社会福祉法人将友会へ建物を無償で譲渡し、土地を30年間無償で貸付けを行うため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第38号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号450の復興土地区画整理28号線です。この路線につきましては、益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画変更に伴い、路線の廃止を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第39号、町道の路線廃止について御説明申し上げます。今回、町道の路線廃止をするのは、路線番号1の櫛島東無田線をはじめとした457路線です。この457路線につきましては、道路台帳のデジタル化に伴う路線の見直しにより、起点、終点等が変更となるため、路線の廃止を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第40号、町道の路線認定につきまして御説明申し上げます。今回、町道の路線認定をするのは、路線番号1001の塔ノ平中原線をはじめとした499路線です。この499路線につきましては、道路台帳のデジタル化に伴う町道路線の見直しにより、見直し後の内容で新たに再認定するため、路線の認定を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議案第41号、町道の路線認定について御説明申し上げます。今回、町道の路線認定をするのは、路線番号2233の居屋敷古川4号線です。この路線につきましては、都市防災総合推進事業により整備されました安永地区3号避難路が完成しましたことにより、町道中央公園入口線と町道居屋敷古川1号線との間がつながったため通り抜けが可能となり、幅員も4メートル以上でありますことから、今回、路線の認定を行うものです。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 日程第15、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第44、議案第41号「町道の路線認定について」までの説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

散会 午後2時41分

3 月 11 日（火曜日）

令和7年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年3月10日午前10時00分招集
2. 令和7年3月11日午前10時00分開会
3. 令和7年3月11日午後2時36分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程
日程第1 総括質疑

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 榮正敏君	18番 中川公則君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長	西村博則君	副町長	濱田義之君
教育長	酒井博範君	政策審議監	清田聡美君
土木審議監	持田浩君	会計管理者	山口拓郎君
総務課長	荒木薫君	総務課審議員	中山貴文君
危機管理課長	森川博君	企画財政課長	松本浩治君
企画財政課審議員	藤田智久君	税務課長	坂井浩章君
住民課長	田上恵美君	福祉課長	菊川和幸君
福祉課審議員	川原さおり君	こども未来課長	吉住由美君
健康保険課長	吉本秀一君	産業振興課長	岩本武継君
都市計画課長	齊藤計介君	建設課長	竹林浩幸君

復興整備課長	水 口 清 君	下水道課長	相 良 憲 二 君
水道課長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君	代表監査委員	戸 塚 誠 司 君

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日、説明を受けました議案の総括質疑を行います。

日程第1 総括質疑

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

初めに、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 皆さん、おはようございます。11番宮崎です。

では、先陣を切って議案第2号、益城町令和6年度一般会計補正予算（第6号）について、3点質問をします。

まず、1点目なのですが、今回の補正の目的について、再度。どういう目的でこの補正予算が修正されたのか、目的についてお伺いしたいと思います。これが1点目です。

それから2点目。2点目は13ページ、歳入、20款寄附金のところで、ふるさと納税で1億1,055万9,000円の補正が今回なされております。合計で10億5,305万9,000円となっておりますけれども、昨年同時期の13億1,700万円に比べると、随分今年は減っているなという感じがします。この減っている理由というか原因、これについてお伺いしたいと思います。

それから3点目なのですが、同じく13ページ、21款繰入金について。財政調整基金に3億1,000万円、減債基金に2億円と戻されておるんですけども、この今年度末の財政調整基金、特に財政調整減債基金、それから公共施設整備基金、この3基金の残高について教えていただきたいと思います。以上3点、1回目の質問とします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） おはようございます。企画財政課の藤田でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

3点あったかと思います。

まず、今回の議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）の目的についてとい

うこととでございます。こちらにつきまして、主要な内容について御説明させていただきたいと思
います。

まず、今回は債務負担行為で中小企業の利子の補給金を設定させていただいたということ。そ
れから、繰越明許費で潮井自然公園の繰越しをさせていただいたということ。それから歳出関連
では、昨年度の人事院勧告に基づきます人件費の補正、職員分。それから、会計年度任用職員等
の補正を行わせていただいたということ。それから、各種事業費の令和5年度の精算に基づきま
す償還金、そのような予算を組ませていただいたということと、ハード整備関係でいきますと、
地籍調査の調査費用を今回計上できた。それから、国の補正予算に伴います県道の負担金あたり
の増額もできたというところでございます。

また、ほかには地方創生の交付金を活用いたしましたLPガスの主要世帯への補助金であつた
り、または憩の家や文化会館などの光熱水費などの負担軽減の補助金などが計上ができたという
ような予算だと考えております。まず、1点目の御質問については、以上でございます。

それから、第2点目の一般会計補正予算（第6号）のページ数でいきますと、13ページでござ
います。

20款1項1目の一般寄附金のふるさと納税、それから代理ふるさと納税分の御質問でございま
した。昨年度は13億円ほどの補正があつて、今年度については、補正後の金額が10億5,300万円
ほどになっているということで、この減額は何かというようなことでございます。

減額の減っている詳細な内容につきましては、まだ年度途中でございますので、完全に分析が
できているわけではございませんが、やはり寄附をされる方の多くの方々が被災地を支援したい
というような気持ちから、益城町の共通返礼品である馬刺し、そのようなものが非常に多く選ば
れているというような現状もございます。

御承知のことかと思いますが、昨年1月に能登半島地震が発生をいたしまして、その情報は、
幾らぐらいそちらのほうに移っているのかということにつきましては、把握はできておりません
けれども、恐らくそのような要因から、今年度については少し寄附金が減っているのではないだ
ろうかというふうに推測しております。2点目の御質問については、以上でございます。

それから3点目の御質問の、同ページ、13ページの21款2項1目の基金繰入金の財政調整基金、
それから減債基金、公共下水道の建設基金、それぞれ今回取崩しを戻すということで、もともと
20億5,300万円取崩しの予定をしていたこの基金のうち、5億6,000万円の取崩しを戻すというよ
うな予算措置を行っております。その中で、その3基金についての、現時点での年度末の残高に
ついては幾らですかというような御質問であつたかと思ひます。

まず、財政調整基金につきましては、R5年度末の残高が約11億2,000万円でございます。
そこから、今年度繰入れ、それから取崩しを戻してございまして、最終的には、今現時点では残高
が、9億4,000万円になっております。

それから、減債基金につきましては、これは今回2億円ほど戻しておりますけれども、年度末
の残高の見込みが、今現時点で45億7,000万円ほどを予定しております。すいません。約22億円

ほどを予定しております。すいません、間違えました。

それから、公共下水道建設基金につきましては、今回5,000万円取崩しを戻しておりますけれども、現時点での年度末の残高が約5億9,000万円となっております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 今、答弁をしていただきました。ありがとうございました。

まず、1点目から言いますと、今回の補正の目的については、この中身から説明していただきまして大体分かりました。ただ、ちょっとよく分からないのは、これから先また審議されると思いますが、給与のベースアップ分、その他もろもろの、この給与に関わるやつ、これが今回の補正予算にどれだけ絡んでいるのかというものの要約したのがないものですから、個々の事業ごとに入っているような感じがするんで、よく分からないと。

今回の補正予算でトータルの、もし分かる範囲で結構ですが、どういう目的で、どれくらい。トータルのなやつですね。例えば職員の給料アップ、これが幾ら。それから職員の住居手当、その他扶養費的なやつ、これが幾ら。これをトータルのなやつを上げていただきたいと思います。2回目の質問です。

それから2点目。2点目は、確かに能登半島での地震があつて、ふるさと納税に関心を持っている方が、そちらのほうにだいぶん目を向けられたと。だから、本町については、だいぶん昨年よりも金額が下がってしまったと。こういう話だろうと思うんですが、それはよく理解できるんですが、では我が町としては今後どうやっていくんだと。どうやってふるさと納税を確保していくっていうか、増やしていくんだと。その施策について、2回目の質問でお答えをいただきたいと思います。

ただ、どっかで何か起きると、全部それに影響されて、ほとんど我が町としては、あんまりふるさと納税に期待できないと。こういうんじゃちょっと困ると思うんですね。何とかつながりをつけていかなきゃいかんと。こういうふうに思いますので、ぜひ、その観点から。まだ分かる範囲で結構ですから、お答えをいただきたいと思います。

それから3点目ですが、現時点での基金については大体分かったんですが、ただ公共施設整備基金、今回、下水道の云々が出ていますけれども、これだけでよろしいんですかね。私、聞きたいのは、財政調整3基金の公共施設整備基金の残高について、もう一度教えていただきたいと思います。以上3点、2回目の質問とします。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 中山総務課審議員。

○総務課審議員（中山貴文君） おはようございます。総務課審議員、中山でございます。11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

給与のベースアップ等を含んだ今回の補正額、概略でどういった額になっているかという点でよろしかったでしょうか。

まず、給料・手当等を含めました給与のベースアップの金額につきましては、約6,400万円となっております。プラス会計年度のベースアップ分が別途6,200万円ほどとなっております。会

計年度のほうは、プラスで補正をさせていただいておりますが、今回、補正予算のほうにプラス分とマイナス分という形で給与等の計上をさせていただいております。その点について御説明をさせていただきたいと思います。

まず、本年度の当初予算を組んだときなんですけれども、例年12月の時点の職員数、所属先などによって算定をしておるというような状況でございます。それで当初予算のほうを計上させていただいております。

令和6年度の補正予算の時点で、当初予算の令和6年度を計上したときに292名だった職員数が、今年度は288名と4名減少しているというところでございまして、また昨年度末に、課長級の職員の退職が多くて7人退職をしております。そういった職員が減少したというところで、予算の不用額というものが大きく出ております。

そのほか育児休暇の拡大等、特に男性職員の育児休暇等もございまして、今年度育児休暇を取った職員が延べ11名おります。そちらのほうには給与の支払いがございませんので、そちらのほうでも予算の不用額が出ているということでございます。

それで合わせますと約9,000万円ほどの予算の不用額がございまして、先ほど申し上げました6,400万円のベースアップ分がございまして、トータルとしまして約2,200万円程度のマイナス補正といった形になったところでございます。

あと内訳を申しますと、給与のほうがマイナス約2,200万円、手当のほうがマイナス120万円、あと共済の負担金等で約400万円等で、合計しますと、すいません、さっきの2,300万円と言いました、2,700万円程度の全体ではマイナスという形になります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田です。11番宮崎議員の2回目の御質問にお答えいたします。

すいません、先ほど、私のほうから説明いたしました減債基金の年度末残高につきまして、修正がございましたので、申し上げます。

先ほどは22億円残高というふうに申し上げましたが、計算を今いたしましたところ、23億6,000万円が正しい数字でございます。

それから、先ほど御質問いただきました、まず、ふるさと納税関係で、今後、町としてどのような取組を進めていくのかという御質問であったかと思います。

まずは、寄附を募るポータルサイト、こちらを、今新規参入の業者がどんどん増えておりますので、そこのスタートアップメンバーとしてしっかりと入れるように、遅れがないように手続を進めていくというのが、まず、すぐにできることなんだろうというふうに思っております。

数字で申し上げますと、令和4年度末のポータルサイト、これ楽天であったり、さとふるであったり、ふるさとチョイスであったりというサイトがございすけれども、こちらが8のサイトをお願いをして運用しておりましたが、令和6年度、今年度末にはこれが3倍近くの18サイトで、今、益城町の商品を扱っているというような状況で、ここをしっかりと、まずは新たなサイトが

増えていく、情報が入ればそこでしっかりと連携しながら増やしていくというのが、まず1点目と。

それから、やはり返礼品の取扱い業者の新規開拓の部分もあるかと思います。こちら町とそれからコンサル、中間事業者のほうに委託をしておりますので、連携をしながら事業者の訪問であったり、それからダイレクトメールを送って、益城町のふるさと納税に出しませんかというような御案内を差し上げたりと、そのようなことも行っていきたいということでございます。

一例でございますけれども、令和5年度から、町内の大手化粧品メーカーの参入がございまして、令和6年度にはかなりの寄附額が上がっているというような実績もございます。それから、物ではない体験型の返礼品、こちら也非常に重要になってくるのではないかなというふうを考えておりまして、令和5年度からはJALと連携をいたしまして、熊本空港で夜駐機している飛行機を活用した見学会であったり、また今年度も、これは非常にふるさと納税に出したときに、すぐに完売してしまったというようなものになりますが、「熊本空港マラソン」の出場権をふるさと納税で出すということで、こちらについては、空港周辺4町村合同でやっているような事業になります。

その他、このような各種イベントあたりをしっかりと連携をしながら、この経験型についても増やしていきたいなというふうに考えているところでございます。

それから、次の基金につきましてでございます。令和6年度の公共施設整備基金の残高ということでございます。こちらは7億6,000万円を予定しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 2回目の答弁ありがとうございました。

大体1問目、2問目、3問目、概要分かりました。これから、もう少し踏み込むのは、次の私どもの委員会の中でまた質問させていただきますので、現時点での質問に対する答弁はよく分かりましたので、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 17番榮です。議案第2号、益城町一般会計補正予算。20ページ、3款民生費1項社会福祉総務費の19節。この中で、介護・訓練等給付金として3,688万6,000円ですか、上げてありますけど、この扶助費。扶助費というこれは、どこの施設でこういった方法でやっていくつもりかということです。

まず1つは、各施設のいろいろな施策に対して給付するのか。それから2つ目、何か所の施設がこれに該当するのか。それから3つ目、これは無条件で給付するのか、給付条件はあるのか。この3点について伺います。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） 福祉課、川原です。17番榮議員の質問にお答えいたします。

議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算書（第6号）、3款1項1目19扶助費につき

まして、お答えいたします。

介護訓練等給付費につきましては、大人の方の障がい者のサービスになります。こちらにつきましては、利用に当たりまして、福祉課に申請をしていただいて、その方に合った障がいの程度といえますか、どのようにサービスを利用したら、その方が生活をよりよくできるかということ进行调查いたしまして、調査の判定基準等々あります。全てのサービスを申請したからといって使えるものではなくて、その方に合ったサービスを提供していきます。

その際には、相談支援事業所の方にも相談しながら、その方に合ったサービス区分というところも決められていって、給付という形になっていきます。ただ、何か所の事業所でそれを実施するかということでは、申し訳ありません、私のほうではその事業所数については把握をしておりませんので、こちらについては、現在のところお答えできません。

実際に、その要件としては、先ほど、介護の手間ではないですけども、どういうものを積み上げてやっていったらいいかということになりますので、それぞれ違ってきます。生活介護でありますとか、移動支援等々、いろいろサービス等がございます。そちらに関しまして、今年度扶助費上げさせていただいたところなんですけれども、令和6年度の報酬改定等々ありまして、処遇改善加算等ですね、あとサービスの単価も増額しました。

そちらのアナウンスが、予算を計上する前にはいただけなかったこともありまして、今年度件数・実績も増加することから、今回増額ということで上げさせていただいております。こちらで答え合っていますでしょうか。以上です。

○議長（中川公則君） 17番衆議員。

○17番（榮 正敏君） これは個人に対する給付ということですか。施設じゃなくて、要介護とか障がい者とか、そういう人たちに対する給付ですか。その申請に該当する個人に対して。等級数とかいろいろありますけど。分かりました。

じゃあ、もう一つ。この介護の訓練等の給付で、この訓練という言葉が入っていますが、これは要するに施設に入って、何ですかね、訓練していく。その施設によっていろんな差がありますね。訓練機能をサポートする施設の中身が。それに対する差異が生じた場合とか、そういうことは関係なく、あくまでも個人に対して全部やっていくということですか。それをもう一つお願いします。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） 17番衆議員の2回目の質問について回答いたします。

こちら、先ほど事業所のこと、質問ありましたけれども、こちらに関してはお一人お一人に対して、その方の障がいの状況に合わせて提供していくサービスになります。機能訓練というものは、自立訓練で、その人に合わせたものになってくるんですけれども、理学療法士さん、作業療法士さん、理学療法なので、足とか手とかそういったものを専門職の方が実際にサポートしながら、その方に関して生活に合わせた指導だったり、あるいは相談、そういったことも対応いたします。

また、生活訓練ということでは、お風呂に入る入浴、排せつ、食事、そういったところが、自立した日常生活を少しでもできるようにサポートする訓練、相談、助言、そういったものになります。以上です。

○17番（榮 正敏君） 分かりました。ありがとうございました。

介護においては、大変な時代を迎えておりますので、しっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの質疑を終わります。

次に、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」から、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番下田議員。

○6番（下田利久雄君） おはようございます。6番下田です。益城町一般会計予算中9ページ、第3表ですかね。地方債、潮井自然公園整備事業債1億1,250万円組まれていますが、私も地元ですので、潮井公園が整備されるのは非常にありがたく思っております。

この中で、補正予算が予算書の中にもちよくちよく潮井自然公園整備の項目が出てきますが、今の潮井公園の進捗状況と、今までに使われた金額、今後使われる予定があれば、その金額等を教えてもらいたいと思います。また、潮井公園の進入道路の進捗状況も併せてよろしくお願いします。

それと、同じ10ページの広安町民グラウンド整備事業債で3億4,650万円組まれていますが、この場所と面積、坪単価を教えてくださいたいと思います。以上2点よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） おはようございます。都市計画課長の齊藤です。6番下田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

令和7年度益城町一般会計予算の歳入の中で、9ページですけれども、潮井自然公園の整備事業債、1億1,250万円の起債があるが、現在までの潮井公園の整備の進捗率、それから事業にかかっている事業費と、これから整備予定があれば説明を、ということでもよろしかったでしょうか。

潮井自然公園につきましては、国の社会資本整備総合交付金事業を活用させていただきながら整備を進めているところでございます。整備につきましては、平成25年から事業を始めまして、一部、平成28年の熊本地震によりまして、28年・29年と整備を休止しております。また、熊本地震後の震災の遺構としまして、布田川断層帯と、それから潮井神社の現状保存など新しい魅力が

加わりまして、また、四賢婦人記念館の移築だったりとか、そういったものもございましたので、基本計画を見直して、その後、令和元年度から新たな計画ということで現在まで整備を進めているところでございます。

まず、平成25年当初からの事業費が、平成30年までが約1億7,600万円です。それから、また見直した後の整備につきましては、令和元年から令和6年現在までが約5億3,500万円。合計しまして、7億1,200万円程度の事業費となっております。こちらは国の補助率が50%で、残りが起債充当90%で、交付税措置が20%となっております。

現在のところまで、エリアとしましては、多目的広場、四賢婦人記念館と、それと仮設でみんなの家を移築しております多目的エリアですね。大型複合遊具の整備が終わりまして、一般の供用をしております。それからまた布田川の右岸側、キャンプ場につきましても整備を終えて、今一般に開放をしております。

布田川を渡りまして潮井神社までの間の整備を現在行っておりますけれども、議員御承知のとおり、昨年、夏休みには潮井神社の湧水が流れる滝組のエリアを一般開放させていただいたところです。現在は、夏休み終了後使用を一旦休止させていただいて、今整備を進めているところでございまして、来年の夏休みの一般開放に向けて、必要な土木工事につきましては全て発注を終えているところです。今後は、請負の業者様と一緒に、また夏休み前の一般開放に向けて努力していきたいというふうに思っております。

また、今後の整備の予定につきましては、潮井神社付近に利用者が利用できるトイレがございませんので、トイレの整備を予定しております。それから、布田川の両サイドにキャンプ場と反対側にはデイキャンプという家族で使っていただきたい芝生広場を予定しておるんですが、その布田川にかかる、利用度を高めるために歩行者用の橋を、園路橋を整備したいというふうに考えております。

また、震災遺構として、潮井神社それから布田川断層帯が国指定に認定されておりますので、震災遺構を見学できるような、園路橋の整備も現在予定しているところでございます。以上でございます。

あ、それから、最終的な整備の全体の事業費の予定ですけれども、10億円程度を予定しております。以上です。

○6番（下田利久雄君） 進捗状況は分かりますか。

○都市計画課長（齊藤計介君） 進捗状況は現在のところは。

○6番（下田利久雄君） 金額的には75%ぐらいですね。

○都市計画課長（齊藤計介君） そうですね、はい。近年の物価上昇とか、人件費の高騰とかありまして、毎年積算に要する金額が変わってまいりますけれども、その点につきましては、都度、国のほうに事業費については要望していきたいというふうに考えております。現在のところでは、7割程度が事業費としては終了しているということになります。以上です。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） 6 番下田議員の御質問にお答えします。

潮井公園の関連ということで潮井公園線の現在の進捗状況をということですので、分かる範囲でお答えします。

用地の取得率が57%となっております。残りの用地におきましては、令和7年度で全てを用地取得したいと考えております。令和7年度から工事のほうに着手してまいるところです。本線、排水施設など工事を施工する予定としております。以上になります。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。6 番下田議員の御質問にお答えさせていただきます。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算、10ページの広安町民グラウンド整備事業債、3億4,650万円の現在、場所と広さについてのお尋ねかと思います。

まず場所については、広安地区社会体育施設整備計画を現在作成しているところでありまして、そちらのほうで候補地の選定を行っているところであります。この整備計画ができ次第、議員の皆様方にお示しできるよう、現在準備を進めるところでございます。

広さにつきましては、この計画において幾つかの候補地を選定しており、それらを鑑みて算定しております。約1平米当たり1万200円で計算をさせていただいております。今回の予算に提案をさせていただいているところでございます。以上となります。

○議長（中川公則君） 6 番下田議員。

○6 番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございます。

公園そのものは7割ほどできているのに、道がまだ用地が半分ぐらいということで、公園ができて道がなきゃ行けないような状況ですので、急いでもらいたいと思います。

それと、グラウンドのほうは決まってないんですかね、場所がまだ。決まっとらんとに予算ば出しなつたんですかね。坪単価も平米の1万200円、これで。

それと、緊急防災・減災は決まっとつとですか。その辺のどぎゃんか。使えるかどげんか。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 下田議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

現在、用地はまだ決まっていないのか、それと緊防債を使うところで計画をしているのかという2点の御質問かと思います。

先ほど、ちょっと1回目の答弁でさせていただきましたように、今、計画をつくっている段階で、複数候補地を選定しているような状況でございます。その候補地の中から様々な観点から鑑みて、今、最終的な候補地を選定しているような状況でございます。

今回、緊防債につきましては、当然緊急の防災拠点の位置づけというようなことで検討しておりますので、緊防債を利用して計画を進めるというようなところでございます。以上となります。

○議長（中川公則君） 6 番下田議員。

○6 番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございます。

山本山のグラウンドはどぎゃんしなつとですか。今後、できた後に。その辺をちょっとどぎゃんか、町の考えを教えてもらいたいと思います。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 下田議員の3回目の質問。現在、広安町民第1グラウンドとして利用している旧山本山の跡地をどうするのかと。

当然今回、新たなグラウンドをつくった後には、今現在利用しておるグラウンドの利活用についても、当然どのように利活用していったいいのかは、今後協議をして進めていきたいと考えております。

○6番（下田利久雄君） どうも答弁ありがとうございました。よく分かりました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） おはようございます。議員番号1番坂井でございます。私は、議案第10号、下水道事業会計予算書と、議案第11号、水道事業会計予算書について質問いたします。

まず、議案第10号、下水道事業会計予算書でございます。

23ページの下の方にあります7目総係費18節委託料の上下水道経営統合検討業務委託料900万円。うち450万円は水道課への支出でございます。これについて、この委託での具体的な検討内容と、統合する・しないの結論を出すのはいつ頃かを伺います。

また、26ページ中頃の2目管路改良費18節委託料のウォーターPPP導入調査委託料について、具体的にどのような調査であるのか伺います。

次に、議案第11号、水道事業会計予算書について質問いたします。

昨今の水道管漏水のニュースを踏まえ、水道事業会計予算書の19ページ中頃にあります2目配水及び給水費16節委託料の漏水調査50万円で、どの程度の漏水調査、例えば延長キロとか、どの地区を行うのか等の、どの程度の漏水調査ができるのかを伺います。以上3点、よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 相良下水道課長。

○下水道課長（相良憲二君） 下水道課長の相良です。1番坂井議員の質問にお答えします。

上下水道経営統合検討業務委託料の内容と、結論を出すのはいつになるかという御質問かと思いますが、統合については、具体的な検討内容でございますが、水道下水道両課において、令和7年度に経営統合に関する基礎調査や関係部署等のヒアリング、組織体制に関する検討などを実施し、令和8年度に会計処理、予算決算に関する検討、財政シミュレーションによる効果検証、経費負担等に関する検討などを実施していきたいと考えております。そのため、統合する・しないの結論は、令和8年度末頃になると考えております。

続きまして、ウォーターPPPのどのような調査であるかというお尋ねですが、ウォーターPPPは、下水道事業において、官民連携で管理と更新のマネジメントを進めていく事業になりまして、国の全額補助で実施しております。令和6年度の主な業務は、下水道事業現状等の

基礎調査や関係部署のヒアリング、課内の業務量に関する調査などを実施しました。

今回、当初予算に計上しております令和7年度の業務内容として、具体的にどの事業や業務が官民連携できるか、実施できるかを整理し、その業務の導入可能性を調査します。また、民間事業者の意向をお聞きする、いわゆるマーケットサウンディング調査などを予定しております。その結果を踏まえ、令和7年度末に、町としての導入基本方針を策定したいと考えております。以上です。

○議長（中川公則君） 豊田水道課長。

○水道課長（豊田博文君） 水道課の豊田でございます。1番坂井議員の御質問にお答えします。

議案第11号、令和7年度水道事業会計予算の19ページですかね、実施計画明細書になります。こちらの2目配水及び給水費16節委託料の漏水調査50万円。この50万円で何キロの調査ができるのか、どの地域を行うのかということによろしいでしょうか。

調査につきましては、過去5年間の実績では、調査範囲の延長が1キロで10万円ほどできるようになっております。どこの地区行うかについては、まだ具体的な場所は特定しておりませんで、各配水地の配水量を水道センターにございます中央監視システムのほうで24時間監視を行っておりますので、そちらのほうを確認して、夜間、水の使用量が少ない時間帯に通常より流量が多くなっている配水区等があったときに、まず、職員のほうで、水道管が布設されている箇所を、現地に出向いて一応巡視をして、漏水箇所がないかの確認を行います。それでも、一応漏水箇所が特定できない場合は、その委託費を使いまして業務委託のほうを出しております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

まず、水道事業会計につきまして、私が福祉委員会でおりますので、この先のことは福祉委員会で詳細についてはお尋ねしたいと思います。

申し訳ありませんが、下水道事業会計予算書の、まず1つ目が統合する・しないの結論を出すという話で、その前に、何でしょうか、統合して、それが利益となるかどうかを調査してということでおっしゃったと思うんですよ。その前に、例えば随分前から上下水道の統合ということは言われておるんですが、統合する理由として、例えば、一つは技術員が足りないからとか、こんな同じところを掘るんだからということやっておったんですよ。

まず、今のお話だと今の時点では絶対に統合したほうが良いという考えというわけではなくて、一応やってみて利益があれば統合するという決定に至るというふうに聞こえたので、そういうことかということ、もう一度お尋ねしたいと思います。

それと、ウォーターPPPについてなんですが、私が益城町のケースで見ますと、物すごく、何ていいますか、民間委託が進んでいるなと思うんですよ。その上でこのウォーターPPPって一体どのようなことがやられるのかなというのが、実際正直なところなんですよ。

で、すみません、2回目の質問として、今言いました上下水道の統合ということについて。初

めに統合しなければならない理由があったというんでなく、調査の結果で統合するということを考えられるのかということの一つと、今この状態で下水道自体がものすごく民間委託が進んでるのに、さらに一体何をするのか。もし分かるのであればお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 相良下水道課長。

○下水道課長（相良憲二君） 1 番坂井議員の 2 回目の質問にお答えいたします。

まず、上下水道統合のことですが、一応現場のほうでも、統合についての考えとかはございますが、業者へ調査委託を出すことによって、一応客観的にいろんな方法を検討して、最終結論を出したいと考えております。

あと、ウォーター P P P の導入調査について、大分進んでいるんでないかというお話ありましたけど、こちらが国のほうが進めている事業でありまして、一応考えているのが委託の長期化、それと管路の維持管理・敷設を一体して委託するといったのを進めたいという内容になっておりますので、その辺を調査して、その辺の方向性を調査によって結論づけるものであります。以上です。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。大体のことが分かりました。

私の質問は以上でございます。ありがとうございます。

○議長（中川公則君） ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

13番中村議員。

○13番（中村健二君） 13番中村です。議案第5号、令和7年度一般会計予算の中から何点が質問させてもらいます。

まず、7ページ債務負担行為についてですが、この中で、定住促進補助金交付事業で債務負担行為、令和8年から10年までに2,250万円組んでありますが、この定住促進補助金交付事業については、毎年出てきているんですね。令和5年度も令和6年度も2,000万円ずつ、これに債務負担行為が上がってきているんですが。2年度からずっと、令和5年度のやつは令和6年度から8年度までですかね。で、令和6年度のやつは令和7年度から9年度まで。で、今回が8年度から10年度までと。

これ2年はダブるんですね。だけれども、これ毎年こういうふうに計上していかにやいかんものなのか何なのか。その辺どうなのか、ちょっとお伺い。補助金自体は予算のほうで4,000万円

ずつぐらい毎年組んであるんですが、この債務負担行為というのは、こういうふうに毎年ダブっているんだから、そこがあるんだけど毎年計上していかないかんものなのか。その辺ちょっと伺いたいと思います。

それから20ページ、16款1項4目土木使用料。この中で、令和6年度の予算よりも1,500万円ほど減額してありますが、これ多分住宅使用料の減額だと思うんですが、減額の理由、これを教えてください。入居者数が減ったのか何なのか、家賃が下がったのか何なのか。その辺の理由をちょっと教えてください。

それから56ページ、2款1項4目企画費の18節負担金補助及び交付金の中で、地方バス運行等特別対策補助金というのが、前年度より1,000万円ぐらい減額になっているんですが、これ路線が減ったのか、それとも便数が減少になったのか。1,000万円減額の理由を教えてください。

それから133ページ、8款2項2目の道路新設改良費についてですが、これ高速のボックスの補助とか歩道工事のいろいろ含まれているんですが、ここで、ほとんどが地方債になっていまして補助金が0なんです、これ補助金は取れないのかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから163ページ、10款3項1目学校管理費で14節の工事請負費、益城中学校増設工事費6億2,500万円計上されておりますが、この増築の内容についてちょっと教えてください。以上です。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課、松本です。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目としまして、議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中7ページの債務負担行為。この中の定住促進補助金交付金、これについては、毎年このような形で計上しなければいけないのかという趣旨の御質問だったかと思います。

定住促進補助金につきましては、皆様御存じのとおり、町外とかから益城町の飯野・福田・津森の集落地域に新築をされた方に対して、一応100万円補助金としてお渡ししていると。要件を満たした方に対してですね。そのうち、初年度50万円をお支払いしております。そして3年後に残りの50万円をお支払いするという、そういう支払い方法を取っております。

そのような形になりますので、例えば今回、令和7年度につきましては、宅地の開発状況とか、その辺りを見込んで、今、令和7年度として45件ほど申請が上がるんじゃないかというふうに想定しております。その45件分の3年後の支払い分、これが45件掛ける50万円でございますと2,250万円になります。これを3年後の支払い分を確保するという意味で債務負担行為のほうを計上させていただいているということになります。

ですので、令和6年度、今年度につきましては、当初40件ほどを見込んでおりましたので、40件の50万円、2,000万円を3年後に支払うというところで、令和6年度は計上させていただいたというところになります。ですから、毎年このような形で3年後に支払う分を当初見込額か

ら算出して計上させていただいているというものになります。

もう1点、今度はバス関係ですね。56ページだったですかね。地方バス運行等特別対策補助金。こちらについての御質問だったかと思います。これについてが、昨年度より減額になっているというような趣旨の御質問だったかと思います。

バスの補助金に関しましては、当然民間企業のほうでやっていただいておりますけれども、当然公共交通、公的な部分も担っているというところから、そこで赤字部分について、それぞれの自治体が補助金という形を出して、これについては一定の額、交付税措置されるというものになっております。

これは本当、毎年のバス利用者の状況に応じて変わってくると思いますけれども、今現状としましては、一時期新型コロナ関係で利用者が少なくなって、補助金あたりもかさんできたと思いますが、その辺りが少なくなってきたということで、バスの利用者も増加傾向にあるというところがございます。そういったところから、今回は昨年度より低い金額のほうで見込んでいるといったところになります。

当然これ、バス事業者から最終的な報告あたりをいただいて、その中で金額を支払わせていただくということになりますので、もし利用者が少なくて不足するとなった場合には、また補正あたりが出るかもしれません。以上でございます。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、歳入の20ページ、16款1項4目2節の住宅使用料の2億7,464万1,000円の根拠でよろしかったでしょうか。前年度よりも低い収納額になっているということですね。

こちらの住宅使用料の歳入額につきましては、あくまでも見込額ではございますけれども、全戸数が1,048件でございます。根拠としましては、1,048件の入居率が90%の12か月分に、要は収納率としまして96%の係数を掛けまして、この額を算定しております。この額の算定につきましては、ある程度、例年の実績を見込んだ係数としているところでございます。

また、過年度分につきましても、例年の額を計上したというところがございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） 建設課の竹林です。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、132ページ、8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費についての、こちらは高速道路下のアンダーボックスの工事で、地方債しか入っていないけど、国費のほうはどうなっているのかという御質問だったかと思います。

こちらの事業に関しましては、議員が言われた高速道路下のアンダーボックスもございます。ほかにも花立線、桜木東小学校へ抜ける細い道ですね、府内安永線から。こちらの工事と、あと広崎田原線といいまして、ちょうどJAの木山のスタンドがあるところの河川についている道、

あそこのほうの歩道整備。あと、テクノ1号線といいまして、益城から行くと小谷を上り上がったところの信号機から左折したテクノのほうに行く道と、西原から来ています道が交差する部分ですね。そちらのほうは、ちょっと道のほうが互い違いになっておりますので、そちらのほうの道路改良を予定しております。内容としまして、ラウンドアバウト、回転式の交差点のほうで予定しております。ほか、もろもろ工事のほうがございます。

こちらのほうが国費のほうが当たってないけど、どうなっているのかということですけど、こちらのほうにしまして、起債事業で、緊急防災・減災事業債という起債事業で工事を行っております。こちらのほうは充当率が100%、交付税措置率が70%ということで、7割が国のほうのお金ということになっております。以上になります。

○議長（中川公則君） 内村学校教育課長。

○学校教育課長（内村康成君） 学校教育課の内村でございます。13番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、163ページ、10款3項1目14節工事請負費の内容についてということではよろしかったでしょうか。

では、まず木山中学校の施設整備費について御説明いたします。木山中学校では、新年度から車椅子等を利用する子どもが。

○13番（中村健二君） 益城中学校の。

○学校教育課長（内村康成君） 益城中だけでよろしい、はい。

益城中学校の工事費6億2,500万円の内容につきましては、益城中学校区で様々な区画整理事業が進んでおります。そちらのほうで予定されております生徒の増加に対応するために、3階建ての9教室の増築を行うものでございます。鉄骨造り3階建てで、延べ床面積は990.3平米。通路部分と教室というところで、単純な教室棟の増築になります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 13番中村議員。

○13番（中村健二君） 答弁いただきありがとうございます。大体分かりました。

定住促進の補助金については、初年度と3年後ということで、毎年3年後のやつを2,000万円組んでいくというような形で、今度は戸数が増えたから250万円増えているんだということですね。分かりました。

それから、住宅使用料については、そのときの、一応1,048戸の90%の入居率として、12か月分の家賃収納が96%と。ということで、大まか計算して、こういうふうになったんだということですね。分かりました。別に、これしこ減るんだという計算ではないということですね。

それから、56ページの地方バス運行については、利用者が増えたことで補助金のほうが少なくて済むようになったということですね。これが減ってくれば、また、補助金のほうも増えてくるということになるわけですね。分かりました。

それから、132から3ページの道路新築改良費については、緊防債を利用するということですね。補助金じゃなくて緊防債のほうを利用して、70%は交付税措置が取られるんだということでは

すね。ここは幾つかの道路がいろいろ入っているんで、それによっていろいろ違うでしょうけれども。大体分かりました。

それから、中学校の増築については、生徒増により3階建ての9教室増築するということですね。これ大変だと思います。また、広安西小学校のほうも急がないといけないのかなと思っております。全部、了解しました。分かりました。これで終わります。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 11番宮崎です。私は議案第5号、益城町一般会計予算について、3点ほど質問します。

なお質問するとき、どうしても資料が必要なものですから、議長の了解をいただきましたので、資料を配付させていただきます。

今、配付しているんですが、この資料は、私がワープロで打ったやつで、それをパソコンに変換をさせています。一応、平成27年度の予算と、それから令和7年度の予算、これを対比した表です。お手元に届きましたら見ていただきたいと思います。ちょっとワープロで打ったものですから、非常に字が硬いんですけど、私はワープロの世界の人間ですから、了解をしてください。

まず、表を見ていただきますと、この表は資料1、これは一般会計当初予算の令和7年度と平成27年度との比較をした表です。款ごとにずっと比較をしているんですが、一番右側のほうに、その差を書いています。それから歳入歳出と。こういうことで、特に差が大きいのが黒実線で囲ったやつです。トータル的には27年度当初予算というのは、歳入歳出106億6,613万円でした。当初の予算は。それから令和7年、今回の予算では皆さん御承知のように、223億4,877万円ということで、大体ほぼ2倍以上という形になっております。

これは、当然のこととして、熊本地震からの復旧・復興、それから社会情勢の変化に基づく増大によると思うんですけれども、特にこの中で、歳出で、総務費、民生費、土木費は当然のことですから、これは特にありませんが、教育費、この三つがかなり大きく増大をしています。この理由について、1回目の第1問の質問とさせていただきます。

もう1回言います。歳出の中の総務費、民生費、教育費。これが非常にやっぱり増大をしています。ですから、社会情勢でこういうふう to 増大したということだろうと思うんで、これが具体的に、どういう事業で増大したかというのを教えていただきたいと思います。

それから質問の2番目は、資料2、そこの下のほうに書いてございますが、各年度ごと当初予算の町債額と公債費及び未償還残高の一覧表というのを載せております。平成27年度は町債が9億円でした。公債費が8億円、未償還残高は98億円でした。これが今年、令和6年が32億円から24億円、523億円が未償還金とこういう話になっています。それから令和7年度は29億円、30億円、それから523億円というのが、現在の予算書の中に書き表されております。それから令和8年度以降は、昨年の9月に中期財政見通しというのを町のほうで発表されましたので、それに基づいた表を転記しています。

それでこの公債費、これが順次大きくなっています。これは元金のところでありまして、例えば令和7年度は一応元金30億円を返すことになりますが、利息等を入れますと、大体7年度予算では33億円と、こういうふうになっています。ですから、8年、9年、10年についても、当然これに利息、3億円から4億円が利息としてプラスをされた金額が公債費として返さなきゃいかんと、こういう形になります。

そこで質問なんですが、この表で分かるように、8年度が38億円、9年度が40億円、それぞれに利息を加えれば9年度では45億円以上になってしまうおそれがあります。町として継続して行政を行い、次の世代に円滑にバトンタッチしていくためには、各年度の公債費を幾らぐらいにしなければならぬのか。今、町はどういうふうにそれを思っておられるのか。その根拠も含めて、お伺いしたいと思います。これが2点目です。

各年度の公債費、これから上がってまいります、どんどん。これは借金返済ですから、返さなければいけません。その公債費が、各年度、大体町としてはどれくらいまでだったら、円滑に行政がやっていけるというふうに捉えられておられるのか。これについて、お伺いしたいというのが、第2問目です。

それから3問目は、当然執行部としても、今回の予算、いろいろ検討されてこれがベストだろうと。そして、昨日町長が施政方針でも言われましたように、住民の希望、それから、こういう事業をやることによって町が活性化していくと、こういうお話だろうとは思いますが、ただ事業計画の全てが必要なものという観点だけではなくて、何か少しそういう観点に立つと、欠けているんじゃないかと。

そこで、3問目の質問として、令和7年度の一般会計予算の特色、また特異点はどのように捉えられておられるのか。これが3点目です。以上。

1点目は、総務費、民生費、教育費、これが増大しているけど、これはどういうことで増大してきたんだろうか。

それから2点目。これは、次の世代に円滑にバトンタッチしていくためには、町がこれから借金返済していく公債費というのは、大体どれくらいに抑えた方がいいんだろうか、どこが限界点なんだろうか、これについて。

それから3点目は、令和7年度予算、これ一生懸命必要なやつ全部言われて、この事業は全て必要だろうと私も思います。町長が言われたやつも分かります。だけど、何か一つ忘れておられるんじゃないですかと。だから、一般会計予算の特色、今回の。または特異点、これについて、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 藤田企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（藤田智久君） 企画財政課の藤田でございます。11番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

一般会計当初予算の予算書に関連ということでございまして、資料にて御説明をいただいたところでございます。

まず第1点目の、平成27年度とそれから令和7年度、それぞれ当初予算を款ごとに比較をされておられまして、その差の大きい総務費、それから民生費、それから教育費について、その内容を1点目の御質問でございました。

まず総務費につきましては、約10億円以上増えているわけですが、幾つか主な要因はございますけれども、まず1点目が、ふるさと納税の委託料関係、こちらが平成27年にはございませんでした。新たに制度が創設されまして、おおむね4億円ほどは予算として増えております。また、その他、企画費関連では、公共交通であったりとか、その他もろもろの企画費関係が、全体で5億6,000万円ほど、平成27年と比べて増えております。

また、そのほかにも電算関係の運用費が1億円ほど。また、少し細かい数字になりますと、木山の仮設住宅の跡地の開発などが3,400万円。それから、税の徴収に係る費用が6,300万円ほど。それから戸籍の住民基本台帳費、1階の戸籍証明になりますけれども、そちらが大体4,900万円ほど増えているということで、全体としては10億円ほど増えていると。ただ主な要因としては、ふるさと納税、それから企画関連が増えているというところでございます。

それから次に、3款の民生費になります。こちらにつきましては、平成27年度は38億円だったものが、令和7年度には65億円に増えているということで、約27億円増えております。

こちらも内容が、まずは社会福祉関係の総務費、これは障害福祉関連になりますけれども、こちらが5億3,000万円ほど増えているというところ。それから老人福祉費、こちらが1億6,000万円ほど増えてきているというところ。それから、後期高齢者の医療費関係、こちらが2億円ほど増えているというところ。それから、最も増えているところでございますが、児童福祉費の私立保育所の運営費などになりますが、こちらが13億3,000万円ほど増えてきているというところ。それから、児童措置費、児童手当になりますけれども、こちらが制度拡充などによりまして5億7,000万円ほど増えてきている。また、保育所の運営費、児童福祉施設になりますけれども、こちらが1億5,000万円ほど増えてきているということで、福祉関連については、軒並み数字が増えているというような状況でございます。

それから10款の教育費でございます。こちらが平成27年が14億円、令和7年度が29億円となっております。15億円ほど増えております。今回、まず増えている主な要因といたしましては、予算の事務局費の中の委託料で、学校ICT関係の更新を今回行うということで、そちらが主な要因となりまして、2億9,000万円ほど増えているというところ。それから、先ほど来出ております益城中学校の増築分というのが、6億4,000万円ほど今回新たに予算として上がっているというところ。それから、広安の町民グラウンドの整備、こちらが3億4,700万円ほど上がってきているというような要因から、10億円ほど増額になっているというようなことでございます。まず、第1点目の御質問は以上でございます。

それから、第2点目の件でございます。

まず、この公債費の推移につきまして、平成27年の8億円から令和6年度には元金だけで24億円になっているということで、元金だけの推移を見ても、令和7年度から令和10年度まで推移を

していくという状況の中で、町として公債費はどれぐらいの金額が妥当なのかというような御質問だったかと思います。

まず、この公債費につきましては、できるだけ公債費は少ないほうがいいというのが、これは基本的な考え方でございますけれども、やはりその中で、国が特定の施策を地方自治体が行う際に、応援する交付税措置というものがございます。例えば、先ほど出ております緊急防災・減災事業債は、起債を100%起こした場合に、後年度以降、交付税でその70%を返しますというような制度を国がつくってきているというような状況もあります。中には全くそういった施策がないというものもございます。

ですので、幾らというのはなかなか申し上げることはできませんけれども、そのような国の施策をしっかりと活用する中で財政的に一番有利な方法で、この起債の残高というものについては、設定をして運用してまいりたいというふうに考えております。

それから、第3点目でございます。

令和7年度の予算の特徴ということでございます。なかなかこちらについては、簡潔に申し上げることができませんが、歳入歳出で主な点を申し上げたいと思います。

まず、歳入関連です。歳入については、やはり町税が4億6,000万円と大きく伸びているというところで、特にその中で固定資産税が増えている、建物が建て替わって税金が増えているというところと。それから、国庫支出金が3億5,000万円ほど増えていて、中身としては、児童手当の制度改正に基づく増額や、それから益城中学校の国庫負担金などで増額しているということ。

それから3点目が、繰入金です。こちらが基金の当初繰入れが2億6,000万円ほど増えておりまして、昨年度よりも増額をしている。この3点が歳入の昨年度と異なる特徴かと思われます。

それから、歳出につきましては、増額している一番主な要因が教育費でございまして、こちらが8億円以上増えているというところで、学校のICTタブレットや、それから益城中学校の増築、それから広安町民グラウンドの用地などで大きく増えているというところと。それから、その次に増えておりますのが公債費でございまして、元金・利子ともに増えてきているというところと。そして、その次に増えておりますのが、民生費で5億6,000万円ほど増えております。児童手当や公私立連携保育の委託料などで増えているというところと。

また、復旧・復興事業もだんだんと最後のほうに迫っておりまして、減っている事業もございます。例えば、災害救助費あたりでございまして、昨年度よりも1億5,000万円ほど減っておりまして、農林水産施設の整備費、また土木施設の整備費あたりも、両方とも減ってきているというところもございますし、また土木費につきましても、昨年と比べると3億円ほど減ってきているというところがございます。特徴といいますか、昨年度との増減の内容というところがございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） 1回目の答弁ありがとうございました。

3問質問しました。

1 問目については、大枠的に新しい増えた状況というのを教えていただきましたので、特に問題ありません。

2 問目が公債費、これの町としてどれぐらいが限度額というか、どれぐらいが望ましいのかと。どれぐらいに抑え込まなきゃいかんのかという話なんです、これについては、なかなか難しい話だろうと思います。一般的に、先ほど答弁があったように公債費は少ないほうがいいと。だけど、うまく活用する方法がある。そうやって、ずっとこれまで来られたんだと思うんです。だけど、これが、ある程度一定の額になると、財政が非常に厳しくなるんじゃないかと。成り立たなくなってしまう。

例えば、令和10年度、42億円元金、これに利息が3億円から4億円。そうすると45億円。町の一般会計の予算の中で、45億円が借金返済になってしまいます。今のままで行っても。まだこれでも今年のやつ含めると、もっといくかもしれません。こういう状況で、本当に今までの考え方でいいんでしょうかと。やっぱり我々はここをきちっと認識して、次の世代にきちっとバトンタッチする方法、方策をやっぱり考えていかないといかんのではないかと。こういうふうに思います。

これは、担当というより、やっぱり町長に答弁をどうしてもお願いしたいなと。こういうふうに思いますので、2 点目については、町長にこころみについて、どうお考えになっておられるのかについて、お答えをいただきたいと思います。非常に、私としても質問しづらいんですけども、ここはやっぱり、この予算の一番大事なところだろうと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

それから3 点目なんです、この特性って何で聞いたかという、これは2 問目と同じように、やっぱり今、我が町の予算は、町債残高523億円、これの基礎の上に立って、これを前提の上に立って、この予算が組まれているということになるかと思います。令和6 年度末の町債残高は523億円です。この523億円がなかったら、今年度の予算は組めません。また、さらにそれに町債が含まれますけど。ですから、この523億円の町債の上に立った今年度の予算であるということを私たちは認識しなきゃいかんのではないかなと。

多分住民の方はあれが欲しい、これが欲しいと、あの道路が欲しい、あの建物が欲しいと皆さんおっしゃる。そして、町長が昨日施政方針演説で言われましたように、やっぱり町の将来を見渡せば、こういうのが必要だろう、ああいうのが必要だろう、こういう話になるかと思うんですけども。やっぱり前提といいますか、これをきちっと押さえた上でやらないきゃいかんかなと思いますので、これをないがしろにして、あれが欲しい・これが欲しいだけ言い予算を組んでも将来は困るんじゃないかと思います。これについても、ぜひ町長、町長の見解をお聞きしたいと思います。以上、質問2 問目と3 問目の答弁をよろしくお願いします。以上です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず歳出のほう、総務費、民生費、教育費ということで、これはちょっと質問はなかったんで

すが、上がっているというのは、まさに攻めの行政運営ということで、これが、そのやっている結果かなと思っています。

ただ、民生費につきましては、これは高齢者、子どもたち、本当に福祉の予算が10年間で26億円ぐらい上がっているということで、こちらのほうについては、こういった自然増かなということだと思っています。

また未償還残高、こちらについても523億円ということで、こちらのほうに載っておりますが、これから、こちらについては国の手厚い支援とか、そこ辺りが非常に多くあったということで、益城町については非常に助かっているなということだと思っています。

ただ523億円ありますが、この交付税措置であつたりとか、そういったのがありまして、毎年4億円とか8億円の、これを返済ということになっておりますので、こちらについては職員頑張って、ふるさと納税あたりが出ておりますので、こちらのほうで対応と。それと、こちら未償還残高についても、年々またこれから減っていくということで、令和15年度の見込みでは275億円、それから令和20年度には116億円に減っていくということで、こちらについてもしっかりここ辺りも見据えながら、やっていきたいということだと思っています。

ただ、いろいろ仕事についても、やはり私自身としては、町民に夢を与える事業も展開していかなければ、今、都市間競争も起こっています。益城町を選んでくれません。また、一方で、事業の厳しい見直しも必要かなということで、こちらについては、私が政治的に、町長としては、政治家としては、まずいと思っても、そちらについては、経営という形を考えて、やはり不人気の決定もやっていかなければということだと思っています。

その中でやはり、使用料とか利用料の見直しであつたり、滞納の見直しであつたりとか、そこ辺りの歳入を増やす。それからふるさと納税、先ほども出ておりましたが、こちらについてもしっかり対応していく。それから企業誘致についても、やはり私自身がトップセールスをして、やっぱりいろんな企業に来ていただいて、そして移住定住を増やして、歳入を増やしていくという取組も必要かなと。

後ろのほうに職員も来ておりますが、補正予算をとにかく取ってくれと、補正予算債を使うと2分の1が補助と。で、2分の1が、90%が起債で、そのうちの通常は20%なんですけど、補正予算債を使うと2分の1の100%が起債、そしてそのうちの50%から80%が補助になるということで、交付税措置がされるということで、こちらのほうもしっかりと考えていかなければということだと思っています。

先ほど申しましたように、しっかりその辺を、収支のバランスを取りながらやっていきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 11番宮崎委員。

○11番（宮崎金次君） 今、町長から答弁をしていただきました。

私が質問したのは、要は公債費を、大体益城町としては、どれぐらいの抑え込むのがいいのかというのが1点と、それから2点目は、町長が大体お答えになったとおりなんですけど。

再度3回目、町長、今、町がこの予算書で上げているのは当然必要だと私も思います。だけど、それが町債を発行すれば得だからという話では収まらなくなってきたんじゃないかと。頭打ちになってしまう。

実際、45億円、公債費が町の予算の中に組み込まれ出したら、これ大変ですよ。また、さらに借金を上乗せしていかないと、とても町の財政運営は成り立たなくなるんじゃないかと。ですから、そこを、どういうふうに折衷を図りながら抑え込んでいくか。今までは、私が受ける感じとしては、効率的なやり方というか、起債をすることによって町が払うお金を少なくしようということとでどんどんいろんな事業をやられたと思うんですが、それも限界を超しているんじゃないかと。

だったら、そこで何かを考えない限りは、町のあと二、三年後には運営がきかなくなるんじゃないかと。そこをやっぱり我々認識しなきゃいかんんじゃないかと、こういうふうに思いますので、もう1回町長には質問したいんですが、私はこういうのを恐れて、いつも言っているんですが、中期財政見通しに基づき中期財政計画を立てて、借金は毎年幾ら、それを成り立たせるために、歳入歳出はどれくらいに抑える。こういうのをやって、長期的にやっていかないと町は厳しくなりますよと再三言っています。

そこで、最後の質問として、町長に、本当に中期財政見積りの必要性についてどのように思われますかということについて、再度お伺いして私の質問を終わります。お願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 11番宮崎議員の3回目の質問にお答えします。

この中期財政見通しというのが、地震の直後に職員に命じまして、なかなか見通しが立たないということで、作ってくれました。本当に分かりやすい見通しということで。ただ、あれには行財政改革とかそこ辺りは入ってなくて、あくまでも今の状況ということで、その中で職員が、財政改革をやったりとか、いろいろ補助金を持ってきたりとかして乗り越えてきたかなということだと思っております。

その中で、やはりまちづくりとしましては、今、御承知のように益城町はあの熊本地震から1,500人減ったんですが、1,100人ぐらい戻ってきたということで、こちらについては、やっぱり攻めの行政運営をやっておかないと、と。それと、これからいろんな企業の話もあります。そこでまた投資も出てくるかもしれません。躊躇して、それをやらないということになると、非常に町の将来が逆に私は心配かなと思っておりますので、こちらについては不断の行政改革もやりながら、全体の歳入も取り入れながら、企業誘致も含めながら、しっかりとまた取り組んでいきたいということだと思っています。

当然、この中期財政見通しあたりもずっと参考にしながら、また取り組んでいきたいと思えます。以上でございます。

○11番（宮崎金次君） ありがとうございます。

○議長（中川公則君） 午前中はこれで終わります。午後は13時30分から会議を再開します。

休憩 午後 0 時01分

再開 午後 1 時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

8 番吉村議員。

○8 番（吉村建文君） 8 番吉村でございます。今回もたくさん質問させていただきますので。

まず、7 ページ。債務負担行為の上益城基幹相談支援センター設置事業で1,360万円。年に直すと453万円ですけれども、この上益城基幹相談支援センターそのものが、どういったものなのかというのを御説明をお願いいたします。

それから50ページ、総務費総務管理費17節備品購入費、庁用車購入費が345万円。これ、1 台ということですが、1 台なのかどうなのかというのと、それと庁用車備品購入費が181万円。これはドライブレコーダーというふうに聞いているんですけれども、何台つけられるのか、その台数をお聞きいたします。

54ページ、2 款総務費12節委託料のフロントヤード改革支援業務委託料で660万円計上されております。これもフロントヤード改革支援業務というのは一体どういうものなのか、御説明をお願いいたします。

その次の56ページで、負担金補助及び交付金の中の東京圏移住支援金ということで200万円計上されております。これはどういうものなのか、お知らせください。

続きまして73ページ、総務費参議院議員選挙費の17節備品購入費、庁用器具購入費で145万2,000円あります。どういった器具なのか、選挙に関するものだと思いますので、お知らせください。

それから、民生費18節負担金補助及び交付金で、81ページの温浴施設回数券等補助金900万円計上されていますけれども、これはどういうものなのか、御説明をお願いいたします。

それから125ページ、商工費商工業振興費18節負担金補助及び交付金の中の夏祭り補助金ということで、2,287万円計上されております。これは、いつ頃やる予定なのか、時期をお知らせください。それと、多分これ交通指導員とかそういった関係の金額だと思うんですけれども、昨年同様にされているのかどうかというのをお聞きいたします。

それから138ページ、土木費都市計画費18節の負担金補助及び交付金の中のまちづくり高付加価値空間創出事業助成金ということで、820万円計上されております。これは一体どういうものなのか、御説明をお願いいたします。

それから、139ページの負担金補助及び交付金の中の戸建木造住宅耐震改修等事業補助金で、1,080万円計上されています。これは戸建ての住宅を補助するやつだと思うんですけれども、これは何件分で計上されているのか、お尋ねをいたします。

最後に190ページ、災害復旧費農業用施設災害復旧費のうち委託料、監督員支援業務委託料で4,400万円計上されております。これはそもそも一体どういうものなのか、また、その監督員支援ということで、何名に委託するのか、分かりましたらお知らせください。以上です。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） 福祉課、川原です。8番吉村議員の質問について、お答えいたします。

令和7年度益城町一般・特別会計予算書、第5号でしたね。7ページ、第2表債務負担行為、上益城基幹相談支援センター設置事業、そちらについてお伺いしたいということでしたので、お答えいたします。

こちらにつきましては、障害者総合支援法に基づきまして、令和6年4月1日努力設置義務ということで、なされたものになります。上益城圏域では5町でこちらを1か所設置ということに向けて、令和5年度から担当者が会議を重ねてまいりました。ようやくめどがつきまして、令和7年度は御船町が事務局ということになりまして、プロポーザルを実施する予定になっております。

令和7年度の秋頃に一旦契約という形は取っていくんですけれども、こちらの基幹相談支援センターにつきましては、令和8年4月1日から事業を正式に進めていくというふうになっております。こちらにつきましては、相談支援事業所、幾つもありますけれども、そちらの質の向上とか、そういったものも行いますし、もちろん専門的な指導、助言、そういったものも行っていくんですけれども、より中核的な機関ということで、事業所支援も専門的にやっていっていただきます。

そこに人件費等、設備の投資だったり、そういったものがありますので、こちらについて、各5町ですね、債務負担行為ということで計上させていただいているところです。こちらの基幹相談支援センターに関しましては、5町で案分ということで段取りを進めていっております。以上になります。

○議長（中川公則君） 荒木総務課長。

○総務課長（荒木 薫君） こんにちは、総務課の荒木です。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算書の50ページ、2款総務費1項総務管理費2目財産管理費17節備品購入費、その中の庁用車購入費。普通車ということだったけれどもということで、こちらは、現在総務課で管理しておりますハイエースが約20年ぐらいたちますので、その買換え、新車の購入費ということで345万円計上させていただいております。

同じく、備品購入費の庁用車備品購入費、ドライブレコーダーの購入費を181万円計上させていただいております。これは、総務課で管理している消防団の積載車等33台ございますので、それを除いた70台中26台は既に取り付けておりまして、残りの車の登録が15年未満の車が35台ございまして、その35台分の予算を確保しております。車の状況に応じて順に取付けていく予定とし

ております。

続きまして73ページ、2款4項4目参議院議員選挙費の17節備品購入費145万2,000円、庁用器具購入費。この内訳ですけれども、期日前投票所用のパソコンを6台と、投票用紙計数機を3台の購入を計上させていただいております。以上でございます。

○8番（吉村建文君） 56ページの東京。

○総務課長（荒木 薫君） 企画になります。

○議長（中川公則君） 松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本浩治君） 企画財政課、松本です。8番吉村議員の御質問にお答えします。

質問としましては、議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、54ページのフロントヤード改革支援業務委託料660万円。これが一体何なのかという御質問と、あと56ページ、東京圏移住支援金、これが一体何なのか。この二つだったかと思います。

まず、フロントヤード改革支援業務について、お答えいたします。まず、フロントヤードとは皆さん御存じのとおり、住民の方と職員の接点、いわゆるどちらかというと1階の窓口、証明だとか各種手続をするところを想定しておりますけれども、ここを、いわゆる住民サービスの利便性向上と業務の効率化、これを目指して改革する必要があるんじゃないかといったところで、今回、予算のほう計上しているところです。

まず、住民の方、いろんな手続、今はたしか紙のほうに手書きで申請をしていただいて、それを処理してということで、その時間お待ちいただいているということもございます。昨年住民課のほうで窓口利用者のアンケートあたりを取ったときに、希望する窓口として、書かずに申請できる窓口、これを希望する方が非常に多かったといったところもあります。

また、今度は職員の側からいきますと、今、人口減少とかそんなところで、なかなかどの業種も人手不足と。行政のほうも、なかなか職員数が不足しているということで、今後さらに人手不足というのが進んでいくということも想定されております。そういったところで、今、国もDX、デジタル化というのを進めておりますので、このデジタル技術あたりを活用して、住民の方、例えば、先ほどお話ししたとおり書かずに申請できる窓口とか、その辺りをやって、それが業務と連動すれば、住民の方がお待ちいただく時間も短くなってくるのかなと。

併せて職員のほうも、その辺りで業務の効率化が進めば、ほかの業務あたりのほうも対応できるといったところも出てくるかと思えますし、最終的には人員の適正配置とか、そういったところにもつながるんじゃないかなというふうに思っております。

これを検討するに当たって、職員だけで考えてしまうと、恐らく職員はどうしても自分が担当する手続、そちらを中心に考えてしまうというところが想定されます。実際これを考えるに当たって、やっぱり住民の方の住民目線というのが非常に大事になってくると思いますので、この辺りを専門的な知識を持った方、こういった方に支援に入っていただくことで、職員では気づけなかったようなところを指摘いただきながら理想的な窓口をつくっていきたいというふうに考え、今回予算のほうを計上させていただいているところです。

2点目が、東京圏移住支援金でございます。これは県の事業でございます。東京圏から熊本県に移住し、就業や起業等を行う方への支援ということになっておりまして、要は東京圏からこちらに移住してこられて、企業とか仕事に就かれた方に対して支援を出すということで、これは国の事業になりますかね。一応1件当たり、たしか上限が100万円だったかと思います。で、2件ほど想定しておりまして、内容としましては国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というところになっております。企画財政課からは以上です。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 8番吉村議員の質問にお答えします。福祉課長の菊川です。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算、81ページ、3款1項1目18節負担金補助及び交付金の中の温浴施設回数券等補助金900万円の内容についてお答えします。

こちらにつきましては、町民憩の家が3月末をもって閉鎖いたします。そのことに伴いまして、利用者等の支援策といたしまして、温浴施設、こちらエミナースになりますが、こちらの回数券11枚つづり6,000円に対して半額の3,000円を補助するものです。対象は全町民を対象といたしまして、3,000円掛ける3,000人で900万円ということで計上させていただいております。私のほうからは以上です。

○議長（中川公則君） 岩本産業振興課長。

○産業振興課長（岩本武継君） 産業振興課、岩本です。8番吉村議員の御質問の、議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算書中、歳出125ページ、7款1項2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の夏祭り補助金についてお答えします。

開催時期及び昨年と内容が同様か、どんな内容かというところでの御質問だったと思います。

令和6年の11月に開催いたしました秋祭りにつきまして、祭りの実行委員会を令和7年1月8日に行いまして、決算報告等を行っております。事業報告、決算報告ですね。その中で、来年度に向けた協議というところも行っております。事務局提案としましては、令和6年度と同様に、秋口の開催をというところで、具体的には10月下旬、10月25日土曜日あたりはどうでしょうかというところで提案をさせていただいております。

ただ、令和6年度において令和7年度の開催時期とかを決めるのは、時期尚早ではなかろうかという御意見があったものですから、令和7年度の早い時期にもう1回、もう1回というか、令和7年度の実行委員会を開催しまして、正式に開催時期等と内容ですね、内容も花火であったりステージであったり出店であったり、ああいったフルスペックの祭りを開催するのかどうかについても決定したいと考えております。なるべく早い時期にですね。

一応事務局提案としては、10月の下旬、10月25日に花火大会も含めた祭りを開催できればというところで考えております。以上です。

次、災害復旧ですね。

続きまして、同じく議案第5号の歳出190ページ、11款災害復旧費1項1目農業用施設災害復旧費12節委託料の監督員支援業務委託料についてお答えします。

委託の内容であったり、支援要請予定人員であったり、そういったものについてのお尋ねだったと思います。

監督員業務支援料といたしまして、4,400万円を計上させていただいております。内容としては、令和5年の豪雨災害に伴いまして、令和7年度まで繰越分の事業が幾つかございます。そちらに対する監督員の支援業務といたしまして、県の土地改良区連合会や民間コンサルを予定しておりまして、人員としましては2名程度、2名を予定いたしております。ちなみに令和6年度は3名支援していただきました。それからすると、1名減というところで予算は計上させていただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。8番吉村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算、同じく歳出ですけれども、まず138ページです。8款4項1目18節負担金補助及び交付金の中で、まちづくり高付加価値空間創出事業助成金820万円の内容についてということでしょうか。

こちらの予算につきましては、令和3年度から実施している事業でございますけれども、本町の地域や個人におきまして、地域独自の創意工夫に基づき、その地域に良好な地域環境の創出を図り、人々が外を歩きたくなるような環境を形成し、にぎわいを促進していくため、各地域の地域らしい街並みや景観の統一を図り、良好な空間・雰囲気を出していく取組に対して補助金の交付を行っておる事業でございます。

益城町総合計画及び益城町都市計画マスタープランにおきまして、沿道を人々が歩き集うことにより、にぎわいある都市空間の形成を図ることを目標としており、令和2年8月に、国土交通省が推進しておりますウォークブル推進都市宣言を行っております。居心地がよく、歩きたくなる街並みの形成に向けた様々な取組にチャレンジしながら、ウォークブル推進都市にふさわしいまちづくりを目指すこととしておりまして、財源としましては、復興基金創意工夫分を予定しております。

補助金の内容としましては、まちづくり協議会などから、まちなみ協定の策定に対して最大350万円の補助。その、まちなみ協定に基づいた各個人、法人の事業に対しまして、事業費の3分の2を支援することとしておりまして、1件当たり最大50万円の補助を行うものでございます。

続きまして、139ページ、同じく18節の負担金補助及び交付金の中で、戸建木造住宅耐震改修等事業補助金、1,080万円の何件見込んでいるのかということでございますけれども、御存じのとおり熊本地震を受けまして、益城町では今後の大地震に備えて、安心して住み続けられる住まいづくりを確保するために、戸建ての木造住宅に対して、旧耐震ですね、今年までは56年の旧耐震で造られた木造家屋住宅が対象でございましたけれども、国からの拡充がございまして、2000年の基準まで拡充することとなっております。

まず、その木造家屋住宅を耐震診断して、住宅の状況を確認していただく必要がございますけ

れども、今年度までが最大6万8,000円を補助することとしておりましたけれども、こちらも国の拡充がございまして、最大この耐震診断に対しまして、13万5,000円まで上限が引き上げられたところなんです。その耐震診断の結果、補強が必要だというふうな診断結果が認められた場合、耐震の改修の額に応じまして、上限今までは100万円でしたけれども、来年度からは150万円まで補助が引き上げられたところなんです。

この財源につきましては、いずれとも国の補助が3分の1、残りの3分の2に対して県補助が3分の1、残りが町の復興基金からの補填を予定しているところでございます。なお今年度の実績につきましては、耐震診断が8件、実際の改修が6件でございまして、来年度予算につきましても、耐震診断を13万5,000円の10件、それから耐震改修の150万円の補助が6件としているところでございます。以上です。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の説明ありがとうございました。

7ページの上益城基幹相談支援センター設置事業について、これは5町が案分してということなんです。これは、じゃあほかの市町村も、4町はそれぞれ違った案分で担当するということですね、金額は。うちは8年度から10年度まで1,360万円を負担するということなんですけれども、ほかの4町は同様な。

（自席より発言する者あり）

ああ、じゃあいいや。後でじゃあ。

50ページの庁用車購入に関しては、ハイエースの買換えということで、345万円。よく分かりました。また、ドライブレコーダーに関しては、庁用車の35台分を設置するということですね。

54ページのフロントヤード改革支援業務委託料に関しては、1階の窓口で書かない窓口というのが今、他自治体でも、その充実を図っていただいているということでございますので、ぜひ、この分は。この660万円できるかどうか分かりませんが、書かない窓口を推進していただきたいと思っております。

東京圏の移住した支援金ということで、一応1件100万円で2件を想定しているということで、これは東京圏から、この益城町に来られる方への個別の支援ということでよろしいですかね。はい。

それから、73ページの庁用器具購入費は、期日前のパソコン6台と、もう一つ計数機の3台を計上されているということで、これもよく分かりました。

81ページの温浴施設回数券補助金については、憩の家が3月末の閉鎖に伴い、エミナースの回数券を半額補助で3,000円掛けるの3,000人分ということで、対象は、町民全体の方を対象にするということで、よく分かりました。

125ページの夏祭り補助金に関しては、まだ時期ははっきりしてないということで。ただ、この2,287万円というのは、令和6年度に開催したものを基準として考えていらっしゃるということでよろしいかと思っておりますので、なるべく早い時期に、花火大会を含めたものになると、

時期も逆算すると決まってくると思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、138ページのまちづくり高付加価値空間創出事業助成金ということで、これは横町線のあれも、このまちづくり空間のやつでされたということですね。あと、事業費の3分の1の補助とかいろいろあると思うんですけども、これも、ぜひ推進していただきたいと思います。

戸建ての住宅耐震改修等事業補助金、今年度は耐震診断が10件と改修が6件ということになっていますので、これも、だから町民の方がこういった制度があるというのを、やっぱし周知していただいて、利用ができるようにやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後の、監督員支援業務委託料ということで、令和6年度は3名で今年は2名に減らしているということと、4,400万円も使うわけですので、充実したものにしていただければと思っております。

じゃあ、一番最初の基幹支援センターの案分について、もう一度よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 川原福祉課審議員。

○福祉課審議員（川原さおり君） 福祉課、川原です。8番吉村議員の2回目の御質問についてお答えいたします。

令和7年度益城町一般・特別会計予算書7ページ、債務負担行為、基幹相談支援センター設置事業の費用負担につきまして、先ほど5町で取り組んでまいりますということでお伝えしましたが、こちらの事業内容につきましては、人口に応じて業務量に増減するものがないというふうに判断いたしまして、5町均等割りというふうにいたしました。ですので、各町同額というふうになります。以上です。

○議長（中川公則君） いいですか。

○8番（吉村建文君） どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

4番上村議員。

○4番（上村幸輝君） 4番の上村です。議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、2点ほど質問させていただきます。

まず1点目が、81ページ。これは、3款民生費1項社会福祉費の中の18節負担金補助及び交付金。この中で基金の新しい事業として、リバースモーゲージ利子助成金、210万円。それと、自宅再建利子助成金2,800万円が今回計上されております。

まず、リバースモーゲージ利子助成金、これについて、まずリバースモーゲージというのが、以前熊本地震の際、住宅の再建において結構話題になったことかと思いますが、自宅を担保にして住み続けながら資金借入れをして、契約者が亡くなった際、自宅を売却し借入れを返済するという。その間は、利息の支払いのみ行うという、そういったシステムなんですよね。

用途については、老後の生活資金や介護費用、老人ホームの入居一時金など。また、自宅の再建やリフォーム費用など。こういったことに使えるわけなんですけど、ここで言う、復興基金を

活用したリバースモーゲージ利子助成金、これについては、町としては、どのような内容で考えておられるのが1点と、自宅再建利子助成金2,800万円。これについてが、これまでにやっぱり熊本地震以降、資金的には余裕がなくても、何とか頑張って借入れを起こして自宅を再建された方というものも多くいらっしゃいます。その方々にも利用できるようなものなのか何なのか。それとも新しくこれから再建される方のみが対象となるものなのか、どうなのかをお願いします。

まず、その対象者については、リバースモーゲージも同様に、対象はどのような方を対象にしているのかというのをお願いします。

それと、今度は91ページ、3款民生費2項児童福祉費、この中の12節委託料。この委託料の中で、放課後児童健全育成事業委託料というものが1億2,951万6,000円計上されております。この金額というのが、昨年と比べると大体3,000万円ほど減額された金額なんですよ。この減額の原因というのが何なんだろうと。民間委託をされるということで飯野小が進んでいるということでしたので、その分が減額されているのかどうか。その辺をちょっと詳しく教えていただきたいと思います。以上2点よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 菊川福祉課長。

○福祉課長（菊川和幸君） 福祉課長の菊川です。4番上村議員の質問にお答えします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算、81ページ、3款1項1目18節負担金補助及び交付金の中のリバースモーゲージ利子助成金210万円と、自宅再建利子助成金2,800万円についてお答えします。

こちらにつきましては、今まで県事業として、これは実施していたんですが、令和5年度から益城町のみ対象ということになりまして、そのため県のほうから、令和7年度から町へ事務の移管をして、予算は継続して県が持ち、毎年度実績額を町へ交付するというようなことで、県から町に事務が下りてきたということなので、内容等につきましては、今までどおりのが、そのまま今度町で予算を計上しているというところで、この2点については、令和7年度からそういったところになっておりますので、今までの支援とは変わらないということでございます。以上でございます。

○議長（中川公則君） こども未来課吉住課長。

○こども未来課長（吉住由美君） こども未来課の吉住です。4番上村議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、ページ数が91、3款民生費2項児童福祉費の中の委託料放課後児童クラブについてですが、昨年度から3,000万円の減額があるというところでの御質問だと思います。

こちらは、例年、放課後児童クラブの予算を積算するのに、基礎部分とか、あと障がい児の受入れであるとか、あと支援体制の強化とか、いろいろな補助の加算がございます。それを最大限積算して当初予算に上げさせていただいているんですが、令和7年度につきましては、令和6年度の実績をベースに積算をさせていただきまして、今回計上させていただいております。

ちなみに、飯野小の児童クラブの件ですが、飯野小の児童クラブの公募をさせていただくときに、予算のほうを積算しておりますので、民間の事業者に委託することによって予算を減額しているということはございません。以上になります。

○議長（中川公則君） 4 番上村議員。

○4 番（上村幸輝君） 答弁ありがとうございました。

まず、81ページのリバースモーゲージ利子助成金と自宅再建利子助成金。これについては、事業としては県のほうで行われていたと。それが令和7年度より、事務のほうが県から町のほうに移管されて、今回計上してあるということですよ。分かりました。町の新しい事業となった場合が、公益性としてがどうなのかというのがちょっと疑問だったんですけど、県で行われていたということですので、内容は分かりました。

それと、放課後児童健全育成事業委託料、これについても令和6年度実績に応じて、それで算出しているということで、内容は分かりました。ありがとうございました。質問は以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

9 番甲斐議員。

○9 番（甲斐康之君） 9 番甲斐でございます。結構質問しようと思ったんですけど、後のほうになると、だいぶ少なくなりましたので、2 点ほどお尋ねします。

議案5号、61ページ、7 目諸費の中で18節危険家屋等除却事業補助金、これについてお尋ねをいたします。昨年度は1,500万円でした。今年度は900万円というふうに下がっておりますが、だいぶ除却の数が進んでいるんだろうと思いますが、現在において、相談案件というのは結構あるのかどうか。多分これは1 戸当たり300万円が大体3 件分ぐらいで、900万円ということになっているんだろうと思います。この説明をお願いします。

それから2 番目が、106ページ。環境衛生費の中で18節、上から二つ目、上益城広域連合施設整備費負担金、524万1,000円とあります。これ昨年9 月議会で、同様の負担金がありました。これについて、また同じような内容の負担金なのか。その辺をお尋ねしたいというふうに思います。以上2 件お願いします。

○議長（中川公則君） 森川危機管理課長。

○危機管理課長（森川 博君） 危機管理課長の森川でございます。9 番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、61ページ、2 款1 項7 目18節負担金補助及び交付金の中で危険家屋等除却事業補助金900万円ということで、この内訳と相談があっているかどうかということかなと思います。

この危険家屋等除却事業補助金につきましては、熊本地震により被災して、管理が不適切で危険な家屋等の除去費用の一部を補助しまして、町民の安心安全な住環境の保全を図ることを目的とした補助制度でございます。

補助の率につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり補助対象経費の90%で上限が300万

円でございます。これが令和4年度から実施をしております。今年度、令和6年度が実際3件でございました。補助金額が466万6,000円ということでございます。

で、相談が、今のところ正式に対象になり得るところが1件ということでございます。今年度予算としましては、令和6年度の実績と同額の3件の900万円ということで、計上をさせていただいております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 田上住民課長。

○住民課長（田上恵美君） 住民課の田上です。9番甲斐議員の御質問にお答えいたします。

令和7年度益城町一般会計予算、106ページの4衛生費1保健衛生費2環境衛生費18節負担金補助及び負担金の中の、上益城広域連合施設整備費負担金についてですけれども、昨年補正で予算を計上していた分とは同じかどうかというところなんですけれども、そちらについては、補正予算のほうで上げた分だけであって、それとは違うということになります。こちらについては、5町で土地を取得していた分の負担金ということになります。以上です。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 危険家屋等についての除却については、今相談は1件だということで、分かりました。

次の上益城広域連合施設の負担金については、土地の取得というようなことでよろしいですかね。分かりました。以上で結構です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」から、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までの質疑を終わります。

次に、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第24号「益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第24号「益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第25号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第34号「益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 1 番坂井でございます。議案第28号、益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について、お伺いします。

4 枚目に、令和7年10月1日施行分のものでございます。この第3条に、情報スペースは、視聴覚室を廃止し子ども図書館とするということでございました。この変更により、交流情報センターにおける貸出しスペースがどのようになるのか。貸し出せるスペースの広さはどの程度かを伺います。税の申告相談会などに使用できる程度の貸出しスペースがあるのかということでございます。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 中村生涯学習課長。

○生涯学習課長（中村康広君） 生涯学習課長の中村です。1 番坂井議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第28号、益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例に伴い、交流情報センターにおける貸出しスペースは、どのようになるのかというお尋ねかと思います。

現在、交流情報センターの貸し館スペースにつきましては、約74平米、28名収容できる会議室1・2、それと約178平米、最大で144名収容できる視聴覚室、それと約91平米で20名収容できるIT学習室、及び約60平米の展示スペースとなっております。

今回、条例改正に伴い、会議室1・2が学習ルームに、視聴覚室が子ども図書館へ変更いたしますので、よって議員お尋ねの貸出しスペースにつきましては、IT学習室、及び展示スペースとなります。以上となります。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。今のスペースを聞きますと、税の申告相談会などは別会場にならざるを得ないものと思います。今、交流情報センターのほうで相談会やられています。とても車で来やすいものだったと感じています。来年度の会場選びにおいても、申告者の利便性への配慮をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで、議案第25号「益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第34号「益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの質疑を終わります。

次に、議案第35号「工事請負契約の変更について」から、議案第41号「町道の路線認定について」までの質疑を行います。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 議員番号 1 番坂井でございます。議案第40号、町道の路線認定について質問いたします。

この路線番号の変更に伴い、路線番号13、南木崎線の等級 1 級が、路線番号4053、南木崎線・等級その他に変更されました。等級変更の理由と、この等級変更に伴い道路保守や地区開発等に変更があるのか伺います。

また、第 6 次益城町総合計画第 2 期基本計画総論の 4、土地利用の方向性に集落地区の地図がございます。この地図においては、町道南木崎線は補助幹線道路に位置づけられています。今回等級がその他になったことにより、補助幹線道路から外れるのかも併せて伺います。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 竹林建設課長。

○建設課長（竹林浩幸君） 建設課、竹林です。1 番坂井議員の御質問の、路線の等級変更の理由、等級変更に伴い道路保守や地区開発などに変更があるのかについてお答えいたします。

本町の道路の等級指定は平成 9 年 1 月に作成されました幹線市町村道選定要領によっていますが、この要領における等級指定の考え方は、幹線市町村道選定要領に明記されていますが、昭和 55 年 3 月の旧建設省道路局地方道課長通達によるもので、道路の使用度、交通量、交通の性格から 1 級幹線、2 級幹線に区分しようというものです。

今回の変更は、道路台帳のデジタル化により、単純にその起終点が変更になることなどから、幹線市町村道選定要領の選定の基準に照らして行ったものです。このため、今回の見直しにより、質問のような道路保守や地区開発などに変更が生じるというものではございません。以上になります。

○議長（中川公則君） 齊藤都市計画課長。

○都市計画課長（齊藤計介君） 都市計画課長の齊藤です。1 番坂井議員の質問の後段の部分に對しまして、お答えいたします。

今回、町道南木崎線の等級がその他になったことにより、補助幹線道路から外れるのかという御質問にお答えいたします。

本町の第 6 次益城町総合計画第 2 期基本計画における総論 4 の土地利用の図につきましては、本町が熊本地震からの復興、そして、さらなる発展を目指したまちづくりのための土地利用の方向性を示した図となっております。このため、土地利用の図に位置づけている主要の幹線道路や、補助幹線道路につきましては、町として政策的に施策展開を図るために政策拠点を位置づけ、それらの拠点などを結ぶ軸となる道路を位置づけたものとなっております。

このため、議員御指摘の補助幹線道路につきましては、まちづくりのため政策的に位置づけた道路でございますので、交通量や交通の性格により区分する等級の指定とは考えが異なったものになります。このため、町道南木崎線につきましては、道路等級がその他に変更になったことに對しましても、補助幹線道路から除外されることはありません。以上になります。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。

道路保守や地区開発等に変更はなく、補助幹線道路からも外れないということでした。少し安心いたしました。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） ほかに質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで、議案第35号「工事請負契約の変更について」から、議案第41号「町道の路線認定について」までの質疑を終わります。

お諮りします。

議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）から、議案第41号「町道の路線認定について」までの40議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（中川公則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）から、議案第41号「町道の路線認定について」までの40議案については、お手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案の詳細につきましては、各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日の日程を終了しました。

これにて散会します。

散会 午後2時36分

3 月 12 日（水曜日）

令和7年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年3月10日午前10時00分招集
2. 令和7年3月12日午前10時00分開会
3. 令和7年3月12日午後2時45分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 8番 吉村建文議員
14番 稲田忠則議員
3番 西山洋一議員
1番 坂井金次郎議員

7. 出席議員（17名）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 坂井金次郎君 | 2番 木村正史君 | 3番 西山洋一君 |
| 4番 上村幸輝君 | 5番 富田徳弘君 | 6番 下田利久雄君 |
| 7番 松本昭一君 | 8番 吉村建文君 | 9番 甲斐康之君 |
| 10番 野田祐士君 | 11番 宮崎金次君 | 13番 中村健二君 |
| 14番 稲田忠則君 | 15番 渡辺誠男君 | 16番 荒牧昭博君 |
| 17番 榮正敏君 | 18番 中川公則君 | |

8. 欠席議員（1名）

- 12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- 議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|-------------|---------------|
| 町長 西村博則君 | 副町長 濱田義之君 |
| 教育長 酒井博範君 | 政策審議監 清田聡美君 |
| 土木審議監 持田浩君 | 会計管理者 山口拓郎君 |
| 総務課長 荒木薫君 | 総務課審議員 中山貴文君 |
| 危機管理課長 森川博君 | 企画財政課長 松本浩治君 |
| 税務課長 坂井浩章君 | 住民課長 田上恵美君 |
| 福祉課長 菊川和幸君 | 福祉課審議員 川原さおり君 |

こども未来課長	吉 住 由 美 君	健康保険課長	吉 本 秀 一 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
企画財政課審議員	藤 田 智 久 君	建 設 課 長	竹 林 浩 幸 君
復興整備課長	水 口 清 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君		

開会・開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は7名です。

一般質問は、本日と明日13日の2日に分けて行います。

質問の順番を申し上げます。本日は、1番目に吉村建文議員、2番目に稲田忠則議員、3番目に西山洋一議員、4番目に坂井金次郎議員、明日14日は、1番目に野田祐士議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

8番吉村建文議員。

○8番（吉村建文君） 皆さん、おはようございます。8番、公明党の吉村建文でございます。昨日は東日本大震災から14年がたちました。夕刻のテレビ報道でも、震災から14年たってまだまだ傷痕が深いことを改めて感じることができました。また、熊本地震より8年11か月が経過いたしました。町の姿も今月末には地域共生センターも落成し、復興の歩みを実感できるようになったと思いますが、まだまだこれからもその歩みを持続させていかねばならないと思う次第であります。そして、先月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災で被災された方々にお見舞いを申し上げます。

本日は、傍聴者の方々、またモニターを御覧の皆様、日頃より町政に関心を持ってくださり、ありがとうございます。今日も町政に関する質問をさせていただきます。

本日は4点にわたって質問させていただきます。

1点目、带状疱疹ワクチンについて、2点目、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について、3点目、憩の家の跡地利用について、4点目、益城町つどいの広場はっぴいの跡地利用について、以上4点にわたって質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

初めに、带状疱疹ワクチン公費助成についてであります。

2年前の6月議会で質問させていただいた件でありますけれども、そのときの回答では、現段階では町単独での助成事業の予定はないが、国や県、周辺自治体の動向等、情報収集に努め、引き続き検討していくとのことでした。やっと国のほうでも4月から費用助成することになりました。しかし、自己負担額は国の助成に加えて独自に町で助成するようになっていますが、本町の対応はどうなっているのでしょうか。また、対象者はどうなっているのでしょうか。また、制度を徹底するための広報活動はどうするのでしょうか。

対象者は、原則65歳になった高齢者と既に65歳を超えている人については、5年間に接種できる機会を設ける経過措置を導入する方針で、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳時に接種する機会を設けることになり、また、ヒト免疫不全ウイルスに感染し、免疫機能に障害がある60歳から64歳の人も対象になると言われております。

町民の皆さんが切に知りたいと思っらっしゃるのは、国の補助に加えて町独自に助成する金額がどうなっているのかだと思います。町の方針をお聞かせください。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和7年第1回益城町議会定例会も3目を迎えております。今回は7名の議員の皆様から一般質問をいただいております。本日は4名の議員の皆様の質問をいただいておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

また、傍聴席には早朝からわざわざお越しいただきましてありがとうございます。心から感謝を申し上げたいと思います。

初日に申し忘れましたが、実は竹林課長、水口課長、遠山課長におきましては、恐らく今回が最後の議会になると思います。大変寂しく感慨深い思いをしておりますが、最終日までしっかりと対応していただくことを願っております。

それでは、8番吉村議員の一つ目の御質問の1点目、带状疱疹ワクチンの自己負担額につきまして、本町の対応はどうなっているのかについてお答えをします。

带状疱疹は、過去に水痘にかかったときに、体の中に潜伏した水痘带状疱疹ウイルスが再活性化することにより、典型的な症状として神経支配領域に沿って体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。また、合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る带状疱疹後神経痛があり、日常生活に支障を来すこともありますことから、厚生労働省より令和7年4月から带状疱疹定期予防接種を開始することが示されております。

带状疱疹定期予防接種のワクチンにつきましては、組換えワクチンと生ワクチンの2種類があり、組換えワクチンは2か月の間隔を空けて2回接種が必要で、生ワクチンは1回の接種で終了となります。带状疱疹ワクチン接種の標準的な接種費用は、組換えワクチンが1回につき税込み2万2,060円で、2回接種すると税込み4万4,120円となります。一方、生ワクチンは1回の接種で税込み8,860円となっております。

使用するワクチンは接種者が選択できますが、接種費用が高額となるため、町としましても少しでも接種者の負担軽減を図るため、先般、上益城郡内の山都町を除く4町で情報共有し、自己

負担額につきまして、組替えワクチンが1回につき9,000円、生ワクチンが1回につき3,500円と設定しました。これを踏まえ本町では、組替えワクチンが1回につき1万3,060円、生ワクチンが1回につき5,360円を補助することとし、本定例会に提案をしております。令和7年度予算案に計上しております。

また、生活保護受給者の方につきましては、自己負担額は無料とし、全額を町が負担するための予算を計上しているところです。なお、生活保護受給者や住民税非課税世帯の方を含む低所得者分につきましては、総接種費用の3割につきまして普通交付税による財政措置があります。

次に、一つ目の御質問の2点目、対象者はどうなっているのかについてお答えをします。

対象者につきましては、議員御説明のとおり、本町に住民登録をしておられる年度内に65歳を迎える方、60歳以上65歳未満の方であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害があり日常生活がほとんど不可能な方、令和7年度から令和11年度までの5年間の経過措置として、その年度内に70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方で100歳以上の方につきましては、令和7年度に限り全員が対象となります。

最後に一つ目の御質問の3点目、制度を徹底するための広報活動はどうするのかにつきましてお答えをします。

周知方法としましては、対象者への個別通知に加えまして、町のホームページや広報紙などを活用し、ワクチンの効果や接種方法などにつきまして、分かりやすく情報提供を行ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答、ありがとうございました。

带状疱疹ワクチンの定期接種については、令和7年4月から始まるということで、本当にありがたいと思っております。先日、私の知人が带状疱疹にかかってしまい、完治するのに3週間もかかってしまったということでもあります。また、体の胸の部分から左にかけて帯状に発疹が出て、また痛みがちくちくとするということで、これは体のほうに症状が出れば軽いほうでありまして、これが顔になりますと本当に厳しい状況であります。

これまでワクチンの接種費用が高かったものですから、ワクチンを接種される方は、学校等に勤務されていらっしゃる先生方等ある程度その範囲が狭かったんですけども、今回、ワクチンの補助があるということで、組換えワクチンが2回接種で自己負担額が1万8,000円、生ワクチンが1回3,500円に設定されたことで、予防接種が広がることに期待が寄せられます。大事なことは、対象者への個別通知とホームページや広報紙への情報提供をよろしくお願いいたします。

次に、避難所となる学校施設の防災機能強化の推進についてお尋ね申し上げます。

この問題は議会質問で何回も言っておりますけども、体育館の空調設備のことです。学校体育館は子どもたちの教育の場であり、災害時には地域の避難所としても重要な役割を担います。冷暖房空調の整備を加速させ、児童生徒に加えて避難者も安心して過ごせるようにすることが大切だと考えます。

近年、全国的に猛暑日が増えており、学校施設の空調を整備する重要性が高まっています。

2018年夏には学校で小学生が熱中症で亡くなるという痛ましい事故も起きております。また、激甚化・頻発化する自然災害において、避難所となる体育館に空調設備が整備されていないことなどから、被災後の避難生活の疲労やストレスで亡くなる災害関連死の割合も残念ながら増加しております。

国際赤十字が提唱する最低基準（スフィア基準）の項目でも、避難所については、最適な快適温度、換気と保護を提供するとあり、このような問題意識から、安全・安心な教育環境と避難所の環境整備について大幅な加速が求められています。

2024年9月1日時点での全国の公立小中学校の空調設置率は、普通教室で99.1%、体育館の設置率については2018年の約1%から18.9%に上昇しているものの、まだまだ少ないと言わざるを得ません。本町においても0%という実態であります。

そこで公明党は、昨年12月11日、2024年度補正予算案をめぐる衆議院予算委員会での質疑の中で、自治体が円滑に整備を行うために参考となる事例を周知すべきだと訴えました。その中で、空調設備整備臨時特例交付金为新設されましたが、本町の取組はいかがでしたでしょうか。

ただ、交付金事業の第1回目の募集は終了いたしました。事業計画が間に合わなかった自治体もあるとして、2月中旬に追加募集を行う方針で活用を呼びかけております。調べてみますと、次回スケジュールは2月17日開始3月14日締切りで、4月中旬内定だそうです。補助率は2分の1で負担を軽減、補助単価が従来よりアップしており、従来の空調単価の約1.5倍になっております。断熱性の確保は後年度の充当が可能になっております。地方負担額の100%に地方債の充当が可能になっております。体育館空調の光熱費に交付税措置が講じられる等の五つのポイントがあります。

国の予算が確保されたわけですから、あとは我々自治体が連携して直ちに学校の空調設備を進めるべきだと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

また、私の提案ではありますが、せっかく新たな交付金や補助金を活用して整備を進めるわけですから、単純に従来の一般的な体育館型のエアコンを設置すればよいという発想ではなく、我が町の学校体育館への空調設備は、空調効果の最適化や導入時のコストだけでなく、ランニングコストの比較、さらには2050年のカーボンニュートラル達成に向けた脱炭素化に資する設備など、最新の技術や先進的な導入例についてしっかり研究し、比較検討をするべきだということであります。

例えば、一般的なつり下げパッケージエアコンや床置きパッケージエアコンだと、一定時間ごとに空気の入替えが必要となり空調効率が犠牲になりますが、置換空調方式を採用した空冷パッケージエアコンだと、外気100%導入で窓開けによる換気が不要となり、短時間で冷暖房された空気が体育館の隅々まで行き渡ります。また、災害時には多くの場合、停電が予想されます。避難所となった体育館にエアコンがあっても、停電で稼働しなければ意味がありません。電力の復旧が長期化する場合もあります。平時から非常用の発電機の併設を検討することも効果的だと思います。その際、重油や軽油燃料とする発電機よりも、災害時において比較的運搬しやすい、すなわち継続したバックアップが期待できるガス発電機やガス空調設備を検討することも選択肢の

一つだと考えます。

町長、このタイミングで我が町の公立小中学校全ての体育館に空調設備を設置することは当然として、国の内閣府防災や文部科学省の担当部署と連携して、体育館の空調施設の最新の技術や事例を参考にすべきと考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 8番吉村議員の二つ目の御質問の1点目、災害時に地域住民の避難所となる学校体育館の防災機能強化の推進についての町の対応策についてお答えします。

学校施設の避難所としての開放につきましては、益城町地域防災計画において災害の規模により判断することとしており、学校体育館では、広安小学校の体育館、広安西小学校体育館及び津森小学校体育館の3か所を災害対策本部の指示により開設することとしております。また、大規模災害時におきましては、体育館が避難所として長時間使用されることが想定されることから、避難者の生活環境を改善するため、施設のバリアフリー化を順次進めてまいりたいと考えております。

空調設備につきましては常設のものとはせず、必要な場合は株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定に基づき、仮設の移動式空調機を調達し対応することとしております。

次に、二つ目の御質問の2点目、空調設備整備臨時特例交付金が2024年度補正予算で新設されたが、本町の取組はどうかについてお答えします。

令和6年第2回定例会におきまして同様の御質問をいただいた際に答弁しましたとおり、学校施設への空調設備の導入は、熱中症対策において健康管理上の環境改善につながるものと考えておりまして、大規模災害時には体育館が避難所として長時間使用されることが想定されますことから、一定の効果をえられるものと考えております。

また、補助金等を活用した学校体育館における空調施設整備につきましても、町内小中学校の体育館に空調設備を導入する際には、壁、床、窓及び天井など建物全体への大がかりな断熱補強工事が必要となるため、施設の長寿命化に伴う大規模改修工事と同時に施工するのが効率的であり、今後、空調設備を整備する際には各施設の状況に応じた対策を検討すると答弁いたしております。

以上の考えの下、体育館への空調設備の設置につきましては、避難所としての運用方針や有効性、さらには、空調設備の設置を前提として建設されていない体育館の断熱補強工事や、基本電力契約量の増加に伴うランニングコストの増大等につきまして研究を深めながら関係各課で協議を行い、引き続き検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

国との連携の利用活用の視点はどうなっているのでしょうか。先日、熊本市の大西市長も、公明党の三森議員の同じような質問に対して前向きな回答を述べられたと熊日新聞に報道されておりましたが、本町も国の施策にのっとった行動を取るべきではないかと思います。その点について

て町長の考えはどうか、再度お伺いをいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の二つ目の質問ということで、先ほど教育長のほうから答弁がございましたように、やはり施設の全体的な改修あたりをしっかりと踏まえながら、それと、文部科学省の予算あたりもしっかり見ながら、やはりほかの省庁に比べて単価あたりも、いろんな体育館であったり給食センターであったり学校の施設であったり単価が出ておりますが、これも基準単価が非常に厳しい状況がありますので、このあたりもしっかりと見据えながら検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） ありがとうございました。

次に、憩の家の跡地利用についてお伺いいたします。

今月末に憩の家は閉館いたしますが、民間の企業から問合せが来ているみたいですが、民間に払下げをするという選択肢を考えておられるのか、お聞きいたします。

また、施設を解体し平地に戻し次の跡地利用を考える方針もあると思いますが、具体的にいつ頃までに方針を決定されるのか、お伺いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の三つ目の御質問の1点目、民間に払下げをするという選択肢は考えておられるのかにつきましてお答えをします。

令和6年3月に策定しました町民憩の家のあり方に関する基礎調査及び基本構想総基本計画におきまして、施設をそのまま使用するには安全面などの観点から大規模な改修が必要であることなどの理由により、施設の廃止・解体は不可避としたところです。また、既存施設存続を条件に民間へ払い下げることにつきましては、安全面から大規模な改修が必要でありますことや、他自治体の状況、サウンディング調査の結果などから、現状のままで営業を継続していただくことは極めて厳しいと考えております。

実際、先月から今月にかけて、県内の幾つかの事業者から施設を引き受けて存続させたいとのお話がありましたので、その全ての方々と私自らが面談をさせていただきました。しかしながら、いずれも施設の老朽化の現状や高コスト体質による厳しい経営の実態を御存じでなく、長寿命化の費用や運営費を大幅に圧縮することが可能ではないかと考えられていたり、あるいは市街化調整区域にあるがゆえの厳しい法規制についても認識が乏しく、レストランや商業施設などを新たに併設することで温浴施設の存続が可能ではないかと考えられておられました。私からは、施設設備の老朽化や赤字運営の状況、法規制の内容まで詳しくお話をさせていただいたところです。しばらくはこうしたお話もあろうかと思っておりますので、その全てに私自ら丁寧に対応してまいる所存です。

なお、解体後の敷地の払下げにつきましては、当該地が市街化調整区域にあり敷地の一部が土砂災害警戒区域に含まれるなど、法規制や地形的課題などがありますことから、直ちに民間企業へ払い下げることは考えておりません。

次に、三つ目の御質問の2点目、施設を解体して平地に戻し、いつ頃までに次の利用方針を決定されるのかにつきましてお答えをします。

憩の家の跡地の利活用につきましては、令和7年度に地域住民の皆様を含めたワークショップを開催し、様々な御意見を伺いながら、できるだけ早期に方針を決定したいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

施設の引受け希望というお話が既に複数あり、その全てと町長が面談し、いずれも老朽化や厳しい経営状況、法規制を理解しておられず、併設施設で収益化できると業者の方は考えておられたみたいですが、実情を説明した結果、話は進展しなかったとのこと、よく分かりました。

今後も、民間の団体から同じような問合せが来ることが予想されますので、丁寧な説明をお願いしたいと思っております。最初から民間企業への払下げは考えていないと突っ張るのではなく、丁寧な説明、詳細な説明をお願いしたいと思っております。

また、令和7年度に地域住民を含めたワークショップを開催し、早期に方針を決定されることと、代替施設への足の確保に関する施策もよろしく願いいたします。今回の予算案にも提案をされているようですので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、益城町つどいの広場はっぴいの跡地利用についてお伺いいたします。

今年4月から供用開始される地域共生センターに益城町つどいの広場はっぴいが移転されるということですが、その跡地利用についてどうされるのか、町の考えをお知らせください。

私の提案ではございますが、不登校児童生徒の学習指導等に正式な場所が設置されるまでの間、この施設を活用してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番吉村議員の四つ目の御質問の1点目、益城町つどいの広場はっぴいの跡地利用に係る町の考えについてお答えをします。

議員御質問の施設につきましては、馬水東及び木山上辻団地で集会所として活用されてきました、みんなの家を移築し、地区及び町のコミュニティ活動と防災教育の拠点となる施設として整備を行い、現在、益城町つどいの広場とファミリーサポートセンターの拠点として活用をしているところです。両事業につきましては議員御指摘のとおり、本年4月に供用開始します地域共生センターに機能を移転し、継続することとしております。

議員御質問の、今後のみんなの家の利活用につきましては、町民の皆様のニーズや町内の各公共施設が持つ機能とのすみ分けなどを考慮しつつ、関係課間で連携を取りながら検討を行っているところです。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 次に、吉村議員の四つ目の御質問の2点目、不登校児童生徒の学習支援施設の整備が完了するまで跡地を活用してはどうかについてお答えします。

教育支援センター・フレンドネットは、現在、こがみ舎のコワーキングスペースの一部と交流

情報センター・ミナテラスの小会議室を利用しておりまして、不登校児童生徒の学習支援を行う上で、十分な教育環境とは言えない状況です。教育委員会としましては、児童生徒や保護者のカウンセリングを行う相談室や、支援員の事務スペースなど、さらなる施設機能を備えた教育支援センターの拠点整備が必要であると考えており、検討を重ねているところです。

令和7年4月からは、交流情報センター・ミナテラスの全体的な利活用を見直し、子ども図書館や学習ルームの整備を行うこととしておりまして、この見直しと併せて、今回議員から御提案いただきましたつどいの広場はっぴいの跡地利用につきまして、関係各課と検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 8番吉村議員。

○8番（吉村建文君） 1回目の回答ありがとうございました。

益城のつどいの広場はっぴいの跡地利用については、各課との連携をしっかりと行っていただいで検討されることを望みます。また、6月議会もしくは9月議会で、この跡地利用がどうなるのかということの確認の質問をまたさせていただいております。できますれば、不登校児童生徒の学習指導等ができる仮の施設になればと思っております。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。10時45分から再開します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、稲田忠則議員の質問を許します。

14番稲田忠則議員。

○14番（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。14番稲田でございます。本日は、質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。傍聴席には早朝よりお忙しい中、町民の皆さん、また町職員の皆さんもおいでいただき、ありがとうございます。また、モニター前で視聴しておられる方々も、日頃より町議会に対しまして関心を持っていただき感謝申し上げます。

4月で熊本地震から9年目を迎え、町の姿も復興の歩みが着実に進み、県道熊本高森線の4車線化も令和7年度内には広崎から寺迫交差点までの3.8キロが全線開通する予定とお聞きしております。また、木山の土地区画整理事業も順調に進み、日を追うごとに町並みも変貌しております。町におきましては、最後の施設でありました町公民館、男女共同参画センター、地域ふれあい交流館の三つの機能を有する地域共生センターが完成し、4月より町民の皆さんの交流の場として大いに利用いただき、活気あるまちづくりの拠点になるものと確信するところです。

そのような中で、2月26日に岩手県大船渡市において大規模山林火災が発生いたしました。8日間にわたり燃え続け、必死の消火活動にもかかわらず2,900ヘクタールが消失し、2名の方が

亡くなられ、判明しているだけでも210棟が被災して、76棟が全壊しました。被害を受けられた方に対し心よりお見舞いを申し上げます。

今回通告しておりました3点、1点目、広安西小学校用地拡張事業の進捗について、2点目、益城中学校の駐車場不足について、3点目、町道西原線（広崎地内）の交通安全対策について、以上3点にわたって質問させていただきます。

それでは質問席に移ります。

1点目、広安西小学校用地拡張事業の進捗状況について。本件につきましては、令和5年第3回9月町議会において質問をさせていただいております。そのときの答弁では、令和5年5月時点で、通常学級22、特別支援学級7、合計29学級、児童数715名であり、令和6年度には五つの通常学級が増加する予定である。今後、通常学級は令和12年度に現在の22学級から最大32学級必要となると推測しているが、今の学校敷地内での校舎増築は厳しいと考えている。敷地北側駐車場や隣接土地へのプレハブ教室設置等について、新たな学校用地の確保を含め、町長部局や関係機関との協議を進めていきたいとの回答でございました。

その後、町におかれましては、幾度となく協議・検討を重ねられたと思います。その後、令和6年度益城町一般会計予算書の中に、広安西小学校用地購入費として2億5,000万円が計上されました。その間、学校教育課及び各関係機関で土地の地権者の方々とも幾度となく話し合いを続けられ、今日に至っていると思います。

そのような中で、参考といたしまして、令和7年2月10日現在、西土地区画地内には215世帯651名の方々が、中地区区画地内には16世帯45名の方々がそれぞれ居住され、生活が始まっております。今後も世帯数、人口が増加するものと思われます。

このような現状を踏まえ町の担当課にお聞きしましたところ、令和7年度の学級数は34、うち支援学級10、児童数は750名となる見込みのようです。比較してみますと、令和5年度より学級数は五つ増加、生徒数は37名増加の予定とのことです。町におかれましては用地の確保は喫緊の課題として取り組んでこられたものだと思います。

そこで、現在の進捗状況の見通しについて伺いたいと思います。御答弁をよろしくお願い申し上げます。1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 14番稲田議員の一つ目の御質問の1点目、区画整理事業に伴う児童数の増加状況についてお答えします。

現在、広安西小学校区内では、益城台地西及び中の土地区画整理事業が進んでおります。この事業の進捗に伴い広安西小学校の児童数の増加が見込まれており、本年2月時点での広安西小学校の現状は、通常学級が23学級、特別支援学級が10学級の合計33学級で、児童数は739人となっておりますが、令和7年度の学級数につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、通常学級が24学級、特別支援学級が10学級の合計34学級、児童数を752人と予測しておりまして、通常学級が1学級増加する予定です。今後も住宅建築や大型の集合住宅建設が予定されていることから、議員御指摘のとおり広安西小学校ではさらに児童数が増加するものと予測しております。

教育委員会としましては、将来的な年齢別児童数及び学級数の推移を注視しつつ、教室の増設を含めた教育環境の整備について検討を進めてまいりたいと考えております。

次に一つ目の御質問の２点目、広安西小学校の用地拡張事業の進捗状況についてお答えいたします。

本年度の事業といたしまして、広安西小学校の用地を拡張するために、益城台地中土地地区画整理事業地内にある小学校の西側の用地取得を予定しております。この用地につきましては、４名の地権者がおられ、現在、地権者との協議を進めているところです。教育委員会としましては、土地地区画整理事業による児童数の増加に速やかに対応できるよう、本年度内の用地取得を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君） ただいま教育長からの御回答、ありがとうございました。

令和７年度の学級数につきましては、通常学級が23学級、特別支援学級が10学級の合計33学級ということで、児童数が752名であるということでございます。それに伴い通常学級が1学級増加する予定で、さらに児童数が増加すると予測しておるとのことでございます。

教員委員会としては、教室の増設を含めた教育環境の整備について検討を進めてまいりたい。また、本年度の事業といたしまして用地を拡張するために、益城台地中土地地区画整理事業地内にある小学校西側の用地取得を予定しており、４名の地権者に対し現在協議を進めている。児童数の増加に速やかに対応できるよう、本年度内の用地取得を進めるとの前向きな御回答でございました。

保護者の方々や地域の皆さんが一番懸念されている問題解決のため、なお一層の御尽力をお願い申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次に２点目、益城中学校の駐車場不足について。現在、益城中学校には、駐車場として88台のスペースがあり、うち来校者用として体育館前に10台分が確保してあります。その中に先生方の車72台も駐車されているのが現状のようです。学校では、学校行事である授業参観、２年生の修学旅行時の送迎、その他催し事、特に卒業式や入学式の際、保護者の方々は、臨時駐車場となる運動場に駐車されていると聞いております。

そこで一番問題となっているのが雨天時の駐車です。雨天時には運動場がぬかるみ足場が悪く、車も泥まみれになり、翌日はタイヤの跡がびっくりするぐらいひどい状態となります。その後、天気がよくなっても数日間には体育の授業や部活動で使用できない状態のようです。その後、体育の先生が自分の車で整備用の用具を牽引しながらきれいに整地し、使用できる状態に戻されているようです。

現在、益城中学校では、１年生７クラス263名、２年生７クラス289名、３年生７クラス278名、全生徒数830名の生徒たちが勉学に励んでおられます。今後、広安小学校、飯野小学校、特に広安西小学校では児童数の増加が見込まれる中で教室不足が発生する予測であり、町におかれましては、令和７年度中に３階建て９クラス分の校舎増築を予定されているようです。これからも生徒数の増加による駐車場問題は喫緊の課題であり、この状態を打開するために隣接地に用地を確

保できますならば、学校行事、部活動にも支障が及んでいる本課題の解決が図れるかと思います。

町におかれましては、学校や保護者の皆さんの御要望に応えられるよう実現に向けて御尽力いただきますようお願い申し上げまして、1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 14番稲田議員の二つ目の御質問、益城中学校の駐車場不足解消のための用地確保についてお答えします。

現在、益城中学校の駐車場は、体育館東側の職員駐車場と体育館北側の来客用駐車場を合わせて88台分があります。しかしながら、学校行事等の際には車での上校者が多く、やむを得ず運動場を臨時駐車場として利用している状況です。議員御指摘のとおり、雨天の際は運動場にタイヤ跡等が残り、翌日の体育授業や部活動への影響が出る場合がありますので、駐車場不足解消に向けた検討を現在重ねているところでございます。

今後も校区内における住宅開発等により生徒数の増加が見込まれており、それに伴い駐車場を利用される保護者等も増加することが予想されます。教育委員会におきましては、駐車場不足の解決に向け、隣接地の用地活用を含め引き続き検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（中川公則君） 14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君） 教育長より御答弁をありがとうございました。

ただいまの答弁の中で、やはり学校行事等の際には車での上校者が多く、やむを得ず運動場を臨時駐車場として利用する状況であり、駐車場不足解消に向けた検討をしているということでございます。

今後も校区内での住宅開発などによる生徒数の増加が見込まれます。それに伴い駐車場を利用される保護者等も増えることが予想される。教育委員会におきましては、駐車場不足解決に向け隣接地の用地活用を含め引き続き検討してまいりたいとの積極的な御回答をいただき、ありがとうございました。ぜひとも実現できますように申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

3点目、町道西原線（広崎地内）の交通安全対策について。広崎地区には、県道熊本高森線の北側を南北に通っている高速道西線、小峯広崎線、府内広崎線、西原線、広崎線の五つの町道があります。その中でも、西原線は幅員が7メートルあり、通称第二空港線につながっている以前から交通量が多い道路であり、町からも東西に走る府内安永線と交わる交差点内には、安心安全な通行のためカラー舗装やカーブミラーも四方から見えるように設置してあります。この西原線は、3町内の班長会議や4町内の住民の皆様から、スピードを出して走る車が多いため速度制限はできないかですかとの意見が多数あったため、私は町の担当課に実情を相談に参りましたが、現状としては大変厳しいとの回答でございました。

しかしながら、広崎西土地地区画整理組合の1期、2期工事の宅地造成はほぼ完成に近づいており、現在新築されている世帯の215戸651名の皆さんが生活を始められておられます。また、この宅地内には、賃貸物件のマンションやアパートが多く完成しており、入居も始まっているとお聞

きしております。

今後も戸建ての家が増えることが予想されますことから、私は西原線の車の交通量について計測をしました。1月21日午前7時より午後6時まで、道路沿いの方に場所をお借りしてテーブルと椅子を持って行き、地域の二人の方にも手伝っていただき計測をしました結果、時間帯によって違いはありましたが、車は途切れることなく通行し、2,200台の交通量がありました。その後、区画整理地内にスーパーがオープンしたためさらに交通量が増加するのではないかと考え、2月26日に2回目の計測を実施しましたところ、3,215台の車が通行し前回よりも1,015台増加しております。

西原線については、今後さらなる交通量の増加が予想されますことから、30キロの速度制限ができないかとの声がたくさん上がっております。しかしながら、この事案に関しては町で決定することはできないと思いますので、御船警察署等に地域の切なる思いを要望していただき、実現に御尽力をお願いしたいと思います。

この西原線は小中学校の通学路でもあります。昨年、広安校区の通学路においては、安全のため緑色のラインが引かれ大変通りやすくなっております。この道路を中学生の皆さんがたくさん自転車で通学されていますので、ぜひとも緑色の安全ラインを引いて安心安全な通学路になるよう望みます。広崎地区にとりましては重要な町道であり、今後も交通安全対策に今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。以上をもちまして1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 14番稲田議員の三つ目の御質問、町道西原線の交通安全対策についてお答えをします。

議員御質問の町道西原線は、本町において人口増加が著しい広崎地区にある町道で、県道熊本高森線から県道熊本益城大津線、通称第二空港線へのアクセスや地域住民の生活道路として利用されております交通量が大変多い道路であると認識をしております。加えまして、益城台地西土地区画整理事業の進捗に伴う住民の入居とともに、今年1月には土地区画整理地内に商業施設が開業し、今後、交通量はさらに増加するものと想定をされます。また、幅員が7メートル程度ありますことから、地域からスピードを出して走る車が多く危険で速度規制などできないのかなどの御意見があることも承知しているところです。

地域住民からの御意見・要望であります速度規制につきましては、町から御船警察署に対しまして、町道西原線周辺の現状と地域意見の説明及び速度規制の実施についての相談を行っております。御船警察署からは、速度規制を行うには、まず沿線住民はもとより当該道路を利用する見込みのある全ての住民の了解に基づく要望書が必要であり、その上で交通量調査を行い、それらを踏まえて公安委員会が審査の上、規制を認めるという手順が必要との説明がありました。これらの手順が必要となるのは、速度規制は、道路における安全性の確保とともに、交通便利性といった地域の生活環境などに与える影響なども考慮する必要があるからと考えられます。

なお、これらの手順とは別に、現在、国では住宅街などの中央線がない道路や狭隘道路につきましては、制限速度を30キロ規制にするなどの法整備が進められているとの説明も併せてありま

した。法整備の時期は未定ですが、町道西原線は中央線がない住宅街の道路ですので、法整備後は30キロ規制の対象となる可能性が高いと思われます。また、町道西原線の交通量につきましては、稲田議員自ら本年1月と2月に交通量の調査を実施され、2回目の調査では1,000台以上増加していたとお聞きしましたので、町としましても町道西原線につきましては交通管理者である県警に継続して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

道路管理者である本町としましては早急な対策として、本定例会に提案しております令和7年度予算案に町道西原線の安全対策の工事費を計上しており、議会の承認をいただければ、路肩及び交差点部へのカラー舗装、走行する車両に対して徐行を促す路面標示等の工事を予定しております。

今後とも道路利用者や周辺住民の安全を最優先に、交通利便性も考慮しながら取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 14番稲田議員。

○14番（稲田忠則君） ただいま町長から答弁をありがとうございました。

町では、早速御船警察署に相談をされたということで今御報告がございました。その中で、全ての住民が了解する要望書により、交通量調査などを踏まえて公安委員会の審査の上、認める手順ということで今答弁がございました。また、現在国では住宅街などでの中央線がない道路や狭小道路は30キロ規制になるなどの法整備を進めているとのこと。

この法整備後は、西原線は規制の対象になる可能性が高いと思われますが、法整備の時期は未定ということでございました。町としても、県警に対して地域の状況などを踏まえ適切に対応いただければと考えているということで、しっかりと御答弁いただきありがとうございます。また、通学路の件につきましては、カラー舗装や路面標示の工事費を令和7年度当初予算に計上しており、早急な安全対策を予定しているという答弁がございまして、ありがとうございます。

町は、今後も道路利用者や周辺住民の安全を最優先にできる限り対応を図っていくとの力強い御回答いただきまして、ありがとうございました。何とぞ、ぜひともこの西原線につきましては、今、町長の答弁ありましたように、重点町道として今後さらなる対応をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川公則君） 稲田忠則議員の質問が終わりました。

午前中はこれで終わります。

午後は1時30分から再開します。

休憩 午前11時12分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 午前中に引き続き会議を開きます。

西山洋一議員の質問を許します。

3番西山洋一議員。

○3番（西山洋一君） 皆さん、こんにちは。3番西山でございます。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。昨日、東日本大震災から14年が経過しました。それから、熊本地震からもうすぐ9年を迎えるところでございます。そして昨年には能登半島地震、そして最近では大船渡の大規模な山林火災ということで、日本各地で、もしくは世界各地で大規模災害が発生しているような状況でございます。いつまた熊本にも、我々の身にも大きな災害が発生するか分からないような状況でございますので、この災害に対する備えというのは日頃から十分考えておかなければいけない問題かなというふうに思っております。それから傍聴席においでの皆様方には、町政に興味を持っていただきましてありがとうございます。

それでは、今回は二つの事項について質問させていただきます。まず1点目は広安地区における新たなグラウンドの検討状況、2点目は市街化調整区域の地区計画制度の見直し検討の進展について質問をさせていただきます。それでは質問席に移らせていただきます。

それでは、まず1点目の質問でございます。広安地区における新たなグラウンドの検討状況についてお伺いいたします。

令和5年9月の定例議会におきまして、広安地区の新たなグラウンドについて質問をさせていただきました。軟式野球ができるくらいの広さを確保し、大規模災害時には応援車両や支援物資の集積場所などに活用できる、防災公園の機能を備えたものにしたい。また、防災公園の機能を備えた公園整備は大変重要な取組で、スピード感を持って検討を進めるという町長の答弁をいただきました。

そこで、スピード感を持って検討を進めるというところからすると、もうそれから1年半たっております。新たなグラウンドの候補地等の選定は進んでいるのでしょうか。また、現段階においてどの程度の検討状況であるのか、進捗状況をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の一つ目の御質問、広安地区における新たなグラウンドの検討状況についてお答えをします。

広安地区の新たなグラウンドにつきましては、昨年9月に広安地区の町議会議員、区長、PTA会長などの連名で、広安校区における新たなグラウンドの整備及び広安町民第1グラウンドの有効利用に関する要望書が提出をされており、それを踏まえて益城町広安地区社会体育施設整備計画の作成に取り組んでいるところです。この計画には、新たなグラウンドの場所について幾つか候補地を示すとともに、整備する施設の概要案や、現在の広安町民第1グラウンドの今後の活用案等を盛り込む方向で調整しており、準備出来次第お示ししたいと考えております。

なお、あらゆる機能を最大限に盛り込むと必要以上に事業費が膨らむ可能性があることから、真に必要なものに限って計画するという視点も求められますので、今回の計画策定後もこの計画を踏まえ、候補地、整備内容の詳細等を検討してまいります。地域の皆様のニーズに応えられるよう整備内容については精査を続けてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 1回目の回答ありがとうございました。新たなグラウンドの整備につきましては、現在、整備計画の作成に取り組んでいると、また、現在の広崎にあります広安第1グラウンドの今後の利活用案も一緒に盛り込む方向で調整しているとのことでした。

今度造ろうとしている新たなグラウンドにつきましては、子どもたちが安心して遊べる公園、そしてまた軟式野球ができるぐらいの広さの確保に加え、今、社会保障料等が非常にどんどん増えていっておりますが、高齢者の健康維持、そして防災公園としての機能を備えたものになるというふうに思っております。

これだけの機能を確保するためには、それ相当の面積等も必要になってくるというふうに思いますが、駐車場なども含めた規模がどのぐらいになるのか、どの程度を想定しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 西山議員の一つ目の御質問の2回目、グラウンドの面積はどれくらいを考えているのかにつきましてお答えをします。

これまでの議会の一般質問におきましても答弁させていただいたとおり、軟式野球ができるぐらいの広さや十分な道幅や駐車スペースを確保しますとともに、大規模災害時には応援車両の集積場所や一時避難場所などとして活用できる防災公園としての機能を備えたものにするために必要な面積を現在精査をしているところです。

様々な機能を全て盛り込んだ場合、最大で約3万平米ほどの面積が必要となる試算をしておりますが、引き続き、事業費や必要となる機能など、整備内容の精査に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） ありがとうございました。候補地の選定につきましては、今、言われたように、以前答弁されたように、十分な広さ、約3万平米を想定しているということでございます。

候補地の選定につきましては、災害時の周辺の交通事情を十分に考慮、要は道路事情ですね、を慎重に選定しているということでございますし、何よりも大事なことは地権者の理解と協力が必要でなければいけないものでございますので、それが非常に重要になってくるというふうに思います。

また、複数の候補地を選定しているということでございますけれども、一番いいのはやはり第1候補地でございます。ただ、第1候補地において地権者の理解と協力に難航するようであれば、アメリカのトランプ大統領ではないですけども、即第2候補地に予先を移行するなど、そのような対応も必要ではないかというふうに思います。スピード感を持ってやるということであれば、そのような対応も必要かなと思います。

また、先ほど申しましたように、昨今は予想もつかないような災害が発生しております。これはいつまた我が身に降りかかってくるか分からないというような状況でもありますので、防災公園としての機能をいち早くつくるためにも、そしていずれにしても町民が安心して日常から利用

しやすく、いざという災害時には避難場所としての機能を備えたグラウンドの整備にスピード感を持って取り組んでいただくことをお願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、２点目の質問です。市街化調整区域の地区計画制度の見直しに関する検討の進展はということでお伺いいたします。

こちら令和５年９月の定例議会において質問させていただきました。市街化調整区域の課題対応や地域の活性化を図るために、地区計画策定基本方針・計画基準の見直しを進めており、この中で、産業的土地利用の拡充を図る必要性について、県と１市３町協力して協議を進めているという答弁でございました。

また、市街化調整区域でも商業施設の立地が認められるように、熊本都市圏の１市３町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会を通じて、県に対して地区計画制度の見直しを継続して要望しているということでもございましたけれども、現在どのような協議状況になっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） ３番西山議員の二つ目の御質問、市街化調整区域の地区計画制度見直しに係る協議状況についてお答えをします。

議員御質問の市街化調整区域における地区計画制度は、市街化調整区域において計画的に開発を進めるために必要な制度であると認識をしております。本来、市街化調整区域は開発を抑制すべき区域ですが、地域に大きなインパクトを及ぼす企業の進出や地域づくりの施策効果による開発圧力の増加など、地域の状況によりましては市街化調整区域において計画的に開発を進める必要があるからです。

このため、都市計画法第34条において、市街化調整区域で開発可能な基準として、主に市街化調整区域内の住民の日常生活に必要な物品を販売する店舗など、市街化区域で開発することが困難または不適当な開発を行う基準とともに、計画的に開発を進めるための地区計画が規定されていると認識をしております。しかし、市街化調整区域の全てのエリアで開発を認めてしまうと、無秩序なスプロールが発生するなど適切な開発とはなりません。このため県では、産業系の開発を空港や高速インターチェンジ周辺などに限定し、住居系の開発を市街化区域の縁辺部や集落内に限るなど開発できるエリアを限定するゾーニングを行い、このゾーニング内でしか地区計画による開発ができない制度とされております。このようなゾーニングによって開発可能エリアを制限する手法は、区域区分、いわゆる線引き制度の趣旨に沿った適切な考えだと認識をしているところです。

このような中、本町では、熊本地震後に一気に減少した人口が創造的復興に向けた各種施策の推進により順調に回復してきており、また、県による新大空港構想や隣接する菊陽町へのT S M Cの進出など、本町を取り巻く環境は大きく変化をしてきているところです。このような状況の変化を的確に捉えて、10年後、20年後につながるまちづくりを行うためには、市街化調整区域においても、産業や住宅とともに商業施設などの都市機能の開発を行うことが必要不可欠と考えております。

このため、熊本都市計画区域の1市3町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会におきまして、各首長の総意として、県に対して地区計画制度の見直しを要望しているところです。課長などの事務レベルでの協議とともに、各首長と県土木部長との意見交換の場におきまして、各自治体の状況と基準緩和の必要性について強く説明をしているところです。

本町からも県に対しましては、商業系の開発も産業系や住居系と同様にエリアを限定して開発を行えば無秩序な市街化につながらないこと、さらに全国には商業系の地区計画制度を認めている自治体があることなどをこれまで何度も説明しております。しかし、県としては、商業施設は市街化区域においても立地できる用途地域が限定されており、市街化調整区域においては市街化が進むことが懸念されるため対応は困難とこれまでどおりの考え方に終始し、慎重な姿勢を崩しておらず、現段階では地区計画制度の基準緩和には至っていない状況です。

しかしながら、地区計画制度による商業系の開発は今後10年後、20年後の本町のまちづくりにおきまして大変重要と認識しておりますので、今後ともあらゆる機会を捉え、その実現に向けて県と鋭意協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 答弁ありがとうございました。非常に難しい問題であるかとは思いますが、熊本都市計画区域の1市3町で構成する市街化調整区域活性化連絡協議会において、県に対しては地区計画制度の見直しを継続して要望している、各自治体の状況と基準緩和の必要性について強く説明もしているという答弁でございました。

また、答弁にもありましたように熊本都市計画区域の1市3町、これは合志、菊陽、大津、益城ですが、TSMCの進出や本町を取り巻く環境は、熊本地震からの復興による都市計画道路の整備や区画整理事業の進展によりまして、大きな変化を遂げている状況になっています。特に我が町においては、令和7年度には4車線化もほぼ終了する見込みでありますし、今、東西線、南北線、第二南北線と街路事業も順調に進んでいる状況でもあります。

県は、商業施設は市街化調整区域においても立地できる用途区域が限定されている、市街化調整区域においては無作為に市街化が進むことが懸念されるということから対応は困難としてこれまでのお考えに終始し、慎重な姿勢を崩していないという状況であろうと思います。

確かに、この1市3町だけを緩和してしまうと、ほかの県の地域からいろんな話が上がってくるのが懸念されるのかなとは私個人としては思っております。ただ、市町からの要望については、県の姿勢は慎重なもので対応が明確なものでないということで、基準緩和がこれからの協議においても容易なことではないということは理解できました。

これに関連してですけれども、話がちょっと変わります、市街化調整区域における今農地の市街化調整区域の開発の話をしておりましたが、逆に農地の活用について、国が今、策定を義務づけている地域計画の策定が進められております。これは、現在、日本の農業を取り巻く環境としては、高齢化による農業者の減少、もしくは耕作放棄地の増加、このような状況に伴い、農業の未来を今のうちに地域ごとに話し合っ、て、農業者の確保や将来に向けてどうやって農地を守っていくのか、どのように活用していくのかという農地のあり方を考えましょうというものと認識

をしております。

農業の将来のあり方に向けた農用地の適切な利活用を地域計画によって作成しなければならない一方で、高齢農家からはよく聞くことなんですが、後継者もなく自分も農業をやめるような状況になっている、農地を開発できるようにしてもらえないかと、高齢農家からよく耳にいたします。先ほども言いましたが、無作為に開発ができるわけではありませんけれども、町として農地を農地として守っていくエリアと、将来開発が見込まれるようなエリアをどのようにしていこうと考えられているのか、町長の見解をお聞かせいただきたいと思います。2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 3番西山議員の二つ目の御質問の2回目、現在策定中の地域計画において、将来に向けて農地を守っていくべきエリアと開発が見込まれるエリアをどのようにしていこうと考えているのかにつきましてお答えをします。

本町では、将来にわたり安定的な農業経営を図るため、農地の集約化や集積化、耕作者や後継者の確保など、10年後を見据えた農地利用の目標地図を反映した地域計画を取りまとめ、現在、公告縦覧中です。一方で、本町は全域が都市計画区域に指定されており、一体の都市として総合的に整備し、開発及び保全する必要がありますが、これは農業との健全な調和を図りながら進めていく必要があります。

現在、本町では、震災で減少した人口が回復していますとともに、菊陽町へのT SMCの進出など状況が大きく変化していることから、今後も様々な開発が計画されるものと考えておりますが、1回目の質問でも答弁しましたとおり、多くの優良農地がある市街化調整区域の全てで開発を認めては、無秩序なスプロールとなり農業との健全な調和が図れないため、開発できるエリアを限定するゾーニングを行っているところです。

このため、農地利用の目標地図は、将来に向けて農地を守っていくべき地域とともに開発が見込まれる地域について、益城町の将来の農業を考える座談会に参加された地権者や耕作者との協議などを踏まえ、既に農業振興地域から除外されている農地や、現時点においてゾーニング内の土地利用計画が明確化されている農地は、開発が見込まれる地域として目標地図に反映をしているところです。

農地利用の目標地図は、社会情勢の変化に応じて適宜見直す必要があると認識しておりますが、見直しに当たりましては、本町の発展に寄与するゾーニング内での開発を進めますとともに、基幹産業である農業の振興を図る観点から適切な見直しを行い、都市的土地利用と農業的土地利用との調和の取れたまちづくりを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 3番西山議員。

○3番（西山洋一君） 2回目の回答、ありがとうございました。

非常に悩ましい問題ではありますが、今、開発地域を限定してゾーニングを考えているというようなことです。いずれにいたしましても、T SMC関連企業の進出や環境変化に伴い、商工業用地や住宅用地の需要は、これからますます増大してくるものと思います。そのような中でも、今現在、木山仮設団地跡地周辺の大規模開発も進行中でありますし、それ以外にも土地区画整理

事業で住宅もどんどん増えてきております。

それを外しても、今後また農地等については、無秩序な開発にならないような個別の地区計画等によって限定的な開発はできていくものと思いますけれども、農業を継続される方や規模拡大等を考えておられる若手農家、さらには、先ほど言いました高齢で後継者もなく、農地の今後の利活用をどのようにしようかと考えられている方なども総合的に見据えていただいて、先ほど町長の答弁にもありましたように、開発地域の限定するゾーニング等がある程度町として考えておいていただきたいというふうに思います。

将来に向けて、今後も粘り強く県に対する要望を継続していただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 西山洋一議員の質問が終わりました。

次に、坂井金次郎議員の質問を許します。

1 番坂井金次郎議員。

○1 番（坂井金次郎君） 議員番号1 番坂井でございます。私は今回、4 点の質問をさせていただきます。

まず、第1 が有機フッ素化合物についてでございます。これは、昨年12月に同僚議員がされましたが、もう一度質問するものでございます。2 番目が、今、同僚議員がちょっと触れられました益城町の農業の未来を考える座談会についてでございます。三つ目は、何度も申してます地籍調査について質問いたします。四つ目が、監査といいますか益城町の監査に関するですね、書いてますが、令和5年度定期監査及び行政監査結果報告書、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてでございます。

では、質問席に移らせていただきます。

それでは一つ目の質問でございます。一つ目は有機フッ素化合物についてです。昨年12月議会において、有機フッ素化合物についての同僚議員からの質問がありました。これについて再度の質問したいと思います。

益城町水道課の令和6年度水質検査計画によれば、有機フッ素化合物について原水17か所の検査を行うとあり、水質検査結果については益城町ホームページで公表するとあります。この質問を作成してます2月初旬には給水栓水の結果が公表されていますが、原水の検査結果は公表されていません。そこで1点目の質問は、原水の検査結果を公表しますかです。

次に、給水栓水質検査結果は公表されており、国が定める水質管理（暫定）目標値、PFOS（ペル・フルオロ・オクタン・スルホン酸）と、PFOA（ペル・フルオロ・オクタン酸）の合算値を50ng/L以下とするを満足はしていますが、第1配水池、第2配水池、大峯配水池、高遊原配水池の給水栓水で有機フッ素化合物が検出されています。

各配水池の水源となる井戸の位置は、木山川より北側であり、木山川を分水線として東海大学の浅井戸で検出された有機フッ素化合物との関連が疑われます。地下水の流速や井戸の深さ、帯水層の構造などより様々な場合が考えられますが、高遊原台地からの表層地下水の影響であれば、同僚議員も質問されたように広範囲の汚染が心配されるところです。

一昨年議員研修は災害対応に関するものでありましたが、自治体の一番の仕事は住民の安全確保だとあつたと思います。益城町の市街地には多くの私設井戸があります。住民の不安を和らげ安全を確保するためには、空騒ぎと言われようと先手を打つべきだと考えます。暫定の目標値以下ではありますが、健康被害のおそれがある人工物による汚染であり、他市町村の動向を見ている場合ではなく、安全確認が最優先と考えます。

そこで2点目の質問は、市街地の私設井戸について、有機フッ素化合物の調査を行う、または、所有者による検査へ補助金を出して検査を促す考えはありませんかです。

12月議会の同僚議員の質問に、くまもと地下水財団に言及された部分があり、その回答の中で、財団の水質汚染対策は硝酸性窒素——化学系の方は硝酸態窒素と言われるようですが、に係る削減対策が主であり、有機フッ素化合物の有効な削減対策は確立しておらず対策実施は難しい、地下水の調査・公表しか方法がないと述べられたかと思います。

公益財団法人くまもと地下水財団の令和6年度事業計画の地下水質保全対策事業には、水質悪化の要因解明、地下水を守り抜くための取組、硝酸性窒素等汚染物質、硝酸性窒素による汚染など、地下水の水質悪化に対応する発生源対策を推進の言葉が使用されており、硝酸性窒素に限らず水質悪化の原因となる汚染物質を念頭に置いていると思われます。

また、県の第2回熊本県地下水保全推進本部会議の議事録にも、PFOS、PFOA調査について述べられています。地下水の調査・公表は、汚染範囲の推定、汚染源の特定につながるものであり、汚染の拡大を防ぐため有効な手段です。地下水汚染は、汚染範囲の推定、汚染源の特定という町の行政範囲を超える広域的なものであり、地下水の流動に関する専門的な知識を要し、町単独での対応は困難です。

町長は、くまもと地下水会議の委員であり、副町長はくまもと地下水財団の理事です。くまもと地下水財団の事業計画には地下水環境調査研究事業もあり、熊本地域地下水解析モデルの活用、新規事業に係る調査・情報収集、地域の体系的かつ合理的な地下水保全対策の検討及び企画立案などの記述が見られます。

そこで3点目の質問は、財団の事業計画に有機フッ素化合物の調査・公表、地下水解析モデルなどを活用した汚染範囲の推定や、汚染源特定事業を提案するつもりはありませんかです。以上の3点をよろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の一つ目の御質問の1点目、益城町の令和6年度水質検査計画にある原水の検査結果を公表するのにかにつきましてお答えをします。

町が管理している上水道につきましては、毎年度、水質検査計画に基づき、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目と水質管理上必要と判断した項目につきまして、給水栓水に加え各水源地の原水でも検査を実施しており、有機フッ素化合物におきましては、国が定める暫定目標値である50ng/L以下であることを確認しております。

なお、検査結果の公表につきましては、利用者が実際に使用する水である給水栓水が直接的に利用者の健康に影響を与えることを踏まえ、原水ではなく給水栓水の検査結果を公表しております。

す。また、議員御指摘の原水の検査結果の公表につきましては、今後、国及び他自治体の動向を見ながら検討を行ってまいりたいと考えております。

町では引き続き町民の皆様に安心安全でおいしい水の提供に努めてまいります。

次に一つ目の御質問の2点目、市街地の私設井戸について、検査へ補助金を出して検査を促す考えはないかにつきましてお答えします。

各地の浄水場や井戸等において、有機フッ素化合物等の数値が国の定める水質管理目標値を大幅に超えていることが確認され、住民の健康への影響が懸念されていることは認識しております。しかし、本町におきましては上水道が普及していますことから、現在のところ町独自で有機フッ素化合物の調査や私設井戸に対する検査費に補助を行うことは考えておりません。引き続き国や県等と連携するとともに、他自治体の動向などを注視しながら対応してまいります。

最後に一つ目の御質問の3点目、くまもと地下水財団の事業計画に、有機フッ素化合物の調査公表、地下水解析モデル等を活用した、汚染範囲の推定や汚染源特定事業を提案するつもりはないかにつきましてお答えをします。

以前の議会でも同様の御質問がありお答えしておりますが、くまもと地下水財団が担当、実施している水質保全対策事業は、硝酸性窒素等汚染物質に係る削減対策が主であり、有機フッ素化合物対策については、その原因究明を含め抜本的かつ有効な削減対策が確立しているわけではありません。こうした状況の中で、議員御提案のような対策の実施を早急に求めることは難しいのではないかと考えます。

なお、同様の議論が、先日開催されたくまもと地下水財団の第2回通常理事会においてもなされており、本町からは、令和8年度からスタートする財団の第2次中長期基本計画において、有機フッ素化合物への対応を含めた新たな取組を盛り込めないか、前向きに検討いただきたい旨を提案したところで。

いずれにしても、地下水を守ることは本町だけの問題ではなく、熊本都市圏における重要かつ喫緊の課題だと認識しておりますので、国や県、くまもと地下水財団等と連携しますとともに、他自治体の動きや意見などを踏まえながら引き続きしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 実を言いますと、当然のことですが、この答案を書く前に一応すり合わせをいたします。ちょっとですね、すり合わせたよりもえらく渋い回答であったと考えております。

まず1点目の原水の検査結果の公表についてです。これについてはですね、熊本市はしております。熊本県内についても、検査結果5ナノグラム、検出限界以下ということですがけれども、であったせいでしょうか、何点かやっておられる市町村もあります。別に公表してそれが困るということであれば、当然、町民のお金でやってるわけですから公表されるべきではないかと思えます。再度、御検討をお願いいたします。

また、3点目のくまもと地下水財団についてはですね、正直言いまして、目下現状の危険が有

機フッ素化合物にあるものと思っております。それに対して、令和8年度から中期計画に提案されるということは少し遅過ぎでないかと思えます。ただ、一応提案していただけるということなので、2回目の質問は行いません。

それで、2点目の私設井戸の検査についてであります。やらないということでしたけど、もう一度聞かせていただきたいと思います。

まず、井戸水を使う使わない、私設井戸の検査を自己負担で行うの判断基準は個人の問題ですが、その判断基準を与えるのは行政の仕事ではないのかと考えます。防災マップには、土地利用の判断基準として、様々な警戒区域が示されています。地下水においても、その利用の判断基準を与え、町民の被害を未然に防ぐのは町の仕事ではないでしょうか。

それだけではありません。実態としてはとにかく、町長は町の魅力を高めて移住者を呼び込むとおっしゃってます。山紫水明は町の魅力の一つであり、目標として維持すべき環境かと考えます。地下水も維持すべき環境であり、熊本自体が地下水がきれいということで皆様にアピールしているような状況です。その対策、有機フッ素化合物に対する対策には議論があることと思いますが、まずは現状把握で、その広がりをお急ぎに調査し、その結果データをもって対策の方向を探ることが重要ではないでしょうか。

質問は、町民への判断基準の提供、対策の方向を探るためのデータとして、市街地の私設井戸について何点かの有機フッ素化合物調査を行う考えはありませんかです。よろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 一つ目の御質問の2点目の2回目、市街地の私設井戸について、何点かの有機フッ素化合物調査を行う考えはあるかにつきましてお答えします。

議員御指摘のとおり、有機フッ素化合物による地下水の汚染は町民の健康に影響を及ぼす可能性があり、大変重要な課題であると認識しております。その一方で、この地下水は阿蘇外輪山の西側から連なる広大な地下水脈によるもので、その水質を適切に把握するには、一つの市町村に視点を当てた調査ではなく、地下水脈全体を捉えた広範かつ総合的な調査を行う必要があると認識をしているところです。

このため県では今年度、熊本市を除く県内市町村の地下水60地点、主要河川最下流の環境基準点13地点を調査されております。県のホームページによれば、昨年度実施した17地点の調査と併せて本年度調査された県内市町村の地下水及び主要河川最下流の全ての環境基準点におきまして、PFAS、PFOAに加えまして、製造等が原則禁止されているPFHxSが数値を超えているところはないとの報告がなされております。また、本調査は来年度も実施される予定であるとのこと。

このように、県による熊本市を除く県下全域での広範囲の調査が行われていることから、新たに町独自の調査を行うことは考えておりません。繰り返しになりますが、地下水を守ることは本町だけの問題ではなく、広大な地下水脈のある熊本都市圏における重要かつ喫緊の課題だと認識しておりますので、国や県等と連携するとともに、他自治体の動きや意見などを踏まえながら引き続きしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） 再確認の質問でしたので3回目の質問は控えますが、話がですね、私が言ってるのは、熊本県全体の地下水を保全することではなく、益城町町民が今使っている水が危ないかどうかを知らなきゃいけない、そのために調査をお願いしますと言っているわけです。

確かに地下水自体は非常に広範囲でございます。ただ、菊池の向こうで発生した有機フッ素化合物が益城町に来るかという、それはありません。この益城町の市街地に影響があるものについて、小規模であるかあるかもしれないけど調べてくれと申し上げているんです。例えば、自主検査により有機フッ素化合物が見つかった場合は、手順に沿って周辺井戸の調査が行われます。一方、計画的に行われる調査は、第3回熊本県地下水保全推進本部会議の議事録にある環境審議会水保全部会の地下水の水質測定計画であります。その計画を見ますと、益城町での有機フッ素化合物の調査は、地域の代表地点の井戸2点です。そのうち1点が令和5年度に行われました益城町の平田の井戸であります。令和7年度に残りを行うとありますが、益城町においては残りは1点です。益城町寺迫の井戸が1点でございます。結局、合わせて2点しか行わない可能性があるわけです。大方の方が少ないと感じられるのではないのでしょうか。これ以上の質問いたしません、再考されることを期待しております。

次は、二つ目の質問、益城町の農業の未来を考える座談会についてです。

先ほど同僚議員の中でちょっと触れられたんですけれども、先頃まで益城町の農業の未来を考える座談会が行われていました。この座談会は地域計画を進めるためものです。地域計画は、地域農業の将来のあり方プラス、目標地図を考えるものとされていますが、大ざっぱに言えば、地域の農地・農業を維持するため、農地・農業の集約化を進めることかと思えます。この座談会について、農林水産省地域計画策定マニュアル令和7年1月を参考にして質問します。

参考とするマニュアルには協議事項として、当該区域における農業の将来のあり方、農業上の利用が行われる農用地等の区域、その他農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項が挙げられています。

1点目の質問は、座談会に出席された方から出された意見の集約は進んでいるのでしょうか、マニュアルに挙げられたような事項ができたのでしょうかです。

次です。第1回目の座談会には、自らの地区も含め5地区に参加させていただきました。その中で出された問題について質問します。

まずは、獣害です。以前も同僚議員から何度も質問されているとは考えますが、現在でもというより、ますます獣害の話が出てるような気がします。そこで、2点目の質問は、獣害の被害額、または件数を把握されているのでしょうか。されているのであれば、その推移を教えてください。

次に、田んぼの1枚当たりの面積拡大と農道の拡幅です。赤井地区のように基盤整備されていない地区だけでなく、基盤整備された田んぼでも1枚当たりの面積拡大と農道の拡幅が必要であると伺いました。そこで3点目の質問は、基盤整備された田んぼは、再度、基盤整備可能でしょうか。所有者同士による境界確定で畦畔を取る場合、境界確定が守られるか不安があるとき、町に

よる立会いが可能でしょうかです。

次です。畜産専業の方からとても苦しいと伺いました。その方のみでなく、町内の畜産業の集まりでも苦しいとの声があるそうです。そこで4点目の質問は、町では畜産業の経営状態を把握していますか。経営相談窓口はありますか。補助等の経営支援体制はあるのでしょうかです。以上4点についてよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の二つ目の御質問の1点目、座談会で出た意見の集約は進んでいるのか、マニュアルに挙げられたような事項ができたのかにつきましてお答えします。

地域計画の策定に当たりましては、土地利用など関係性の深い地域ごとに益城町の農業の未来を考える座談会を、第1回目は17回、第2回目は12回の計29回開催し、町内の各地域における農業の課題や将来のあり方などを中心に協議を重ねてまいりました。座談会には、多くの耕作者、地権者、区長及び関係者の皆様に御出席いただき、町ではいただいた貴重な御意見を基に、現在、目標地図などを取りまとめております。

なお、座談会に出席された方の主な御意見を2月28日から町のホームページで公表しております。地域計画につきましては、現在、農林水産省の策定マニュアルに記載されている法定事項にのっとりて公告縦覧を行っているところです。今回策定します地域計画は、来年度以降、地域の実情の変化など必要に応じて地区ごとに座談会などを開催し、修正していく予定としております。

次に二つ目の御質問の2点目、獣害の被害額または件数及びその推移につきましてお答えをします。

まず、把握しております獣害の被害額ですが、令和4年は228万8,000円、令和5年は270万9,000円となっております。この被害額は、農業被害の申告をされている方の耕作面積に一定係数を乗ずる計算式で算出しております。

次に、駆除隊によるイノシシの捕獲頭数につきましては、令和4年度が249頭、令和5年度は174頭、本年度は1月末現在で178頭となっており、3月末までに240頭の捕獲を予想しております。

これまで本町は、イノシシの捕獲に係る経費としまして駆除隊に対し、イノシシ1頭当たり国から7,000円、町から2,500円を補助しておりましたが、本定例会に提案しております令和7年度予算案には、町からの補助金を5,000円に増額する予算を計上しております。町としましては、捕獲駆除に対し補助金額を増額しつつ、併せまして狩猟免許取得助成金の継続交付など、駆除隊の活動量並びに捕獲頭数を増やすことで、獣害による農業被害の低減に資する取組を強化してまいります。

次に二つ目の御質問の3点目、基盤整備された田んぼは再度基盤整備可能か、所有者同士による境界確定で畦畔を取る場合、町による立会いは可能かにつきましてお答えをします。

まず、基盤整備された農地の再整備につきましては、農業競争力強化農地整備事業や農地耕作条件改善事業などの事業メニューがあり、それぞれの事業ごとに事業目標に沿った計画策定が必要であることや、受益面積が、平たん部におきましては20ヘクタール以上、中山間地域等におい

ては10ヘクタール以上であることなどの各種要件がございます。したがって、それぞれの要件を満たした上で地権者全ての合意が得られれば再整備が可能になります。

次に、所有者同士による畦畔の形状変更など境界の変更や確定につきましては、農地内の民有地と民有地の境界であることから、当事者間での協議により解決していただくものと認識しております。したがって、町が境界変更や確定に係る協議に立ち会うことは考えておりません。

最後に二つ目の御質問の4点目、畜産業の経営状態を把握しているか、経営相談窓口はあるか、補助等の経営支援体制はあるかにつきましてお答えをします。

まず、畜産業の経営状況状態の把握につきましては、町に対し経営状況等の報告義務等はありませんが、年間を通して、例えば、奇数月に子牛検査、偶数月に空胎検査を実施しており、その検査を通して畜産農家の方とお会いできますので、併せて情報収集などを行っているところです。

次に、経営相談窓口につきましては、熊本県農業会議が熊本農業経営相談所などの相談窓口を設けており、畜産農家を含む農業者の課題など相談内容に応じ、専門家が支援やアドバイスを実施しております。なお、相談の申込みにつきましては、県の出先機関であります各地域振興局をはじめとして、市町村やJ Aが受け付けることもできますので、本庁職員も同行し支援した事例もありますことから、お気軽に御相談いただければと思います。また、畜産農家に対する補助金等の経営支援体制につきましては、個々の事案に応じ、有利な補助内容と判断した場合、町のほうから個別に御案内するなど、経営支援体制の強化に進めております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1 番（坂井金次郎君） ありがとうございます。座談会に出席して感じましたことは、農業のこれからを支える人たちに発言の場を与える必要性和、金にはならないんだけど先祖からの田畑を体が動くうちは守ろうとする人々の現在を知る必要性であったと思います。マンネリ化するとの意見もありましょうが、先ほど座談会をやっていただけたということでございましたので、何とぞよろしくお願いします。

獣害対策については、自衛捕獲への報奨金、御船・山都町鳥獣被害広域防止計画のような広域化、同僚議員からも出されました西原村のLINEによる有害鳥獣通報システム、山都町の方は赤字だと言われておりましたが、くまもとジビエコンソーシアムなどがあります。御検討をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。次は三つ目の質問、地籍調査についてでございます。

地籍調査について、進捗状況、見通しなどを伺います。何度も伺ったことではありますが、田んぼの畦畔軸が個人間の合意のみ、先ほど申し上げましたように町では立会いできないということでございましたので、個人間の合意のみでは難しく、1枚当たりの面積拡大に影響が出ています。また、地震の影響は理解しておりますが、国土交通省の地籍調査ウェブサイトの地籍調査状況マップで熊本県の進捗率マップを見ますと、県内では下から2番目でございます。

質問を3点させていただきます。

1点目の質問は、今年度末の進捗率の見込みです。2点目の質問は、昨年度から今年にかけて

予算が減少しました。理由があつてのことだと思いますが、来年度は予算を増やして調査量を増やせないでしょうか。2点目は、小池高山インターチェンジ近辺の御船町側の地籍調査は終了しています。御船町側の終了している地籍調査地点も基準として、二方向からの地籍調査により調査量を増やしませんかです。以上の3点をよろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1番坂井議員の三つ目の御質問の1点目、地籍調査事業の今年度末の進捗率見込みについてお答えをします。

令和6年度末の地籍調査事業の進捗率は約33.7%となっております。なお、熊本地震の影響により、既に地籍調査が完了した地区の筆界が変動しましたことから、現在、再度の地籍調査を進めているところです。このため平成28年度から進捗率は変わっておらず、再調査の完了まで数年を要する見込みです。

次に、三つ目の御質問の2点目、昨年度から今年度にかけて予算が削減されたが、調査量を増やせないかにつきましてお答えします。議員御指摘のとおり、本町の地籍調査の進捗率は県下で下位から2番目であり、地籍調査の進捗を加速させる必要があります。このため、令和6年度より地籍調査業務体制を、それまでの2人体制から1班2人による3班6人体制へ強化したところです。また、本定例会において今年度補正予算として5,894万円を計上しますとともに、令和7年度当初予算として2,175万円を計上し、一層の事業推進を図ってまいります。なお、令和5年度におきましては、より予算を必要とする測量業務が多かった一方で、令和6年度におきましては、測量後の登記事務委託が主な業務となったことで事業費が減少したものであり、予算額の多少がそのまま事業量に比例するものではありません。

次に、三つ目の御質問の3点目、御船町側の地籍調査も基準点として、2方向からの地籍調査により調査量を増やせないかにつきましてお答えします。

令和7年度は、これまでの調査地域に加え、新たに御船町に隣接する飯田地区からの地籍調査を予定しております。この地区におきましては、令和5年度から相続人調査や住民説明会などの事前準備を進めますとともに、新たな試みとして空中写真や航空レーザー測量等による調査を予定しております。これはリモートセンシングデータを用い、机上において筆界を確認し測量する方法で、現地での地権者との立会い作業を大幅に軽減できるなど、調査の進捗を図るために大変有効な手法です。今後も地籍調査事業の早期完了を目指し様々な工夫を行い、より一層の推進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） ありがとうございます。地籍調査を待つ声は大きいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、四つ目の質問に移らせていただきます。四つ目の質問は、令和5年度定期監査及び行政監査結果報告書、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について、これらの報告書がどのように本町の行政に生かされたのかを伺います。

まず、令和5年度定期監査及び行政監査経過報告書の4の中の4です。監査の結果の中の4番

目に職員の時間外勤務状況についてとありますが、これには「抜本的な対策を講じる段階に入っていると考える」とあります。

また、5、町内の組織体制についてでは、「抜本的な組織体制見直し、人材確保の競争、募集時期や待遇面を配慮する検討、統括的な予算管理を行う体制の整備が必要」とあります。6の契約事務等についてでも、契約の種類の統一的運用と周知、予算の仕分、書類添付の不備と、一社随意契約の慎重な対応、対外的な説明の準備とあります。

1点目の質問は、定期監査及び行政監査結果報告書の4、職員の時間外勤務状況について、5、町内の組織体制について、6、契約事務等についてにある結果報告をどのように本町行政に生かされたのか伺います。

次に、令和5年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について、「教育委員会の傍聴はなく（中略）検討する」「会議録の公開請求なく（中略）検討する」とあります。町のホームページには、令和6年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書は開示されていますが、同様な報告です。また、学識経験者による評価意見書も令和5年度、令和6年度ともに、「傍聴者の減少が見られるため（中略）御検討いただきたい」となっています。

2点目の質問は、直近5年間の教育委員会会議傍聴者数、会議録公開請求者数の推移を教えてください。

それと、令和5年度から令和6年にかけて広報のあり方を検討されたと思いますが、その内容を教えてください。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書には、事務事業評価委員の評価に関する意見書が添付されます。事務事業評価委員は教育に関し学識経験を有する者とされ、令和5年2月1日の文部省から都道府県・指定都市に宛てた事務連絡では、「教育委員や現職教員・事務局職員等ではない者で、教育に関して公正な意見を述べる事が期待できるものが想定されている」とあります。学識経験者は教育委員会が委嘱しており、評価意見書には事務事業評価委員とあるだけで、具体的にどのような方に委嘱されたのかが不明です。

3点目の質問は、何をもって評価委員の学識とされたのか、評価委員の学識の背景を伺います。

令和6年12月議会には議会の議決を経ずに購入した教師用指導書に関する報告が提出されました。あらかじめ申しますが、次の4点目の質問は、今言及した報告の内容に疑義を挟むものではありません。報告された事例をリスク、ここでは組織目的の達成を阻害する要因を指していますが、リスクとして捉え、似通ったリスクの事前防止を考える場合、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書と事務事業評価委員の意見書が、リスクの事前防止のシステムの一環として位置づけられるかどうかの確認です。

4点目の質問は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書では、上記で報告されたような事例、今言いましたように会議の議決を経ずに購入した教師用指導書のことでございます、上記で報告されたような事例も扱いますか。扱う場合には、事務事業評価委員の意見書で、上記報告を提出したことへの意見とその内容について意見も言えるのでしょうかです。大

変ですがよろしくお願いします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 1 番坂井議員の四つ目の御質問、定期監査及び行政監査結果報告書の結果報告をどのように本町行政に生かされたのかにつきましてお答えをします。

議員御質問の監査委員から提出された定期監査及び行政監査報告書の指摘事項につきましては、町としても重く受け止め、その改善策を検討し実施をしてきたところです。

まず、職員の時間外勤務状況と町内組織体制につきましてお答えをします。時間外勤務、特に長時間勤務は職員の健康を損なうだけではなく、業務の効率性や行政サービスの質にも影響を及ぼす深刻な問題であると認識しており、町ではこれまでも時間外勤務の縮減や休暇取得を促進するとともに、組織機構の見直しや業務の平準化、業務プロセスの見直しなど様々な取組を行ってまいりました。このことにより、令和 5 年度は300時間以上の時間外勤務を行った職員は13人で、うち500時間以上が 3 人という状況でしたが、令和 6 年度は300時間以上は 5 人、うち500時間以上は 0 の見込みであり、長時間の時間外勤務は減少をしております。

しかし、熊本地震以降の業務量の増加や質の変化、技術職員の不足などに加え、男性職員の育児休業の取得推進など、職員の働きやすい環境整備を進めていく中ではなお一層の取組が必要と考えております。今後、業務の外部委託の拡大やデジタルトランスフォーメーションの推進などをさらに強化し、業務の効率化等による、よりよい就業環境の整備に努めてまいります。

また、定期監査及び行政監査報告書の中で、抜本的な対策を講じる段階に入っているとの指摘もいただいておりますので、町民の皆様に安定した行政サービスを提供し続け、災害発生時にも迅速かつ的確に対応するためにはどのような対策を講じるべきかを引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、契約事務につきましてお答えします。契約事務に係る監査報告での御指摘は、契約事務における規定や運用に対する統一的な基準及び組織的なチェック体制について一部不備があったことが、その原因と認識をしております。そのため、契約事務の統一的な運用や、必要な添付書類等を示したマニュアル及び契約事務のプロセスの中で、適正な処理ができているかを組織的に確認するためのチェックリストを作成し、職員への周知を図りますとともに、町内外での研修により、契約事務の習熟を図ってまいります。

なお、御指摘のあった災害時の緊急工事や契約先が特定されていることにより一社随意契約となる案件につきましては、引き続き必要性和合理性を検討し、説明責任を果たしてまいります。

今後も引き続き、定期監査及び行政監査結果報告を真摯に受けながら、行政事務の質の向上や行政サービスの向上に努めてまいります。

以後の御質問は教育長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（中川公則君） 酒井教育長。

○教育長（酒井博範君） 1 番坂井議員の四つ目の御質問の 2 点目の一つ目、直近 5 年間について、教育委員会議、傍聴者数と会議録の公開請求数の推移についてお答えします。

直近 5 年間における教育委員会議の傍聴者数及び会議録の公開請求数につきましては、いずれ

もございませんでした。

次に四つ目の御質問の2点目の二つ目、令和5年度から令和6年度にかけて検討された内容についてお答えします。現在の教育委員会議の開催につきましては、日時等を公開しておらず、また、教育委員会議の傍聴につきましては、規則により、教育長に事前に許可を得た者としており、限定的な運営となっております。また、議事の内容におきましては、非公開にする内容等も含まれており、公開に至っていない状況です。現在、教育委員会では、教育委員会議及び会議録の公開について、丁寧な情報提供の観点から次のような点について検討しているところです。

まずは、教育委員会議会議規則における公開及び非公開に関する事項を整理すること。次に、教育委員会議の開催について会議期日や内容を事前にホームページ等でお知らせすること。教育委員会の会議録については、毎月の定例会議後、ホームページにその内容を掲載することなどがあります。今後は、さらに町民の皆様には本町の教育行政に関する情報を的確に伝えるなど、教育委員会の運営のあり方や周知の方法等を工夫してまいりたいと考えます。

次に4点目の御質問の3点目、教育委員の学識の背景を伺うについてお答えします。

教育に関する事務の整理及び執行の状況の点検及び評価報告の事業につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき実施しているものでありまして、前年度事業に関し事務事業評価委員が点検し、その結果を報告することとなっています。

この事務事業評価委員は、益城町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要領第4条第1項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者として、学校長経験者、教育行政職員経験者、PTA代表経験者などから3名を選任しております。委員の内訳としましては、元学校長経験者1名、元行政経験者1名、元PTA保護者代表等経験者1名となっております。

最後に四つ目の御質問の4点目、教育に関する事務の整理及び執行の状況の点検及び評価報告における令和6年12月議会に提出された議会の議決を経ずに購入した教科用指導書に関する報告の取扱い等についてお答えします。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告の事業における評価事項といたしましては、教育委員会が管理執行する事務の項目中、教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ることとあり、点検評価を受けることとなっております。しかしながら、この件につきましては教育委員会として議案提出をするべき事項として捉えていなかったために、点検事項には記載されておりました。そのため、この案件につきましては、事務局からの提案や質疑応答及び意見交換はなされておられません。

今回、議会からの承認を受けるべき案件として契約の問題が発生したために、その経緯を説明しますとともに、議会の承認と教育委員会にて報告を行ったものであります。なお、事務事業評価委員への評価内容の提示やその評価は、前年度の事業評価に対して行っていたものであり、今回の議案提出の件につきましては、令和7年度に行います令和6年度事業の点検評価の際に事務事業評価委員から評価及び意見をいただくこととなります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 1 番坂井議員。

○1番（坂井金次郎君） 大体のところは分かりました。本当に教育長、ありがとうございました。また別の機会に……。それと先ほどの町長のほうから監査に対するいろんなことをおっしゃいましたが、私もこのことに関して代表監査委員の戸塚先生にお話を伺ったんですけど、なかなか高評価でございました。それを申し添えておきます。

また別の機会に、令和6年度の定期監査及び行政監査結果報告書についても伺おうと考えています。

本日はありがとうございました。これにて質問を終わります。

○議長（中川公則君） 坂井金次郎議員の質問が終わりました。

これで本日予定されました一般質問が全て終了しました。

これにて散会いたします。

散会 午後2時45分

3 月 13 日（木曜日）

令和7年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年3月10日午前10時00分招集
2. 令和7年3月13日午前10時00分開議
3. 令和7年3月13日午前11時49分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 一般質問

10番 野田祐士議員

9番 甲斐康之議員

17番 榮 正敏議員

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 榮正敏君	18番 中川公則君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町長 西村博則君	副町長 濱田義之君
教育長 酒井博範君	政策審議監 清田聡美君
土木審議監 持田浩君	会計管理者 山口拓郎君
総務課長 荒木薫君	総務課審議員 中山貴文君
危機管理課長 森川博君	企画財政課長 松本浩治君
税務課長 坂井浩章君	住民課長 田上恵美君
福祉課長 菊川和幸君	福祉課審議員 川原さおり君

こども未来課長	吉 住 由 美 君	健康保険課長	吉 本 秀 一 君
産業振興課長	岩 本 武 継 君	都市計画課長	齊 藤 計 介 君
企画財政課審議員	藤 田 智 久 君	建 設 課 長	竹 林 浩 幸 君
復興整備課長	水 口 清 君	下 水 道 課 長	相 良 憲 二 君
水 道 課 長	豊 田 博 文 君	学校教育課長	内 村 康 成 君
生涯学習課長	中 村 康 広 君		

開議 午前10時00分

○議長（中川公則君） 皆さん、おはようございます。定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、12番坂田みはる議員から欠席する旨の届出がっております。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問となっております。

本日の質問の順番を申し上げます。1番目に野田祐士議員、2番目に甲斐康之議員、3番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいります。

日程第1 一般質問

○議長（中川公則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、野田祐士議員の質問を許します。

10番野田祐士議員。

○10番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。10番野田です。今回も一般質問の機会を与えていただきました。大変ありがたいことだと思っております。また、町民の皆様方には日頃より議会の活動に対して御理解をいただき、大変ありがとうございます。また、今回も職員の方が傍聴席にお見えですので、しっかりと質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回の質問につきましては、2点。1点目が空家・空地の管理に関するもの、2点目が木山仮設団地跡地の開発についてです。それでは、質問席に戻り質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に入りたいと思います。

質問事項といたしまして、空家・空地における維持管理及び対策についてです。質問の要旨を読ませていただきます。

今年に入り、住民の方からお困り事の声を多く伺っております。内容は、空家・空地となっている箇所の管理についてであります。所有者と連絡が取れないため雑草等生い茂り、道路や隣の家にも影響が及んでいるというものです。管理状況について対応していただけないかという御要望もあります。

空家・空地という問題は、町においても少子高齢化の影響を多分に受けているというつながりもあるのだらうと思っております。この問題は国を挙げて取り組むべきことも多いと考えております。ここでは、住民目線から町が行動できることについて、また、取り組むべきではないかと

いう観点で質問を行い、最後に御提言のほうもさせていただきたいと思っております。

まず一つ目ですけれども、空家・空地となっている状態で、近隣住民の方々からどれくらいの件数の相談・要望があったか。相談・要望内容はどのようなものか。例えば、防草、防竹対策であるとか、衛生管理上の問題であるとか、具体的にお願ひいたします。

2点目、現時点で相談があつてから町としてどのような対応を取っておられるのか教えてください。また、その対応にかかる日数、時間、また、対応策で処理できた件数はどれくらいあるのかということです。

三つ目、個人情報管理の下、民有地について行政が行えることに制限があることは理解すべきと思っております。しかし、その中には地域近隣住民だからこそ行えることもあるはずです。先ほど言いました提言ですけれども、住民の力で行える、または解決できる場合においては、自治会で解決する、もしくは運営することを主とするための町からの予算、要するに支援金・補助金という措置を御検討いただけないだろうか。この3点であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。令和7年第1回益城町議会定例会も4日目を迎えております。本日は3名の議員の皆様の質問にお答えさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、10番野田議員の一つ目の御質問の1点目、空家・空地の近隣住民からの相談・要望の件数及び内容につきましてお答えをします。

まず、空家・空地に関する相談及び要望の件数につきましては、今年度の状況としまして令和7年1月末現時点におきまして43件となっております。これは、担当部署で受けた相談及び要望全体の約6割を占めております。相談及び要望の具体的内容としましては、敷地内の雑草や樹木の管理不備によって近隣住家に迷惑が及んでいる事案が多数を占めております。特に、虫などの繁殖が活発な時期に相談が増える傾向にあります。

次に、一つ目の御質問の2点目、相談があつてからどのような対応を行っているか、その対応策にかかる時間はどれくらいか、対応策で処理できたのは何件かにつきましてお答えします。

まず、相談内容を窓口または電話で聞き取り、直接現地へ職員が出向き状況を確認しますとともに、写真を撮影します。その後、空家・空地の所有者に対応を促す文書と写真を郵送し、適切に対応いただくようお願いしております。併せて、御自分で伐採等ができない方がおられることを想定し、シルバー人材センターの連絡先も記載をしております。所有者の電話番号が分かっている場合は、直接職員が電話し対応をお願いする場合があります。

これらの現地確認から発送までの一連の事務手続には、およそ5日程度で対応しているところです。所有者の中にはすぐに対応いただけない方もいらっしゃいますが、二度三度と所有者に催促するなど粘り強くお願いすることで改善が図られる事例もあります。このような対応策を取ることで、大半の事案につきましては状況が改善されているところです。

次に、一つ目の御質問の3点目、自治会で解決することを主とするための予算措置についてお答えをします。

野田議員をはじめ議員の皆様方におかれましては、地域住民の方々の困り事等に耳を傾けていただき大変ありがたく思っております。議員御提案の自治会で解決することを主とするための予算措置についてですが、私人間の民事問題につきましては、民事法上の私的自治の原則に基づきまして、当事者相互が対等の立場に立ち、お互いの合意の下に私的紛争を解決することが原則となります。そのため、現行法制の下では、補助制度をつくり、行政及び自治会が民事問題に関わるのは慎重にならざるを得ない状況です。

なお、土地の管理につきましては、令和6年第2回定例会でもお答えしましたが、令和5年4月1日に民法及び不動産登記法が改正され、土地・建物に特化した財産管理制度が創設されました。この新たな制度により、所有者不明の土地や管理不全状態にある土地・建物につきまして、利害関係人が地方裁判所に申し立てることで、その土地・建物の管理を行う管理人を選任できるようになりました。この制度によりまして、例えば、ひび割れ、破損が生じている擁壁の補修工事やごみの撤去、害虫の駆除などを管理人にお願いすることが可能となっております。また、越境された土地の所有者が竹木の所有者に催促しても相当の期間内に切除されない場合などは、自らその枝を切り取ることができる仕組みも整備をされております。

これらの制度改正により、従前に比べ当事者が具体的な対応策を講じられるようになっておりますので、まずは新たな土地・建物の財産管理制度の活用が図られるよう制度の周知に努めることで、良好な生活環境の維持を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御答弁ありがとうございました。今の答弁内容について少し反復したいと思います。

まず、一つ目ですけれども、大体43件ほど御相談があると。その相談内容に関しては、職員、所有者の確認の後、現地踏査を行って書類を送ると。この書類が今のところお願いベースということですので、そこについては少し検討が必要かなと思っております。

また、法的な部分に関しまして、民法及び不動産登記法の改正の部分をご説明いたしました。この民法及び不動産登記法の改正は令和5年になされているんですけれども、ここで、所有者により管理が不適切な場合、利害関係人が申し出て管理人を選定できるというふうになっていると思います。

ここで一つ町のほうにお尋ねしたいのは、利害関係人を誰がやるかという話で、私の趣旨からいけばぜひとも利害関係人には益城町になっていただきたいというお願いで、御検討をお願いしたいというところでございます。利害関係人を隣の家の方がやったらきりがなくて、ぜひ、町が利害関係人となり得るのかということをご検討内容に加えていただきたいというふうに思っております。

一つ今回の趣旨で、私が自治会が主となるという部分を出させていただきました。これは、先日1件解決できた内容の中にこういうものがありました。益城町は、執行部のほうは手続どおり所有者を確認し、その内容を記した文書を所有者に郵送していただきました。ただ、その御自宅は高齢の方一人で、もうそこにおられないということで、要するにその書類を誰も見ておりま

せんでした。結局、どうしたかという、区長さんと共にそこに行きまして、自治会の方はどこにおられるとかよく御存じですので、直接行って話をしたという経緯があります。最終的には解決に向かったということでもよかったということになっておりますけれども、先ほど言った自治会でやれることというのはそういうことで、身近な部分をやれるのではないかという意味でございます。

3回目の質問を用意しておりましたけれども、2回目にまとめて質問したいと思います。

今回、空家・空地というふうに分けておりましたけれども、空家については空家等対策の推進に関する特別措置法というのを国が用意しております。この主たる目的は、ここで言う町民の安全安心な住環境の保全及び地域の活性化を図ること、つまり、公共の福祉の増進と地域振興に寄与することが基本的な目的となっております。まず、これが一つですね。空家等対策の推進に関する特別措置法というのがありますよ。そこには、町民の安全安心な住環境の保全をしてくだいねとうたっております。そして、自治会についてですけれども、益城町行政区嘱託員設置要綱というのがあります。この第4条の5の中に、町長が必要と認める事項の処理に関することとはできますよというふうにうたっております。あくまでも、私が言っているのは抜粋ですので、これが全てだとは思っていませんけれども、そういうことがうたってあるということです。

今回、自治会で解決した事例がある。そして、空家等対策の推進に関する特別措置法というのがある。この空家等対策の推進に関する特別措置法の中には、財政上の措置及び税制上の処置というのがあると。これをぜひ活用していただく形で、空家等を空地まで含めた形で町のほうもぜひ検討をしていただきたい。これは住民の皆様方が大変困っていることでありますので、ぜひ、その辺も併せて協議をしていただいて検討していただくことによって、住民のお困り事に少しでも対応が近づけるのではないかと考えております。

ちなみに、益城町にはこの空家等対策の推進に関する特別措置法の対策協議会設置要綱というのがつくっておりますので、そこも踏まえたところでぜひ検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

まず最初に利害関係人を町がということで、成年後見人あたりがどうしてもいない場合は町がなるというケースもありますので、こちらについてももしっかりまた調査をしたいと思ひています。

また、いろいろ出向かれて対応されたということで、まさに熊本地震以降、公助の力ももちろんなんですが、自助、この場合は共助で区長さんたちとかが一緒に対応されたということで、まさにこれからのまちづくりに一番大事な部分かなということで、公助だけではとても補えないと考えているところです。

それと、先ほど嘱託員の職務ということでありましたが、これは、益城町の行政区の嘱託員の設置要綱第4条第1項第5号におきまして、町長が必要と認める事項の処理に関することということで規定しておりますが、これは様々なケースが想定される民事問題に対して嘱託員がどこまで関わるか、その線引きが難しい点や、現時点で多数の業務を抱えられている嘱託員にどこまで

追加の負担が可能なのか、また、地域によって宅地数にばらつきがある中、地域間で対応の格差が生じるのではないかなど様々な検討課題があるものと認識しております。

ただ、地域や住民の皆さんと共に協働のまちづくりを進める必要性につきましては、本当に認識しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

最後の空家対策ですね、これは空地もということで質問されたと思いますが、今空家等の対策の計画ということで、こちら土地も含んだところで今計画づくりを行っておりますので、しっかりその辺も考えながら取り組んでいきたいということで考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） ありがとうございます。

今、空家だけじゃなくて空地についても、対策等に併せて取り組んでいただけると。要するにそういう検討を行っているという御回答を得たことに対しては、大変有意義であったと考えております。ぜひ、住民の皆様には、お困り事、なかなか解決できないことというのが多くございますので、今回のような場合も、ぜひ、益城町行政の力を持って解決をしていただきたいと思います。

一つだけ言い忘れました。越境した枝というのがありましたけれども、枝は越境したら切れるんですけど、笹の葉とか葉っぱとかは飛んでくるものなんで、なかなか越境が分からない、そして、樋に詰まって大変なことになるということが、例ですけれどもございます。ぜひ、今町長が言われたような形で検討をしていただき、住民のお困り事に対してなるべく早く対応できるような体制を取っていただくことをお願い申し上げて、次の質問に移りたいと思っております。

2番目の質問です。これは木山団地跡地の開発事業に関するものです。これも要旨について、まず読みたいと思います。

熊本地震以降、木山仮設団地跡地については復興ゾーンと位置づけ、益城町復興の旗印としていく努力がなされてきました。そして、この開発地域が益城町の成長を目指す上で大切な役割を果たす戦略的な取組となるものと承知をしております。大きな問題の一つが用地取得にあります。既に議会で用地取得費については承認がなされております。また、土地所有者からも前向きな声が聞こえているようです。

ここで、現時点の状況について質問をいたします。

一つ、現時点の状況はどんな感じでしょうか。二つ、問題・課題は何かございますでしょうか。三つ、今後のスケジュールについてはいかがでしょうか。以上3点です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問の1点目、開発事業に係る現時点の状況につきまして、お答えをします。

まちづくりにおきまして私が大切にしていることは、町民の皆様が地域での暮らしを楽しみ、暮らし続けたいと思う町をつくることです。そのためには、皆様の暮らしに必要な環境づくりが何より重要で、住環境の整備とともに、公共サービスや生活インフラ、道路交通網、そして多くの町民の皆様が要望する商業施設などの都市機能をバランスよく整えることが必要です。

このため、木山仮設団地跡地等におきまして、住宅、公園、生活利便施設の一体的な開発を行うことを決断しました。この開発の戦略的な意図としましては、若い世代を中心とした定住促進や、本町の課題であります公園や商業施設の不足を補うといった点に限らず、県道熊本高森線の4車線化などの街路網の整備、木山地区土地区画整理事業といった復興事業と連動させながら、木山地区の都市拠点や中心市街地にも相乗効果を及ぼすことになります。すなわち、創造的復興の一環となる事業だと認識をしております。

この開発を成功させるには、周到な準備とともに様々な段階を踏んで事業を進めていく必要があります。まずは用地取得に注力をしているところです。現時点でほとんどの地権者から同意を得ており、引き続き事業の趣旨や目的を丁寧に説明し誠意を持って対応することで、早期の用地確保を図ってまいります。

また、用地の確保とともに、開発の具体的な計画をどのように組み立てるかが重要となります。実効性の高い内容にするためには、民間事業者の視点も取り入れながら議論を深めていくことが必要ですので、まず、今年度の取組としまして、住宅メーカーやデベロッパー、金融機関、小売業者など25社以上へのヒアリング調査を実施し、事業に対する関心度や住宅地及び商業地としての評価などを概略的に把握しました。さらに公募型のサウンディング調査にも取組、事業に関心を示された複数の事業者と意見交換を行ったところです。これらを通しまして、今回の開発予定地は多くの民間事業者がポテンシャルの高い立地と認識していることや、公民連携事業とすることで町単独では成し得ない魅力的な開発ができる可能性を感じたところです。

これらの調査結果を踏まえ、次年度に開発に係る基本計画の策定を目指し、本定例会に提案しております令和7年度予算案に木山仮設跡地等開発計画策定業務委託料を計上しております。

次に、二つ目の御質問の2点目、開発事業に係る問題、課題につきましてお答えします。

この開発は本町にとりまして非常に大きなプロジェクトであり、今後、多くの課題をクリアしなければなりません。まずは、用地買収を円滑に行うことが最初の課題であり、地権者の皆様への説明を丁寧に行いながら早期の用地確保に努めてまいります。

なお、菊陽町へのTSMCの進出によって、周辺地域を含めて土地利用のあり方が大きく変化しつつあります。このため、機動的、弾力的な対応ができる土地開発公社による先行買収を予定しており、昨年の12月定例会で用地取得に係る17億円の債務負担行為を承認いただいたところです。

また、開発のコンセプトや整備する施設の規模及び種類、事業手法の選定など具体的な開発内容を固めていく必要があります。その際、町民の皆様が地域での暮らしを楽しみ、暮らし続けたと思う町の実現に資する内容であることはもとより、厳しい法規制にも適合した内容にしなければなりません。

ほかにも、事業採算性を意識し民間事業者の参入を促す手法を検討するなど、多角的な視点での検討が求められております。難しい取組になるかと思いますが、総務課内に設置しました木山エリアデザイン推進室を中心に庁内一丸となって知恵を絞り、関係機関とも綿密に協議を重ねるなど鋭意取り組んでまいります。

最後に、二つ目の御質問の3点目、開発事業に係る今後のスケジュールについてお答えします。

まず、用地取得に関しましては、先ほども申しましたとおり、昨年の12月定例会において債務負担行為の承認をいただくなど、契約を行える状況が整いましたので、今月から御理解をいただいた各地権者との契約を随時進めてまいります。

また、開発計画に関しましては次年度に基本計画を策定し、令和8年度に基本設計、令和9年度に詳細設計と段階を踏んで着実に進めてまいりたいと考えております。関係機関との協議にどの程度の期間を要するのかなど現時点では不確実な要素もありますが、目標としましては令和10年度から造成工事などに着手したいと考えているところです。

いずれにしても本開発は議員御指摘のとおり復興の旗印となるとともに、本町がさらなる成長を目指す上で非常に重要な役割を担う事業ですので、創造的復興に資する質の高い開発となるよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 1回目の御回答ありがとうございました。

まさしく、町長が答えたとおり、いろいろそのとおりの御回答をいただいたと思っております。

まず、ここは大変厳しい法規制がございます。その中で、職員の方は大変頑張っておこを突破しようとして今御尽力をされております。それについては感謝を申し上げたいと思います。

その上で一つだけ、開発の時期についてはもう少し早く取りかかっておくべきではなかったかというのはちょっと御提言を差し上げたいと思っております。熊本地震以降、この地域は復興ゾーンというのもありましたもので、もう少し早く、少なくとも3年ほど前から取りかかることが可能だっただろうと私自身は考えておりますので、もう少し早くやっていたらどうだったんだろうとは思っております。ただ、スピード感を持って事業を進めていくということですので、それには期待をしていきたいと思っております。

あと一つ、この場所は重要な役割を示すと町長のほうがおっしゃいました。私もそうだと思います。私は、議員になったときから、これは前町長のときからですけれども、益城町は基本的に天気という西高東低の冬型配置ですと。要するに、西は熊本市に近いものですから、発展していく、住宅が増えていく。東は空港には近いんですけどなかなかそうはなっていない。この西高東低の冬型配置を東高西低にする必要はないと思っております。ただ、今回の木山地区は、その中心部、西と東の真ん中になりますので、ここの果たす役割というのは大きいと思います。

またこの位置が、いろんな法規制、農業振興地域であったり市街化調整区域という結構大変な法規制の中でこれを突破して開発ができるとなると、これは西高東低を今度は東のほうに引っ張っていける礎になるんだろうと感じております。そういう意味で、今回のこの木山仮設団地跡地の開発というのは大変重要なものになっている、これは先ほど町長が言われたのと同じ認識です。今回、難しい問題を解決して、ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと。

そのための御協力については、私ごとですけれども、精いっぱいさせていただきたいと思っております。今後の御尽力、健闘を祈りたいと思っております。これを2回目の質問とさせていただきます。

だきます。質問にならないければ、ぜひ町長の意気込みをもう一度伝えていただくということでも結構です。詳しいところの法規制については、今、職員の方が頑張っておられますので、それについてとやかく言う気はありませんけれども、そこは職員頑張れと。あとは町長の後押しをどうしていただくか、町長の意気込みを聞かせていただければという質問でよろしいでしょうか。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番野田議員の二つ目の御質問3点目の2回目、開発事業に係る今後のスケジュールについてということでエールをたくさんもらいました。

まず、卒業式で今回益城中に行ったんですが、やっぱ7クラスあって、一方、木山中が2クラスということで、西高東低というのはやっぱりおっしゃられるとおりかなというのがありますので、ここあたりが家が張りついて、また、中学校が戻ってくるというのは非常にいいことかなと思っています。

ただ、先ほど言いましたように、市街化調整区域という縛りが非常に厳しいなというのがあります。御船あたりも倉庫とかがばんばん建ったんですが、あれは役場じゃなくていきなり個人に企業が話をされたといったことがあるのかなと。一方で、益城町がやろうとするとなかなか難しいということで、産業団地についても企業からいろいろ話はあるんですが、5年も6年もかかってということで企業が逃げていったという状況もあります。その中で、町が用地買収して産業団地を造ったという経緯もありますので、ここ辺りをしっかりと突破してまたやっていきたいなと思っています。

今、お話がスピード感ということで、非常に難易度の高いプロジェクトということで、やはり法令に定められた様々な手順とかを一つずつ踏む必要があるということ、それから複数の関係機関との綿密な協議を重ねていく必要があるなど、長期間の検討が必要になると認識しているところです。どの手法を使うかというのも今非常に一緒になって考えながらやっているところです。

しかしながら、これまでの創造的復興の流れをとめることなく、開発に適した時期を逃すことのないように、スピード感を持って事業を進めてまいりますので、町全体が一丸となって取り組めるように、引き続き、御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番野田議員。

○10番（野田祐士君） 2回目の答弁、誠にありがとうございました。ぜひスピード感を持って取り組んでいただきたいと。

それと、開発に重要なのは道路の整備網であります。益城町、今、都市計画道路をしっかりとくってっておりますので、あとは、東側を考える上で国道443号の整備、これがとても重要になってまいりますので、ちょっと質問には書いておりませんが、ぜひ国道443の整備も併せたところで、ぜひ取り組んでいただきたいとエールを送って終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川公則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。

次に、甲斐康之議員の質問を許します。

9番甲斐康之議員。

○9番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9番日本共産党の甲斐康之です。ようやく寒さも和らいできました。花粉もかなり飛び交っておりますので、今、目の周りが随分かゆくなっています。花粉症には気をつけたいと思うこの頃であります。

それでは、恒例の政府批判を行います。

一つ目は、石破首相は高額療養費制度の負担上限額引上げを進めていましたが、全国がん患者団体連合会をはじめ、多くの方々から、治療の中断に追い込まれ、命を落とす患者も生まれるという訴えがあります。こういう世論の批判に石破首相は引上げの全面凍結を表明しましたが、凍結ではなくて白紙撤回をすべきものであります。

二つ目、近年、日米共同軍事訓練が行われています。昨年は2回ありました。今年も2月19日から3月7日にかけて、アイアン・フィスト25——鉄の拳が、沖縄・九州の広範な地域で実施されました。町の上空は夜間遅くにもヘリが飛び交い、高遊原分屯地は欠陥機であるオスプレイ、陸上自衛隊V-22オスプレイが3機、米海兵隊MV-22オスプレイが4機の計7機が飛来をしています。

熊本空港は、日米の航空機の整備点検・給油基地として使用され、さながら軍事基地と化しています。加えて、インド空軍の大型輸送機C-17も熊本空港に飛来をしています。石破首相はこの輸送機を買うと言っているようですが、この輸送機は10年前に製造が中止されている中古機であります。1機604億円もすると言われてしています。このC-17輸送機は大型ヘリや70トン近い戦車なども空輸可能と言われてしています。このような米国言いなりの兵器の購入や軍事費の拡大をやめるべきだと考えます。

それでは今回の質問は1点、地球温暖化対策の脱炭素に向けたCO₂排出削減の町の取組について、2点目は家庭用飲料水として井戸水——浅井戸を利用している住宅や、河川・ため池の有機フッ素化合物の水質検査を行うことを求める、この2点を質問したいと思います。

それでは、質問の1問目を行います。地球温暖化対策として熊本連携中枢都市圏は温暖化対策計画を策定しています。構成自治体である益城町の脱炭素に向けたCO₂排出削減の取組計画、取組状況、現時点での到達、計画達成見通しについて伺いたいと思います。

近年、世界各地で集中豪雨、干ばつや熱波、森林火災、寒波などの異常気象による災害が多発し、多数の死者や農作物等への甚大な被害が報告されています。日本でも岩手県大船渡市では市の面積の9%が消失する大規模な山林火災、北信越や東北地方でもかつてない降雪で住民の生活が脅かされています。益城町でも、近年集中豪雨が発生し、農地災害等が起きています。

このような異常気象の発生は、地球温暖化が要因と言われてしています。これは、世界気象機関——WMOが、長期的な地球温暖化の傾向と一致している、このように発表しています。大気中に含まれる二酸化炭素（CO₂）、メタン、フロン類などには、地球の表面から外に向かう大気を蓄積し、再び地球の表面に戻す温室効果があり、地球温暖化は産業革命の開始以降、これら温室効果ガスの濃度が増加したことが原因と考えられ、温暖化が進み、豪雨災害等の頻発化・激甚化が将来世代にわたる影響が強く懸念されることから、単なる気候変動ではなく、人類や生き物の生存基盤を揺るがす気候危機であるという認識が示されています。

今、世界の1年間の気温が過去最高となり、産業革命前の水準と比較して1.5度を超え、危機的な状況となっており、昨年6月、7月は猛暑に見舞われ、地球の沸騰化を実感する事態となっています。

2016年11月に発効したパリ協定では、産業革命前からの気温上昇を、2度を十分下回り、できれば1.5度に抑える、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることといった目標が合意されています。実質排出ゼロとは、CO₂など温室効果ガス排出量から森林などで吸収される量を差し引いた値がゼロとなることであると言われています。

私たちは、気候危機に対処するために、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの抑制に向けて取組を進めていく必要があります。日本は2020年、温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする、こういう新たな目標を掲げています。

益城町も、構成自治体である熊本連携中枢都市圏、この構成自治体は18市町村、2020年1月に共同で2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを宣言しています。宣言では目標達成に向け様々な具体的な施策を展開するとしています。非常事態宣言では、気候危機、さらには気候非常事態というべき極めて深刻な状況となっているとの認識を圏域全体で共有し、温室効果ガス排出抑制に向け、一丸となって行動することを宣言する、こううたっています。実行計画も策定をしています。

実行計画は、基準年度を2013年度（平成25年度）として、計画期間を2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）の5年間として、目標達成に向けて5年ごとに計画を見直すこととするとあります。

実行計画での目標値、基準年度の2013年のCO₂排出は997万トンとなっています。1番、短期目標の2025年度までを33%以上削減、排出量としては665万トン以下を目指す、2点目、中期目標の2030年度までを40%以上削減、排出量は598万トン以下を目指すとあります。長期目標の2050年度までを排出量実質ゼロ、排出量42万トン以下を目指す削減目標値を計画し、短期目標、中期目標を着実に達成し、5年ごとに計画の改定・見直しを行うとしております。このような計画が策定され、構成自治体である益城町における脱炭素に向けた取組について、次の項目について伺います。

1点目、短期目標とした2025年度までに2013年度比でCO₂を33%以上削減するとあります。来年度は短期目標の2025年度であります。現時点での取組と目標達成見込みはどうでしょうか。2点目、中期目標として2030年度までに40%以上の削減を目指すとあります。3点目、長期目標として2050年度までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すとあります。これらの2点目、3点目の中期・長期目標の達成のため、どのような取組を行い、計画の見通しはどうか、1回目の質問で伺います。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の1点目、地球温暖化対策実行計画の2025年度までの短期目標への現時点での取組と到達見込みにつきまして、お答えをします。

地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして地方公共団体

が策定するもので、住民、事業者、行政を含めた当該区域内での温室効果ガス排出量削減を目的とした区域施策編と、地方公共団体の事務及び事業に伴う温室効果ガス排出量削減を目的とした事務事業編があります。

熊本連携中枢都市圏では2021年3月に構成市町村が共同で区域施策編である熊本連携中枢都市圏地域温暖化対策実行計画を策定しており、この中で、基準年度の2013年度に対し、短期、中期及び長期の各目標を掲げ、温室効果ガス排出量削減に取り組んでおります。

議員御質問の短期目標の到達見込みにつきましては2020年度の実績が公表されておりますので、その状況を踏まえ御説明いたします。

熊本連携中枢都市圏における2020年度の温室効果ガス排出量は650万トンで、2013年の基準年度と比較し34.8%の削減となり、2025年度における短期目標値33%削減を既に達成しております。一方、本町における温室効果ガス総排出量は17万3,000トンで、基準年度と比較し29.3%の削減となっており、2020年度の時点では目標値に達していない状況です。

次に、これまでの本町の取組としましては、蓄電池などの住宅用の省エネルギー機器設置費の補助、町内防犯灯のLED化、生ごみ処理機等の購入助成及び廃食油の回収、町有施設への再生可能エネルギー設備導入、町公用車のEV車導入などを実施しております。また、令和5年11月には、本町も共同提案者として参画しております阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造が環境省から脱炭素先行地域として選定をされております。今年度はその取組の一環として、11月に職員を対象としましたSDGs地域脱炭素職員研修を実施し、職員の脱炭素に向けた意識の向上を図ったところです。

さらに、今年の1月には、再生可能エネルギーによる電気を供給する地域エネルギー会社、くまもと地域みらいエネルギー株式会社が、本町を含む6団体の出資の下で設立され、このことにより阿蘇くまもと空港周辺地域を中心に脱炭素に向けた取組が加速するものと考えております。

これまでの本町の取組を引き続き実施しますとともに、脱炭素先行地域における取組を県や関係団体と連携して行うことで、本町におきましても2025年度における目標達成を目指してまいります。

次に、一つ目の御質問の2点目と3点目、地球温暖化対策実行計画の2030年度までの中期目標の達成見通し、及び地球温暖化対策実行計画の2050年度までの長期目標の達成見通しにつきましてお答えをします。

現時点におきまして、中長期の目標達成の見通しをお答えすることは難しいところですが、中期及び長期目標の達成のためには、引き続き家庭や業務部門の省エネルギーや再生可能エネルギーの普及を促進することが必要であると考えております。

併せまして、事務事業を実施する1事業体としまして、町においても率先して温室効果ガス排出の削減に取り組む必要があります。そのため、本町の地球温暖化対策実行計画の事務事業編である第4次益城町地球温暖化実行計画を改定し、さらなる温室効果ガス排出量削減を図りたいと考えております。具体的には、熊本地震後に新しく建設された公共施設等を含めた町の温室効果ガス排出量削減目標の再設定や、阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造の実現等

を計画に反映することとしております。

町としましては、引き続き熊本連携中枢都市圏との連携を図りながら、地球温暖化対策の中期及び長期それぞれの目標が達成できるよう、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 10番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、1点目の短期目標とした2025年度のCO₂排出量は、33%の計画に対して昨年12月に2020年度の実績が公表され、都市圏域での基準年度の2013年度比34.8%が削減されているので、圏域の2025年度短期目標は達成をしている。しかし、益城町の温室ガス排出量は17万3,000トンであり、基準年度比で29.3%となっておりますので、目標は未達成という状況だということでした。

町がどのように取り組んでいるのかということで、住宅用再生可能エネルギー機器、太陽光発電設備であるとか蓄電池等の設置費用の補助、防犯灯のLED化、生ごみ処理機等の購入補助、町有施設の再エネ設備導入などに取り組んでいるというようなことであります。

令和5年1月に、県の阿蘇くまもと空港周辺地域RE100産業エリアの創造が環境省脱炭素先行地域として選定され、今年度の取組として昨年11月に職員向けSDGs地域脱炭素職員研修を実施したと。今年1月には地域エネルギー会社、くまもと地域みらいエネルギー株式会社を設立し、脱炭素に向け取り組んでいる。2点目、3点目の中期・長期の目標達成のためには、家庭や業務部門の省エネ・再エネの普及を促進するとともに、公用車等に対する取組も強化していると。

令和7年度予算書に地球温暖化対策実行計画の事務事業編となる第4次益城町地域温暖化実行計画の改定予算を計上されております。こういう目標達成に向け取り組んでいくとの答弁であったというふうに認識します。

温暖化が引き金となって、大気、海、陸で大きな異変が起きています。温暖化で大気中のCO₂が増えると、海水中の二酸化炭素濃度が上昇し、海水の酸性度が増加することで、海の生態系・生物は深刻な影響を受けると言われています。日本近海では、温暖化による海水温の上昇や海流の変化で、私たちになじみのある、アジ、カツオ、ブリ、マグロなどの漁獲高に通常では考えられないような異変が起こっております。漁業者は経済的にも大きな打撃を受けています。

日本は、世界の二酸化炭素排出量上位国のうち、中国、アメリカ、インド、ロシアに次いで5番目を占めています。自然エネルギーへの転換はヨーロッパ諸国に比べ非常に遅れていると言われています。日本は、現在、廃棄物の8割を焼却処理しております。世界の消火焼却炉の7割から8割を保有しているようでありまして、今、日本は、ごみ焼却処理大国と言われています。

連携中枢都市圏の中で、1人当たりごみ排出量は嘉島町が一番多い。次に阿蘇市、そして3番目が益城町となっています。各自治体において、家庭や事業所からのごみ排出抑制や資源としてのリサイクルなど、排出量削減を推進する必要があるのではないかと。町の1人当たりの温室効果ガス排出量は国と県の値より低くなっているとの統計が出ていますけれども、引き続き現状維持していく必要があるのではないかと考えます。

温室効果ガス排出量実質ゼロを達成するためには、目標達成に向けた取組の強化・拡大、再生

可能エネルギーの活用・融通、次世代技術・新システムの積極導入など、森林による吸収対策と併せて取組を行うとの考え方があるようです。行政は、施策の進捗状況を確認するとともに、温室効果ガス削減量の点検・評価を行い、圏域全体で情報を共有し、点検・評価を行いながら目標に向けた課題を整理し、現時点では実施が難しくても、さらなる施策の検討や見直しを行うことが求められています。

先ほども言いましたパリ協定では、世界の気温上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えるという目標が合意されています。2017年の時点で既に1度上昇していると言われ、現在の進行速度では、2030年から2050年頃には気温上昇が1.5度に達してしまう、気候変動による悪影響のリスクはさらに大きくなると言われています。そのためにも、2030年度までに2010年度と比べて45%のCO₂を削減し、2050年度には実質ゼロにする必要があります。政府の削減目標は、2035年までに60%削減としていますけれども、世界平均を下回っています。先進国の責任を果たせない、考え直すべきだとの意見もあります。

町は、中・長期目標において、家庭や業務部門の省エネ・再エネの普及促進、自家用車等に対する取組強化を掲げています。現時点で町長は目標達成に向け今後どのような考えをお持ちなのかを伺って、2回目の質問とします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の一つ目の御質問の2回目、地球温暖化対策に関する今後の町として、そして町長としての考えにつきましてお答えをします。

議員御指摘のとおり、世界的に地球温暖化や気候変動が問題となっている中、日本におきましても台風や集中豪雨等による自然災害が多発しているように感じます。実は高校時代、今日、松本議員、西山議員と一緒にやっていましたが、夏場の練習はきつく、その当時30度を超えると熱中症になり木陰で休む選手が多かったなど記憶しております。現在の38度を超える中での試合や練習は生命に関わるような大変な状況であると思っています。夏の甲子園大会も、朝と夕方に時間をずらして開催されている状況です。

一方で世界では、先ほど話がありましたように巨大な台風、豪雨、干ばつ、山火事など自然災害が多発しており、洪水や干ばつにより2022年には200万人以上の命が奪われているということで、実は、洪水で甚大な被害を受けたパキスタンのCO₂排出量は累計で世界の0.3%だったということで、中国が32.1%、アメリカが13.6%、日本は3.2%ということで、洪水や干ばつで真っ先に生活が脅かされるのは、やはりアジア、アフリカなどの方たちだと考えております。さらに、やはり異常気象は農業とか漁業にも大変な影響をもたらしているところです。これは全て地球温暖化が影響しているということで、国際社会全体で取り組まなければ解決できない重要な問題とも考えているところです。

このような中で、熊本地震からの創造的復興に向けて事業に取り組んでいる本町としましては、防災・減災とともに、脱炭素をはじめとした次の世代、時代を見据えた環境づくりに取り組むことは町の責務であると考えております。ただ、個人においてもCO₂を減らしていかなければならないと思っています。節電であつたり節水を行う。それからレジ袋をエコバッグにするとか、

公共交通を使う。3R——リデュース・リユース・リサイクルなど、できるだけごみを出さない取組も必要かなと。それから先ほど出ましたように木を植えたり野菜を育てるなどの取組を日頃から意識することも大事なということで、啓発をやっていきたいなと思っているところです。

町としましては今後は、先ほど答弁をいたしましたとおり、町の取組を継続して行いますとともに、令和7年度におきましては、熊本市をはじめとした20市町村が連携しました連携中枢都市圏地球温暖化対策実行計画の着実な推進、そして、益城町の事務事業編となります第4次益城町地球温暖化実行計画の改定、くまもと地域みらいエネルギー株式会社が供給する再生可能エネルギーによる電気の積極的活用などにしっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） 町の今年度予算でも、公共施設へのLED化予算、地球温暖化対策実行計画などの費用が計上されています。町としても取組を進めていくのだというふうに思います。益城町は、ごみ排出量も圏域内では高くなっておりますので、家庭や事業所からの排出を極力抑える取組を周知していくことなどが必要だろうと思います。

2050年度はまだ先の話になりますけれども、削減計画の目標達成に向け町として今後取り組まれることを求めて、この質問を終わります。

それでは、2問目の質問を行います。

この質問については、昨日、同僚議員から同様の質問がなされています。ほぼ町の考え方もお聞きしています。重複する答弁になる部分もあると思われますが、よろしく願いをしたいと思っています。

最近、近辺の宇土市、宇城市で有機フッ素化合物が井戸から検出されています。これを受けて町は、家庭用飲料水として井戸水——浅井戸を利用している住宅や、河川・ため池の有機フッ素化合物の検査を実施することを求める。なお、家庭用飲料水を井戸水で賄っている家庭の水質検査を実施希望する方への補助金の交付を求めるについて質問をいたします。

最近地元紙で、宇城市、宇土市の宇城広域連合が、宇土市松山町の最終処分場の監視井戸から、国の暫定目標値の3.8倍となる有機フッ素化合物——PFASが検出され、半径500メートル以内にある井戸所有者に対して、井戸水を飲料水として使用しないように呼びかけていると発表されています。

PFASは自然界や体内で分解されにくく、発がん性などの影響が報告されています。国は、井戸水や河川、地下水の暫定目標値を1リットル当たり50ナノグラム以下——ナノグラムは10億分の1——としています。

宇城市でも、市簡易水道の不知火町の東部第1水源の地下水と、同水源から給水を受ける一般家庭の蛇口から、国の暫定目標値の2倍の有機フッ素化合物——PFASが検出されたと発表されました。御領地区など1,600世帯約3,400人で集水を中止しています。90ナノグラムを超えるPFASの2種類、PFOS、PFOAが検出されたと発表されています。

益城町では、半年前の昨年8月に、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸水から有機フッ素化合物であるPFOS、PFOAが検出されたことが発表されています。発表時では82

ナノグラムだったようですが、再検査の結果15ナノグラムと目標値を下回ったので問題なしとしております。

町議会においても、一昨年、昨年と同僚議員から、有機フッ素化合物の水質検査を求める質問がなされています。答弁では、本町では平田地区内の1地点において実施され、基準値を大幅に下回っており問題ないという答弁をされています。国の暫定目標値を下回っていると言っても安心できるとは言えません。益城町は100%地下水で、深井戸を利用した上水道事業が行き届いております。定期的に水質検査を行い安全は確認されているようです。また、一部には、家庭用の飲料水として井戸水——浅井戸を利用している家庭もあります。浅井戸を利用されている家庭用井戸の安全性を確認するためにも、有機フッ素化合物の検査、中井出や河川・ため池などについて、広範囲に検査を行い、安全を確認すべきだと考えております。

さらに、井戸水を利用されている家庭の方が水質検査を希望する場合は、検査料への補助金の交付を求めて、1回目の質問といたします。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員二つ目の御質問の1点目、家庭用井戸や河川、ため池の有機フッ素化合物の水質検査と、井戸水を利用している家庭の水質検査料の補助につきまして、お答えします。

有機フッ素化合物の地下水及び河川の調査につきましては、昨日の一般質問への答弁でも申し上げましたとおり、今年度県におきまして、熊本市を除く県内市町村の地下水60地点及び主要河川最下流の環境基準点13地点の調査が実施されており、昨年度実施しました17地点の調査と合わせた全ての地点で指針値を超過しておりませんでした。また、県では来年度も計73地点での調査を予定されているとのことです。

以上のとおり、県による広範囲の調査が行われていることから、新たに町独自の調査を行うことは考えておりません。

次に、飲料用の井戸に対する検査費の補助についてお答えをします。

町が管理しております上水道につきましては、毎年度、水質検査計画に基づき、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目及び水質管理上必要と判断した項目につきまして、給水栓水に加え各水源地の原水でも検査を実施しております。そして、本町におきましてはこのような水質検査をクリアした上水道が普及をしております。そのため、昨日の有機フッ素化合物に関する質問への答弁で申し上げましたとおり、飲料用の井戸に対する検査費の補助は現時点では考えておりませんが、引き続き国や県等と連携するとともに、他自治体の動向などを注視しながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9番甲斐議員。

○9番（甲斐康之君） ただいまの答弁では、有機フッ素化合物の調査は、県は、熊本市を除く県内市町村の地下水60地点及び主要河川最下流の環境基準点13地点の調査が行われ、結果として、暫定目標値を超える箇所はなかった。来年度も調査が行われると。上水道でも各水源地の原水の検査を実施しており、水質検査をクリアしている。現在は、町独自による有機フッ素化合物の調

査や、私設井戸に対する検査料の補助は考えてない。今後、国の動きを注視する。このような答弁だったと思います。

私の質問は、町の地下水を浅井戸を家庭用飲料として使用している家庭もあります。その箇所の水源となる地域の水質の検査を求めているのですが、答弁では、県が60地点の地下水を調査したとのことのようなのですが、益城町における調査箇所はどこなのか、明らかにすべきだと思います。

町内の河川、ため池の検査は行われているのか伺います。ため池の近くにゴルフ場があります。昔は、ゴルフ場で除草剤を使っていたという話も聞いています。町内の調査数か所における数値が暫定目標値を超えていなくても公表すべきではないかと考えます。

地下水の検査で小谷の農地は50ナノグラムを下回りますが、49ナノグラムの結果が出ている地点もあります。町内の住宅密集地内でも浅井戸を使用している住宅もあります。仮に、水源において暫定目標値を上回る箇所があった場合、半径500メートルの範囲は使用できないこととなっております。井戸の水源をもっと幅広く検査することが大切ではないでしょうか。加えて河川、ため池なども検査すべきじゃないかと思っております。

家庭用井戸水の検査について、結構高額な費用がかかるというふうに聞いております。住民が、安心して水が飲めるためにも検査を推奨すべきではないかと考えています。町は、町独自による有機フッ素化合物の調査や、私設井戸に対する検査費の費用補助を考えていないとのことですが、住民が安心して井戸水を使うためにも、検査費用の補助を再度考えていただきたいというふうに思っております。2回目の質問です。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番甲斐議員の二つ目の御質問の2点目、県が実施した有機フッ素化合物の水質調査箇所と数値の公表等についてお答えします。

今年度、県が実施しました地下水等の水質調査につきましては、上益城郡内では嘉島町、甲佐町、山都町、御船町が選定されており、本町は含まれておりません。これは令和5年度に既に本町で調査が実施されていたためです。そのときは平田地区が調査の対象となっており、数値の超過はありませんでした。また、昨年8月に東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸からP F O S及びP F O Aが検出された際にも、県の調査が実施されております。その際は、東海大学阿蘇くまもと臨空キャンパス内の井戸から半径500メートルの範囲にある井戸及び該当キャンパスの排水の放流先の河川である木山川で調査が実施され、町内の地下水4地点、河川2地点の全てにおいて指定目標値を超えていなかった旨の調査結果が県より公表されております。

県が行いました調査につきましては、県ホームページには掲載がございますが、町のホームページ等でもその内容を確認できるよう、住民の皆様への情報発信をしっかりと行ってまいります。

なお、町が管理している上水道につきましては、ホームページにおいて検査結果を公表しているところです。

飲料用の井戸に対する、先ほど申しましたように検査費の補助につきましては、繰り返しのようになりますが、本町におきましては、安心安全な水を町民の方々に届けるため、毎年度の水質検査をクリアした上水道が普及していることから、現時点では考えておりません。

いずれにしても、地下水を守り、安心安全な水を住民の皆様にお届けすることは町においても大変重要な課題だと認識をしております。引き続き、国や県などなどと連携しますとともに、他自治体の動向などを踏まえながら、しっかりと取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 9 番甲斐議員。

○9 番（甲斐康之君） 御答弁ありがとうございます。住民が、安心して飲料水を飲むことができる保証を担保することは、大事な行政の役割だというふうに思います。町内の幅広い水源や河川、ため池などの検査を行うこと、家庭用井戸水の検査料補助についても、しつこいようですが、それでも再度検討されることを求めて、質問を終わります。以上です。

○議長（中川公則君） 甲斐康之議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。11時25分から再開します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

17番榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） こんにちは。17番榮です。今回も一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。

連日、テレビ新聞報道等でトランプ旋風が報じられておりますが、民主主義の雄であったアメリカ大統領がまさか専制君主となるとは誰も思わなかっただろうと思います。民主主義の崩壊や民主政治の根幹が揺るぎそうな事態に陥っております。いろいろな激動の世界情勢の中、地政学的な動向も注視していかなければならないだろうと思っております。また、日本の政治もばたばたしております。選挙戦の最中に真偽不明の情報や非公開と決めた議会の音声データを意図的に流出させたと。議員意識の甘さと倫理感の欠如が透けて見えると新聞報道でありました。議員のモラルについては我々も襟を正す所存でおります。また、高額医療費の問題や103万円の壁による財政抛出の問題等、さらに高校授業料無償化による弊害も指摘されております。本町においても財政基盤の構築といった課題を踏まえ、企業誘致等と様々な事態に即応していかなければならない。町長の今後の手腕が問われるところであると思っております。

さて、今回の一般質問は1項目だけに集中して質問いたします。通告していた、過疎化と高齢化社会が進む中での買物困難者対策について質問させていただきます。

また、傍聴席には、記者の方1人がしっかり傍聴されております。また、ビデオ傍聴のほうでたくさんの方が見ておられると思います。日頃からの町議会に対する関心と御理解をありがとうございます。本議会最後の質問ですので、最後までよろしくお願いいたします。それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、質問に入ります。

(81字削除)

今回取上げる、老人政策の一環でもある、過疎化と高齢社会が進む中での買物弱者対策はという観点において質問いたします。

近頃は、少子化対策、子育て世代や学生たちへの充実した支援策など、幅広く拡充政策が取られておりますが、我々団塊の世代に対する施策がおろそかになってはいないだろうか。我々の時代は、中学卒業と同時に夜行列車で集団就職して、戦後復興の日本を支えてきた立役者となり、しっかりと税金や年金を支払ってやっと退職、これからは年金でゆっくりと余生を送ろうかというときに、年金では生活できなくなり、病氣したら頼みの綱である高額療養費の引上げまで検討されている。「ふざけるな。俺たちは使い捨てか」という声があちこちから聞こえてきます。これからの若い世代も大事だが、高齢者の生きる道も考えてほしい。

過疎化の進む中山間地域の高齢化社会において、免許返納世帯や独り暮らしの高齢者世帯の日常生活品の買物困難者に対する先手を打った幅広い支援を求めるが、行政としてどのような方向性を持った対策を考えているか、町長の見解を伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 17番衆議員の一つ目の御質問の1点目、中山間地域の高齢社会において、買物困難者に対する先手を打って幅広い支援を求めるが、行政としてどのような方向性を持った対策を考えているかにつきまして、お答えをします。

本町では、買物困難者への対策と支援策としまして、町内の公営住宅や買物が困難な地域におきまして、町社会福祉協議会及び毎週移動販売等を行うグリーンコープ生活協同組合くまもとと昨年11月に3者協定を締結し、高齢者等の買物支援の強化を図っているところです。また、町社会福祉協議会による買物代行サービス等のちょこっとサービスや買物代行サービス等を地域の支援者による有償ボランティアとして実施するBAPボランティア送迎支援活動のましきお出かけ支援隊など、様々な取組に対し助成金の交付や生活支援コーディネーターを通じた支援等を行っております。そのほかにも、地域公共交通の拡充などの取組を進めております。

具体的には、福田地区、津森地区及び本年4月から自主運行を予定しております飯野地区におきましては、自宅と町内の買物施設や医療機関等を結ぶ予約型乗り合いタクシーを、また、木山地区と広安地区におきましては、運行区域内の買物施設を含めた乗り場を結ぶ予約制乗り合いバスを運行しております。併せまして、自動車運転免許証を返納された方を含む高齢者を対象としたタクシー券の交付も行っております。

このように、行政による支援のみならず、ボランティア団体、地域の支援者、民間事業者等と協力しますとともに、町民の皆様の声に耳を傾けながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指してまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番衆議員。

○17番（榮 正敏君） 2回目の質問です。

今の答弁にあったように、グリーンコープと社会福祉協議会との三者協定を締結しているとい

うことですが、移動販売車が行ってくれることには非常に感謝しています。また、社会福祉協議会によるちょこっとサービス等、いろいろ行っておるようですが、ただ、本当の中山間地等にはなかなか車の状況や地域の人口、買物代行サービスに該当しない事象があるようであります。

我々の地域におきましては人口80人弱であります、60歳以上が85%を占める高高齢化率であります。また、免許返納者も年々増えている状況であります。ここに、今、民間の移動販売車が週2回来てくれております。非常に助かっています。ただ、この販売車を運転している経営者が、私の1個下の73歳で高齢でありまして、また、病気も昨年しました。そして病気でストップしてしまう。あと何年続くかが問題です。

今、熊本市が河内町芳野地区で、大手コンビニのローソンと提携して、高齢者の見守りを兼ねた移動販売が3年を迎えているということを聞きました。自宅に籠もりがちな高齢者に外出を促し、買物する楽しみが健康維持につながる。官民連携の取組は山間部で暮らす高齢者を心身から支援する心強い存在となっているとありました。

この移動販売は、ローソン河内と河内まちづくりセンター、市高齢者支援者センターささえりあ金峰が連携して始まったと聞いております。毎週水曜日に地域6か所を回り、買物に来た人と、その健康状態をささえりあと共有、ささえりあスタッフも定期的に同行して、高齢者の安否や生活状況の確認に役立てていると言っております。

昨年からは、新たな試みもスタートしたと聞きました。販売車に顔を出すとカードに、西区のキャラクター「にしまる」というのがあるそうで、そのスタンプがもらえて、10枚たまるとバナナや卵のプレゼントをもらえる。そういったふうで外出するきっかけをつくるきっかけづくりですね。それを健康維持と認知症予防につなげ、いかに長く継続させていけるかを意識したいと言っている。

このような買物困難者と移動販売と行政が一緒になって地域を支える仕組みはほかに例を見ないと思う。本町においてもいろいろやっておりますが、本当に行政の支えを待っている地域がもっとあるはずです。過疎と高齢化により廃村となったところが他の町村では幾つもあると言っています。頑張ってきたお年寄りを幅広く支援する体制の構築は急務ではないか。町長のこれからの過疎対策、高齢者対策を含めた買物困難者に対する町政運営方針を伺いたい。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 榮議員の一つ目の御質問の2回目、これからの過疎対策、高齢者対策を含めた、買物困難者に対する町政運営方針についてお答えをします。

私自身も妻と二人暮らしということで、前期高齢者世帯になっております。周りは高齢者だらけということで二人暮らしが多いなということで、近くのお店も閉店、そして通っていたバスも廃止ということで、今、乗り合いタクシーも通っておりますが、今、妻と話をしているのは、免許証返納の時期はいつにするのかと、認知症になったときの対応はどうするのか、そこあたりの話もう既に始めているところで、榮議員の気持ちは大変よく分かります。

さて、中山間地域などにおきまして、民間事業者による移動販売は大変貴重な存在ですので、議員御指摘のとおり、事業の継続性に懸念があることも理解をしております。

なお、議員からお話のあった、ちょこっとサービスにつきましては、町内全域の独り暮らし高齢者及び高齢者世帯の方を対象としており、該当しない地域はございません。町としましては、そのような誤解を生まないように、社会福祉協議会と連携しまして必要とする方がサービスを利用できるよう、さらなる周知に努めてまいります。

また、議員御提案の熊本市河内町でのローソンと行政が連携した移動販売の取組につきましては、先ほど申し上げましたグリーンコープ生協くまもと等による買物支援及び見守り活動が同様の取組に当たると認識をしているところです。当取組は、移動販売車による商品の販売と併せて見守りの活動を実施しており、利用者の状況確認等や必要に応じて自宅訪問等を実施しております。また、要望があれば利用者の自宅まで商品を運んだりアレルギー対応等の相談に応じまして、必要な商品を取り寄せて販売するなどの対応も行っております。

これからも高齢者の見守り、健康維持、認知症予防、そして買物支援を組み合わせた熊本市河内町における取組等のような事例も参考に、利用者のニーズの変化等も踏まえながら、さらなる推進を図ってまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） 町長のところの平田地区は、個人販売者が2業者、それにグリーンコープ、3業者が入っていると思いますが、私たち山の中は、1業者がやっと来ている状況です。それからちょこっとサービスは、これが無料ならいいけど、なかなか1時間幾らとか買物支援とか、そういうことで料金が発生していきます。年金生活者、年金が月5万弱の人はなかなか難しゅうございます。特に独り暮らしになってきますと。そういうことを踏まえまして、3回目の質問です。

先月の新聞紙上に、買物困難者というタイトルでコラムが載っておりました。ちょっと長いですけど、大事なところですから紹介したいと思います。

高齢化小売店の廃業、公共交通網の縮小などで買物がしづらい、買物困難者が増え対策が急務となっている。熊日がまとめた熊本県内の45市町村のアンケートでは、全市町村が買物が不便・困難な住民への支援について、必要もしくはどちらかといえば必要と答えたとあります。

県内の2024年の高齢化率は32.6%で、20年前より9.4ポイント上昇している中で、農林水産省は、高齢者のうち、自宅からスーパーやコンビニまでの距離が500メートル以上あり、かつ自動車の利用が困難な人の割合を示す食料品アクセス困難人口の推計値を公表しております。

2020年時点の県内の数値は28.9%で全国平均を3.3ポイント上回っておるということで、山間部や離島は三、四割と高い。生鮮食品が手に入りにくくなれば、特に高齢者は栄養状態が偏ったり悪化して病気のリスクが高まりかねない。そうした住民が増えれば、国や自治体にとっても医療費や介護保険料の負担増につながる、逆に、地域の買物環境がよくなれば高齢者の外出や会話の機会も増え、生活の質が向上するはずだと。行政と民間が協力して対策に知恵絞る必要があるだろうと言っている。配達では多くの民間業者が自治体と連携して移動販売車を運行しているが、しかし、運行の頻度やルート、積載する商品の種類や量が限られ、必要な品が必要な人に届かないケースも見られると言っている。

熊日の市町村アンケート自由記述には、地域インフラ全体の問題で一つだけ対応しても解決しないとの意見があった。移動販売や公共交通網の整備のほか、仮設店舗の開設、物流の効率化といった幅広い支援策の中から、地域の実情に合ったものを組み合わせることが肝要だと思う。今後、高齢化が進み、免許返納者の増加が考えられる中、先手を打った対策を求めたいとありました。

まさにそのとおりであります。この中で、中山間地における少人口の地域においては、この仮設店舗などが当てはまるのかなと思われませんが、販売車が毎日来なくてもいいし、週2回ほど商品入替えといったシステムならば商品数もある程度多く置けるし、管理を地域でやってもらえるようになれば経費も少なく済むと思いますが、これを行政とのタイアップでできないだろうか。中山間地の手足をもぎ取るような施策をするのではなく——選挙投票所の撤廃がこの前うちの地域はやられました。過疎地にとって選挙投票所があるということは、まだ望みがあるというかな光ですよ。ただ単に経費がかかるという理由だけで我々は光を奪われ、暗闇に突き落とされたわけです、町長。このような過疎対策としての観点からも、買物困難者対策を喫緊の課題として行ってほしい。町長の益城町の将来を見据えた揺るぎない決断と見解を求めます。

○議長（中川公則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 榮議員の一つ目の御質問の3回目、仮設店舗の設置と行政とのタイアップについてお答えします。町としましては、まずは、民間事業者が行う宅配事業のエリア拡大や移動販売の拡充など、ボランティア団体や地域の支援者等とも協力し合い、多角的な支援策を研究しながら町民の皆様が安心安全に暮らせる地域づくりを進めてまいります。以上でございます。

○議長（中川公則君） 17番榮議員。

○17番（榮 正敏君） ありがとうございます。答えは一つですね。今まで高齢者対策、認知症対策、また子どもの貧困問題やヤングケアラーやハーレムチルドレンズ等、私のライフワークとして取り上げてきたこのような課題は、これからの町政に物すごいウエートでのしかかっている問題と思われまいます。しっかりとした対策が問われる。今後の町政の動向を注視していきたいと思っています。

最後までありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（中川公則君） 榮正敏議員の質問が終わりました。

これで予定されました一般質問が全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

散会 午前11時49分

3 月 18 日（火曜日）

令和7年第1回益城町議会定例会会議録

1. 令和7年3月10日午前10時00分招集
2. 令和7年3月18日午前10時00分開議
3. 令和7年3月18日午後2時30分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会本会議場
6. 議事日程

日程第1 各常任委員会委員長報告 質疑 討論 採決

日程第2 議員提出第1号 益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第3 議員派遣の件

日程第4 閉会中の継続調査の件

追加日程第1 議長の辞職について

追加日程第2 議長の選挙

追加日程第3 副議長の選挙

追加日程第4 議席の変更

追加日程第5 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

7. 出席議員（17名）

1番 坂井金次郎君	2番 木村正史君	3番 西山洋一君
4番 上村幸輝君	5番 富田徳弘君	6番 下田利久雄君
7番 松本昭一君	8番 吉村建文君	9番 甲斐康之君
10番 野田祐士君	11番 宮崎金次君	13番 中村健二君
14番 稲田忠則君	15番 渡辺誠男君	16番 荒牧昭博君
17番 榮正敏君	18番 中川公則君	

8. 欠席議員（1名）

12番 坂田みはる君

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 遠山伸也

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

務常任委員会報告を行います。

総務常任委員会報告書。

令和7年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正、第4表地方債補正。議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、歳入歳出（総務常任委員会関係）、第2表債務負担行為、第3表地方債。議案第12号、益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第13号、益城町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第14号、益城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第15号、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第16号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第17号、議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第18号、益城町技能労務職員の給与の種類及び基準を定めている条例の一部を改正する条例の制定について。議案第19号、益城町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第20号、益城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。議案第21号、益城町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第22号、益城町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第23号、益城町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について。議案第24号、益城町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について。議案第25号、益城町消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第26号、益城町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第27号、益城町町民運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第28号、益城町交流情報センター条例の一部を改正する条例の制定について。議案第29号、益城町集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について。議案第30号、益城町監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第35号、工事請負契約の変更について。議案第36号、物品の購入について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年3月11日。

②審査状況。令和7年3月14日午前9時54分から、益城町議会総務常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月17日午前10時から、全委員出席の下、益城中学校増築予定地（惣領地内）及び平田集会所（平田地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第2号ほか22件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査

の結果、議案第2号、議案第12号から議案第30号まで、議案第35号、議案第36号については、全会一致で原案のとおり可決した。また、議案第5号については、賛成多数で原案のとおり可決した。

②審査の主な内容。

議案第2号については、歳入、20款寄附金1項寄附金1目一般寄附金2節ふるさと納税について、寄附をした人とのつながりを持つための方策について質疑があり、担当審議員から、過去に利用された方へ新たな返礼品が出たときにダイレクトメールを送付しているとの説明を受けた。

また、ふるさと納税の使途について質疑があり、担当審議員から、ふるさと納税は活用方法を選択する仕組みがあり、復興、教育、スポーツ等、活用方法を指定する方もいるとの説明を受けた。

次に、歳出、9款消防費1項消防費2目消防施設費12節委託料、熊本市消防局常備消防事務委託料について、増加した要因についての質疑があり、担当課長から早期退職と普通退職を合わせて9人が想定より多かったため増額となったとの説明を受けた。

議案第5号については、第2表債務負担行為の総合計画策定業務委託について、どこまでの部分を委託するののかとの質疑があり、担当課長から、現計画の検証と住民アンケート分析が令和7年度の委託業務となるとの説明を受けた。

また、債務負担行為の小中学校タブレットPC整備事業について、機器更新時のデータ移行が絡んだ場合にキャリア変更ができなければプロポーザルの意味がなくなるのではないのかとの質疑があり、担当課長からデータの保存はクラウドで行う予定であるとの説明を受けた。

次に、第3表地方債の広安町民グラウンド整備事業債について、計画面積全てが起債対象となるのかとの質疑があり、担当審議員から、広安町民グラウンド整備事業は緊急防災・減災事業債を活用する予定であるが、通常、予算を計上した後、県に事業計画を提出して同意をもらう流れであり、予算成立前に計画書の提出はできないため、現段階では確認できないとの説明を受けた。

次に、歳出、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費11節役務費の口座振込手数料について、約3倍に増額となっていることについて質疑があり、会計管理者から公金収納等事務の経費負担が見直されているとの説明を受けた。

次に、1目管理費13節使用料及び賃借料の庁用車管理システムの利用料について、カーナビ等購入費と連動しているのかとの質疑があり、担当課長から、カーナビ等の購入費との関連はなく、公用車の一元管理を目的としたシステム使用料であるとの説明を受けた。また、庁用車のカーナビのNHK受信料について質疑があり、担当課長から、2月末の報道を受け町でも調査を実施した結果、リース車両9台を含めてカーナビ付き車両が25台あり現在も調査継続中であるが、公務中にテレビを見ることはなく、テレビ受信機能があることを把握できていなかったため、現在、NHKへの対応について問合せをし、回答を待っているとの説明を受けた。

次に、3目電子計算機運用費17節備品購入費の内容について、卓上モニター等の購入と聞いているが、何台分でどのように配置するのかとの質疑があり、担当課長からペーパーレス化のために全職員分約350台を計上しているとの説明を受けた。

次に、4目企画費12節委託料の空港方面コミュニティ交通運行業務委託料に関して、起点と終点はどこであるのかとの質疑があり、担当課長から、西原村と協議中であり、西原村は新しくできた体育館に設定したいと考えているが、本町は住民アンケートや関係機関ヒアリングを分析して決定したいとの説明を受けた。

また、同じ12節委託料の復興まちづくりアドバイザー業務委託料について、まだ必要であるのかとの質疑があり、担当課長から、次年度の総合計画や公共交通計画等に住民目線での提案をいただきたいため計上したとの説明を受けた。

次に、4目企画費18節負担金補助及び交付金の地域おこし協力隊企業事業継承支援補助金の概要について質疑があり、担当課長から、地域おこし協力隊が自ら起業するときの一時的な支援が補助金の趣旨であるとの説明を受けた。

また、同じ18節負担金補助及び交付金の東京圏移住支援金の条件について質疑があり、担当課長から、東京都市圏から本町に移住して就業あるいは起業した人への支援金で、財源は国が2分の1、県及び町が各4分の1であるとの説明を受けた。

次に、歳出、9款消防費1項消防費1目非常備消防費10節需用費について、消防団員の団服を変更するののかとの質疑があり、担当課長から、消防庁が定める消防団員服制基準に基づき変更するもので、紺色を基調としながらも夜間の視認性を高めるためオレンジ色の配色を増やすように変更するとの説明を受けた。

次に、2目消防施設費16節公有財産購入費の消防詰所用地購入費に関し、場所と面積についての質疑があり、担当課長から馬水消防団詰所用地の借地となっている部分約80平方メートルであるとの説明を受けた。

次に、歳出、10款教育費3項中学校費1目学校管理費14節工事請負費の益城中増築工事に、工事の概要について質疑があり、担当課長から、1階当たり3教室の3階建てで、既設校舎の西側に建設するとの説明を受けた。

次に、歳出、10款教育費6項社会教育費1目社会教育総務費18節負担金補助及び交付金の地域コミュニティ施設等再建支援補助金について、どのような箇所が再建されているのかとの質疑があり、担当課長から、今年度は下町の加藤神社、小池神社、東川内田天満宮、柳水地蔵堂の再建支援事業に交付したが、来年度も申請が見込まれるため予算計上したとの説明を受けた。

次に、5目四賢婦人記念館運営費に関し、今年度から入館料を無料とした効果はあったのかとの質疑があり、担当課長から、昨年度は入館者数900人であったが、今年度は2月末時点で2,200人の入館者数であったとの説明を受けた。

次に、6目文化財保護対策費12節委託料の文化財資料室収蔵棚移設委託料について、旧益城中央小学校からの移転先がどこであるのかとの質疑があり、担当課長から、平田集会所前に位置する平田共同作業所を予定しているとの説明を受けた。

また、同じ12節委託料の登山道調査業務委託料について、人が歩くことによって雨水の通り道ができることによる崩落のリスクに関する質疑があり、担当課長から、重機を入れて形状を変えて道を造ることは考えておらず、さらに、安全を担保する必要がある箇所には、手すり、リボン、

案内看板等の設置を検討するとの説明を受けた。

次に、歳出、12款公債費 1 項公債費 2 目利子について、利率等についての質疑があり、担当審議員から、以前は0.5%を切る状況であったが、最近は1%から2%の間で推移しているとの説明を受けた。また、借入方法には変動金利と固定金利があり、原則は固定金利で、短期は10年から、長期は30年までである。金利上昇局面での固定金利の長期借入れは金融機関との協議が不安定となるため、10年金利見直して起債を行っているとの説明を受けた。

議案第25号について、いつから施行するのかとの質疑があり、担当課長から令和7年6月からの説明を受けた。

議案第27号について、赤井の旧飯野町民グラウンドの今後の利活用方法に関する質疑があり、担当課長から、庁内で検討を行っていくところで、地元とも協議しながら用途を考えていくとの説明を受けた。

議案第30号について、期間を延ばした場合は監査期間も長くなるのかとの質疑があり、担当局長から、実質的な期間については出納検査は変わらないが、決算審査については長くなる可能性があるとの説明を受けた。

また、出納検査において抜き打ちで現金検査をしているのかとの質疑があり、担当局長から計画的に行っているとの説明を受けた。

議案第12号から議案第24号まで、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第35号及び議案第36号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

益城中学校増築予定地（惣領地内）では、担当課長から益城中学校増築について説明を受けた。委員からは増築校舎からの動線について質疑があり、担当課長から説明があった。

平田集会所（平田地内）では、担当課から平田集会所の改修に係る調査について説明を受けた。委員からは屋根の素材について質疑があり、担当課からスレート屋根と聞いているとの説明があった。併せて隣接する文化財保管倉庫予定地を視察し、一時保管のための施設であるのかとの質疑があり、担当課から、現在、保管庫の解体に伴う一時保管であるとの説明があった。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。

令和7年3月18日、総務常任委員長、上村幸輝。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は福祉常任委員会報告。

吉村建文委員長。

○福祉常任委員会委員長（吉村建文君） おはようございます。福祉常任委員長の吉村でございます。

福祉常任委員会報告書。

令和7年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（福祉常任

委員会関係）。議案第4号、令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）。議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第6号、令和7年度益城町国民健康保険特別会計予算。議案第7号、令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算。議案第8号、令和7年度益城町介護保険特別会計予算。議案第11号、令和7年度益城町水道事業会計予算。議案第31号、益城町介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第32号、益城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。議案第33号、益城町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。議案第34号、益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について。議案第37号、建物の無償譲渡及び土地の無償貸付けについて。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年3月11日。

②審査状況。

令和7年3月14日午前9時52分から、役場福祉常任委員会室において、全委員中5名出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月17日午前10時から、全委員のうち5名出席の下、養護老人ホーム花へんろ視察及び役場庁舎2階応接室において、軟骨伝導イヤホン、レルクリアの実施体験を行った。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第2号ほか11件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、議案第2号、議案第4号、議案第8号、議案第11号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、議案第34号、議案第37号については、原案のとおり全会一致で可決、議案第5号、議案第6号、議案第7号については、賛成多数で可決した。

②審査の主な内容。

議案第2号については、4款衛生費1項保健衛生費5目健康増進事業費22節償還金利子及び割引料に関し、過年度県市町村等自殺対策推進事業補助金返還金について質疑があり、担当課長より補助金の使途について説明を受けた。

議案第4号については、31款水道事業資本的収入1項企業債1目企業債1節企業債に関し、水道事業に対する交付税措置の有無について質疑があり、担当課長より措置はないとの説明を受けた。

議案第5号については、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費7節報償費に関し、災害ボランティア活動促進商品券の趣旨について質疑があり、担当課長より、災害救助法適用地域へのボランティア参加者への報償金であるとの説明を受けた。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費18節負担金補助及び交付金に関し、温浴施設回数券等補助金の対象者と申請回数等について質疑があり、担当課長より、対象者は中学生以上の全町民を対象とし、申請回数等については1人年1回のみの助成となることの説明を受けた。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金に関し、妊婦支援給付金について質疑があり、担当課長より本年度までの制度である出産子育て給付金からの変更内容について説明を受けた。

2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費12節委託料に関し、戸籍システム改修等委託料について質疑があり、担当課長よりシステムの標準化対応や戸籍の振り仮名化対応などの改修であるとの説明を受けた。

3 款民生費 3 項災害救助費 1 目災害救助費22節償還金利子及び割引料に関し、災害援護資金償還金の返済状況について質疑があり、担当課長より、全81件中46件完済、35件返済中、7 件滞納しているとの説明を受けた。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費17節備品購入費に関し、通訳 I C T機器購入費について質疑があり、担当課長より、保育園等における外国籍住民とのコミュニケーション支援を目的とした機器の購入であるとの説明を受けた。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費17節備品購入費に関し、スポットビジョンスクリーナー購入費について質問があり、担当課長より令和 7 年度以降の 3 歳児健診の運用について説明を受けた。

議案第 6 号については、歳入歳出の減少について質疑があり、担当課長より団塊の世代の後期高齢移行による被保険者数の減少が主な理由との説明を受けた。

議案第 7 号については特段の質疑はなかった。

議案第 8 号については、5 款地域支援事業費 1 項介護予防生活支援サービス事業費 2 目介護予防生活支援サービス事業費（介護予防支援）に関し減額理由について質疑があり、担当課長より実績に基づく減額との説明を受けた。

議案第11号については、21款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費16節委託料に関して配水地清掃委託料について質疑があり、担当課長より配水地内部の清掃が含まれているとの説明を受けた。

41款水道事業資本的支出 1 項建設改良費 2 目拡張事業費16節委託料に関して、水資源電気探査業務について質疑があり、担当課長より、飯野地区における水源が 1 か所のため、取水不能に備えた新規水源調査のための費用であるとの説明を受けた。

議案第31号、議案第32号については、特段の質疑はなかった。

議案第33号については、乳児等通園支援事業における一般型と余裕型の違いについて質疑があり、担当課長より、余裕型は受入れに余裕がある場合、一般型は新たな施設を確保して運営する場合との説明を受けた。

議案第34号については、特段の質疑はなかった。

議案第37号については、施設整備が確実に実行されるように、契約内容をしっかり検討するようにとの意見があった。

③視察の結果と意見。

視察した養護老人ホーム花へんろについては、施設見学を行い、施設理事長及び担当より、施

設の沿革や入居者状況等の説明を受けた。本施設は、新築移転に伴い2人部屋から個室対応となり、また、入居者の身体状況に合わせた、機械浴、個浴の導入など、充実した施設であった。

役場庁舎2階応接室に行き行った軟骨伝導イヤホン、レルクリアの実施体験については、担当職員より使用方法及び利用状況の説明を受けた。なお、軟骨伝導イヤホンは福祉課、レルクリアは住民課に設置がなされているとのこと。機器はすばらしいものだったので、活用が促進されるよう積極的な周知徹底を図るよう意見があった。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。

令和7年3月18日。福祉常任委員会委員長、吉村建文。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 福祉常任委員会委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告。

松本昭一委員長。

○建設経済常任委員会委員長（松本昭一君） おはようございます。松本です。建設経済常任委員会の報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。

令和7年第1回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第2号、令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第3号、令和6年度益城町下水道事業会計補正予算（第3号）。議案第5号、令和7年度益城町一般会計予算中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第9号、令和7年度益城町産業団地特別会計予算。議案第10号、令和7年度益城町下水道事業会計予算。議案第38号、町道路線廃止について。議案第39号、町道の路線廃止について。議案第40号、町道の路線認定について。議案第41号、町道の路線認定について。

2、審査経過。

①付託年月日。令和7年3月11日。

②審査状況。

令和7年3月14日午前10時から、益城町議会建設経済常任委員会室において、全委員出席の下、当委員会に付託された議案の審査を行った。また、3月17日午前10時から、全委員出席の下、交通広場（宮園地内）と妙見雨水ポンプ場（福富地内）を視察した。

3、審査の内容と結果。

①審査の結果。

議案第2号ほか8件、当委員会に付託された議案について執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決認定した。

②審査の主な内容。

議案第2号については、8款土木費1項土木管理費2目地籍調査事業費12節委託料の登記業務委託について質疑があり、担当課長から、委託の内容は、熊本地震の影響で筆界が移動した杉堂地区の再立会いと、同じく熊本地震の影響で基準点が移動した可能性がある田原地区の基準点測

量であるとの説明を受けた。

また、地籍調査の進め方について質疑があり、令和7年度は飯野地区の山間部でドローンを使った測量を行い、その測量成果を基に現地を立体的に再現し、画面上で立会いができるようになること、また、現在、法務局が進めている市街地の地籍調査は、令和7年度で木山地区まで完了する見込みであるとの説明を受けた。

議案第3号については、41款資本的支出4項処理場建設改良費の益城町浄化センター改築工事について質疑があり、担当課長から、工事の内容が既存の施設の改築であるとの説明を受けた。

また、処理場における益城台地区画整理による人口の増加の影響について質疑があり、担当課長から現状の住民の生活排水であれば処理できるとの説明を受けた。

議案第5号については、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費18節負担金補助及び交付金の新規就農者経営発展支援事業補助金の上限額について質疑があり、担当課長から、上限額が1,000万円であり、補助金額の内訳として、国の補助率が2分の1、県が4分の1、新規就農者の負担率が4分の1であるとの説明を受けた。

6款農林水産業費1項農業費5目農地費12節委託料の農道橋樑補修設計業務委託の内容について質疑があり、担当課長から、コンクリートのクラックや橋面舗装の部分的な乖離の補修で、安全性を確保するための補修工事の設計業務であるとの説明を受けた。

6款農林水産業費1項農業費8目地域農政総合推進事業費18節負担金補助及び交付金の農業経営規模拡大促進事業助成金の内容について質疑があり、担当課長から、農地の賃貸借分に充てられるもので、10アール当たり、貸す側に2,500円、借りる側に5,000円交付するとの説明を受けた。

6款農林水産業費2項林業費1目林業振興費14節工事請負費の財源について質疑があり、担当課長から、緊急自然災害防止対策事業債を充てる予定であるとの説明を受けた。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費18節負担金補助及び交付金の夏祭り補助金の令和6年度の収支について質疑があり、担当課長から、令和6年度の決算報告の段階で、収入支出の差引き金額が192万171円であるとの説明を受けた。

8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費12節委託料の空き家対策協議会支援業務委託の予算額が少ないのではないかと質疑があり、担当課長から、この金額は本町の空き家等対策計画に基づいた協議会の運営に伴う支援をコンサルタントに年間委託する金額であるとの説明を受けた。

8款土木費4項都市計画費5目公園費12節委託料の潮井自然公園整備工事監督支援業務委託の業務内容について質疑があり、担当課長から、潮井自然公園整備の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的としており、委託内容については、年間の契約期間において、受注コンサルタントからの配置技術者1名の1か月当たり17日間の支援業務に加え、ライトバンやパソコン等の経費を含んだ費用であるとの説明を受けた。

8款土木費5項住宅費1目住宅管理費12節委託料の町営住宅長寿命化計画策定業務委託の内容について質疑があり、本町の町営住宅の老朽化した住宅等の長寿命化計画の改定を行うための予算を計上しており、震災後の災害公営住宅整備により管理戸数が増大しているため、将来の人口

減少社会に向け計画的かつ効率的な管理運営を行いたいとの説明を受けた。

議案第9号、議案第10号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。

視察した交通広場については、現地において担当課から整備の内容及び運用について説明を受けた。委員から、既存の上町バス停及び下町バス停は残るのかとの質疑があり、担当課から、交通広場バス停は既存のバス路線に追加することとなり、上町バス停及び下町バス停はそのまま残るとの回答があった。また、盛土部の強度について質疑があり、担当課から車道部については路床を改良しているとの回答があった。

また、本町にとって初めての施設であり、今後の供用開始での安全性についての要望があった。

妙見雨水ポンプ場については、現地において担当課から工事の進捗状況及び今後の日程について説明を受けた。委員から秋津川の水位が計画高水位に達した場合の運用について質疑があり、担当課から、今後、操作規則を作成することとしており、運用方法については地元住民へ周知するとの回答があった。

また、工事現場が県道に隣接しているため工事中の安全管理を徹底することや、第三者に対する安全対策に留意するようにとの意見があった。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。

令和7年3月18日、建設経済常任委員会委員長、松本昭一。益城町議会議長、中川公則殿。

○議長（中川公則君） 以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

それでは、これより各常任委員会報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第2号から議案第4号までに対する討論を終わります。

次に、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」から、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対の発言を許します。

討論はありませんか。

11番宮崎議員。

○11番（宮崎金次君） おはようございます。11番宮崎です。

私は、議案第5号、令和7年度一般会計予算に反対の立場から意見を述べます。

熊本地震から9年目を迎え、復興も随分と進み、確かに町の活気もよみがえってきたように感じ、町執行部の皆さんに感謝を申し上げます。これからは、これまでの復興のツケをいかにしてスムーズに解消していくかが大きな課題だと認識しております。

このような背景の中で、令和7年度益城町一般会計予算は、昨年度より約11億7,000万円増の223億4,877万円、新たに起債は29億円、債務の返還として、元金30億円、利子分が3億円で、公債費として33億円で編成されました。

そこで私は次の2点で反対をいたします。

まず、1点目は、私は総括質疑で、町の行政を進めながら、公債費、つまり借金返済として支払える限度額について質問しましたが、どなたもお答えになりませんでした。

これから予想される公債費の増加、つまり、災害住宅の返済の対象になる令和8年度は、元金38億円プラス利息3億円の約41億円、令和9年度は約43億円、令和10年度以降は毎年45億円以上で、町の持ち出しを計算しても大体14億から15億円と予想され、これが約10年間続き、特に今回新たに起債する約29億円が今後の公債費をどれくらい押し上げるのか、さらに増加する公債費を確実に返済していくための中期財政計画も考えておられないようで、あまりにも無計画であると言わざるを得ません。

2点目は、地方債に対する町の考え方が甘いと思えることです。

確かに、単費に比べれば、地方交付税で60%や70%の支援を受ければ、町は大いに助かります。とはいえ、もし町が言うように、地方債は財政運営上有効であり、積極的に活用すべきであるというのであれば、当然、ほかの町村でも大いに活用されているはずなのに、熊本県内では、南阿蘇村が220億円、そのほかは大きいところで100億円台、大部分の町は数十億円規模となっており、我が町の523億円は異常に突出しております。地方債は借りるのはいいけれど、返済が後世の人たちに大きな負担を強いることになるとして、ほかの町村では慎重になされているようです。これに比べ我が町は、令和7年度予算に新たに起債41件29億円と、引き続き地方債を活用されておりますが、本当にそれでいいのでしょうか。

また、私の総括質問への町長答弁で、町債残高について、令和15年度に275億円、令和20年度には116億円まで下がると答弁されましたが、もし令和15年度に275億円とするためには、来年からの8年間、毎年の公債費を元金返済30億円以上とし、それに利子の3億円、さらに新たに起債があればその同額を公債費にプラスせねばならず、令和15年度までに町債残高を275億円にするのは至難の業で、いわんや、令和20年度までに町債残高を116億円まで下げるとの認識はかなり甘い考えだと言わざるを得ません。

以上のことから、本予算における各事業の必要性は理解しますが、本予算に新たな29億円の町債の増加及びこれまでに膨らんだ町債523億円を減らす努力が不十分であり、これからの益城町を担う人たちに大きな負担をかける予算となっており、私としてはとても賛成できず、令和7年度益城町一般会計予算案に反対します。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7 番松本議員。

○7 番（松本昭一君） 7 番松本です。議案第 5 号、令和 7 年度益城町一般会計予算に賛成の立場から発言をさせていただきます。

令和 7 年度は、平成 28 年に策定された益城町復興計画の最終年度であり、町が今後、未来に向かって発展していくための予算となっております。町の中心軸である県道熊本高森線は広崎地区から惣領地区まで 4 車線化され、歩行者が安心して通れる歩道も整備されています。甚大な被害を受けた木山地区においても、土地区画整理事業により、安全で暮らしやすいまちづくりが進んでおります。

町の都市計画道路の整備や、避難路・避難地の整備、駐輪場の整備、交通広場の整備など、震災からの復旧復興が着実に進められております。令和 7 年度の予算にはこれらの復興事業を最後まで仕上げていくための予算が盛り込まれており、復興計画を完成させ、町を発展させていくために必要な予算となっております。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

9 番甲斐議員。

○9 番（甲斐康之君） 皆さん、おはようございます。9 番日本共産党の甲斐康之です。

議案に対する反対討論を行います。反対する議案は、議案第 5 号、令和 7 年度益城町一般会計予算、議案第 6 号、益城町国民健康保険特別会計予算、議案第 7 号、益城町後期高齢者医療特別会計予算の 3 議案であります。

まず、議案第 5 号、令和 7 年度益城町一般会計予算については、賛同できる予算も含まれています。それは、私たちが求めています震災時の避難地や、少年野球が楽しめるグラウンド、子どもが遊べる遊具を備えた公園などの広安町民グラウンドの用地購入予算であります。これを整備することで、今後、町民グラウンドなどの施設として使用できる限り、何世代もわたって住民サービスに大きく寄与できる施設となるものと確信します。

さらに、開発が進んでいる益城台地西区画の新しい住宅エリアからの広安西小学校への通学路の安全策として、広崎古閑線アンダーボックス整備事業、脱炭素に向けた取組である公共施設の LED 化工事費など、賛同できる予算も多くあります。

しかし、例年改善を求めています地方改善費の同和団体への支部助成金などは部落解放解消の歴史に逆行するものであり、不公平な予算を計上すること自体が新たな偏見を生み出すものであり、改善すべきものと考えます。よって、議案第 5 号について反対するものであります。

次に、議案第 6 号、益城町国民健康保険特別会計予算について、反対討論を行います。

私は、国民健康保険制度そのものに反対ではありません。国保は国民の 3 割が加入しており、国民皆保険制度の重要な柱になっています。

国保加入者は、所得は低いのに保険税は高く、協会けんぽや組合健保などに比べ税が高過ぎる国保の構造問題があります。不公平で重い負担を強いる制度になっていることは重大です。国保が他の保険に比べ高くなる逆進的な負担の要因は、世帯の人数に応じて課税される均等割があり、収入のない赤ん坊にも課税され、子どもが多い世帯は負担が重くなります。古代の大和朝廷が課

税した人頭税そのものであります。さらに、平等割は県内で一番高くなっています。

私は、この不公平を改善するよう求めてきました。しかし、令和7年度国民健康保険特別会計予算では改善されていません。よって、議案第6号について反対するものであります。

次に、議案第7号、益城町後期高齢者医療特別会計予算について反対討論を行います。

75歳以上の高齢者を若い世代と分離し別勘定の制度に囲い込む、高齢者にとって重い負担を強いる制度となっています。団塊世代が対象となるにつれ、保険料も年々増加しています。加齢により持病が悪化する、体調を崩す人たちが増えてくるのは必定です。

高齢者の医療制度として別勘定にすることで、高齢者の医療費負担が増加することは避けて通れません。現役並みの所得がある人は3割負担、75歳以上の大半は1割負担ですが2割負担の層をつくる、医療費窓口負担も2割に引き上げられています。

来年度の敬老祝い金の対象者の方は、100歳の方が19名、88歳の方が239名おられるようです。長生きすることは喜ばしいことであります。高齢者が安心して医療にかかることで、もっと長生きをしてほしいと望むものであります。高齢者の負担が増え医療にかかりにくくする後期高齢者医療制度は廃止すべき制度であり、反対するものであります。

以上、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、原案のままでは賛同できず反対するものであります。議員各位の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（中川公則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番 冨田議員。

○5番（冨田徳弘君） 5番 冨田です。

議案第5号、6号、7号について、賛成意見を述べさせていただきます。

まず、議案第5号、令和7年度益城町一般会計。

令和7年度は平成28年に策定された益城町復興計画の最終年度であり、町が今後、未来に向かって発展していくための予算となっている。町の中心軸である県道熊本高森線は広崎地区から惣領地区まで4車線化され、歩行者が安心して通れる歩道も整備されている。甚大な被害を受けた木山地区においても、土地区画整理事業によりまちづくりが進んでいる。

町の都市計画道路の整備や避難路・避難地の整備、駐輪場の整備、交通広場の整備など、震災からの復旧復興が着実に進められております。令和7年度予算は、これらの復興事業を最後まで仕上げていくための予算が盛り込まれており、復興計画を完成させ、町を発展させていくために必要な予算となっております。

起債残高については年々増加傾向となっているが、熊本地震からの復旧復興事業により増額しているもので、公費解体や公共施設の建て替えや修繕、災害に強いまちづくりの整備など、必要不可欠な事業を行ったことによるものであります。災害復旧については、国からの財政支援も手厚いため、元利償還金の一部は地方交付税で措置されることになっております。

このような支援により、町の財政状況を示す財政指標も、震災以降、健全な状態が続いており、起債残高をもって町の財政状況を過度に心配する状況ではないと考えられます。

次に、議案第6号、国民健康保険特別会計予算について賛成意見を述べさせていただきます。

国民健康保険制度は国民健康保険法により定められていて、町内の被用者保険等に加入されていない方が加入する医療制度で国民皆保健の国の制度にのっとったものであり、適正な予算措置であると思われます。

次に、議案第7号、令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療確保に関する法律により定められているものであります。県内全ての市町村が加入する医療制度であり、国の制度にのっとったもので適正な予算措置であると思われます。

以上のことから、議案第5号、6号、7号の予算につきましては、賛成するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（中川公則君） ほかに討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第5号から議案第11号までに対する討論を終わります。

ここで暫時休憩します。11時25分から再開します。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第34号「益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対の者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第12号から議案第34号までに対する討論を終わります。

次に、議案第35号「工事請負契約の変更について」から、議案第41号「町道の路線認定について」までに対する委員長報告に反対の方、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） ないようですので、これで議案第35号から議案第41号までに対する討論を終わります。

これより、議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第41号

「町道の路線認定」までの40議案について採決します。

採決は電子採決によって行います。

議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの3議案について、本案に対する委員長の報告は全て可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。議案第2号「令和6年度益城町一般会計補正予算（第6号）」から、議案第4号「令和6年度益城町水道事業会計補正予算（第2号）」までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第5号「令和7年度益城町一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「令和7年度益城町国民健康保険特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第6号「令和7年度益城町国民健康保険特別会計」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。よって、議案第7号「令和7年度益城町後期高齢者医療特別会計予算」については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「令和7年度益城町介護保険特別会計予算」から、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第8号「令和7年度益城町介護保険特別会計予算」から、議案第11号「令和7年度益城町水道事業会計予算」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第34号「益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの23議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第12号「益城町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第34号「益城町水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの23議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号「工事請負契約の変更について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第35号「工事請負契約の変更について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号「物品の購入について」、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第36号「物品の購入について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号「建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について」、本案に対する委員長の報

告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

全員賛成です。よって、議案第37号「建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号「町道の路線廃止について」から、議案第41号「町道の路線認定について」までの4議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

(表 決)

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。よって、議案第38号「町道の路線廃止について」から、議案第41号「町道の路線認定について」までの4議案については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議員提出第1号 益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中川公則君） 日程第2、議員提出第1号「益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提出議員の説明を求めます。

17番 榮正敏議員。

○17番（榮 正敏君） 17番 榮です。

議員提出第1号、益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、法改正等に伴う条例の改正でございます。主な改正理由につきましては、次の3点です。

まず1点目ですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の改正により、同法2条に第8項が新設されたことに伴い、以下の項番号が順次繰り下げられることとなりましたことから、これに合わせて条例第2条を改正するものです。

次に2点目は、刑法の改正により、従来の刑罰である懲役と禁錮が拘禁刑に一本化されたことに伴い、条例第53条から第55条までの規定における懲役を拘禁刑に改めるものです。

そして3点目は、個人情報に関する諮問機関が、町が設置している益城町個人情報保護制度審議会から、上益城広域連合が設置している上益城情報公開及び個人情報保護審査会に変更されることから、条例第50条の規定を改正するものです。

なお、本条例については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関す

る法律の改正によるものが令和7年4月1日から、刑法の改正によるものが令和7年6月1日から、その他については公布の日から施行となります。

説明は以上です。

○議長（中川公則君） 提出議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（なし）

○議長（中川公則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議員提出第1号「益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

この採決は電子採決によって行います。原案のとおり承認することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

（表 決）

○議長（中川公則君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。したがって、議員提出第1号「益城町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

午前中はこれで終わります。午後は13時30分から会議を開きます。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時30分

○議長（中川公則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長の職務を副議長と交代します。

追加日程第1 議長の辞職について

○副議長（榮 正敏君） 議長の中川公則議員から議長辞職願が提出されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第1として直ちに議長の辞職についてを議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第1として直ちに議長の辞職についてを議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、中川公則議長の退席を求めます。

(議長退席)

○副議長(榮 正敏君) 議長辞職願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(遠山伸也君) それでは、朗読いたします。

辞職願。

このたび、一身上の都合により、議長を辞職させていただきますようお願いいたします。

令和7年3月18日、益城町議会副議長、榮正敏殿。益城町議会議長、中川公則。

以上でございます。

○副議長(榮 正敏君) お諮りいたします。

中川公則議長の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(中川公則君) 異議なしと認めます。よって、中川公則議長の議長辞職を許可することに決定しました。

中川公則議員の入場を許します。

(議長入場)

○副議長(榮 正敏君) 中川議員に告知します。議長辞職の件は許可されました。

ここで、中川公則議員より議長退任の挨拶があります。

○議長(中川公則君) このたび議長職を退任するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年5月の臨時議会におきまして、議員各位の御推薦によりまして名誉ある議長に就任させていただきました。この間、議長として職務を全うできましたことは、ひとえに皆様の御支援と御協力のたまものであると心より感謝を申し上げます。

議長在任中は、常に公正中立な立場を心がけ、議員各位との協調を重視した議会運営に努めてまいりました。議員各位におかれましては、活発な議論と建設的な提案を通じて、議会運営に多大なる貢献をいただき、重ねてお礼を申し上げます。

今後とも益城町の創造的復興とさらなる発展のため、議員として町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、持てる力を尽くしてまいる所存でございますので、引き続き皆様の御指導、御鞭撻承りますようよろしくお願いいたします。

最後に、改めて皆様の御支援と御協力に感謝申し上げ、議長退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長(榮 正敏君) お疲れさまでした。

(拍手)

○副議長(榮 正敏君) ただいま、議長が欠けました。

追加日程第２ 議長の選挙

○副議長（榮 正敏君） お諮りいたします。

日程の順序を変更し、追加日程第２として直ちに議長の選挙を行うことに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって日程の順序を変更し、追加日程第２として直ちに議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第２、地方自治法第103条第１項の規定により議長の選挙を行います。

執行部の皆様はしばらく退席をお願いします。会議再開時刻につきましては、追ってお知らせいたします。退去をお願いします。

（執行部退席）

○副議長（榮 正敏君） 選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○副議長（榮 正敏君） ただいまの出席議員数は17名です。

次に、立会人を指名いたします。

お諮りします。

益城町議会会議規則第30条第２項の規定により、立会人に３番西山洋一議員及び11番宮崎金次議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、立会人に２名、３番西山洋一議員、11番宮崎金次議員を指名します。

これより、事務局に投票用紙を配付させます。

（投票用紙の配付）

○副議長（榮 正敏君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。御確認ください。

（なし）

○副議長（榮 正敏君） 配付漏れなしと認めます。

事務局に投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○副議長（榮 正敏君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いします。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（遠山伸也君） よろしいでしょうか。

それでは、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1 番坂井金次郎議員。2 番木村正史議員。3 番西山洋一議員。4 番上村幸輝議員。5 番富田徳弘議員。6 番下田利久雄議員。7 番松本昭一議員。8 番吉村建文議員。9 番甲斐康之議員。10 番野田祐士議員。11 番宮崎金次議員。13 番中村健二議員。14 番稲田忠則議員。15 番渡辺誠男議員。16 番荒牧昭博議員。18 番中川公則議員。17 番榮正敏議員。

以上、点呼を終わります。

○副議長（榮 正敏君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○副議長（榮 正敏君） 投票漏れなしと認めます。

以上で投票を終わります。

ただいまから開票を行います。3 番西山洋一議員、11 番宮崎金次議員、立会いをお願いいたします。

（開票）

○副議長（榮 正敏君） 開票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

榮議員 9 票、上村議員 5 票、吉村議員 1 票、西山議員 1 票、坂田議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、私、榮正敏が議長に当選いたしました。

ただいま、私、榮が議長に当選させていただきましたので、会議規則第31条第2項の規定による当選の告知を受け、承諾いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○議長（榮 正敏君） 一言御挨拶させていただきます。

このたび、不肖私が、中川議長の後任として、議員各位の温かい御推挙をいただき、益城町議会議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、限らない光栄と存じます。

中川議長におかれましては、約2年間、議長として公正中立に職責を全うされました。その功績は多大なものであり、心より敬意を表したいと思います。また、中川議長の下で副議長として議会運営に携わらせていただきましたことは、私にとりまして貴重な経験であり、今後の活動に大きく役立つものと思っております。

さて、昨今では、全国的に議員のなり手不足が問題となっておりまして、この問題は我々益城町も例外ではございません。こうした背景から、議会の活性化や改革が求められるとともに、その在り方が強く問われており、それに伴う対策は待ったなしだと思っております。このような情勢において、議長の職を賜りましたことを改めて鑑みたと、その責任の重さをひしひしと感じる次第でございます。

私はもとより浅学非才であり、皆さんの御期待に応えていけるかどうか不安はございますが、御推挙をいただきました上は、身を徹して誠心誠意、最善の努力を尽くし、円満で活発な議会運

営を目指してまいりたいと思っております。

熊本地震からの復旧復興も大詰めに差しかかっておりますが、解決しなければならない課題がまだまだ多く残っております。特に、生活基盤の充実・向上に対しましては、議会に対する皆さんの期待も大きいものがあり、その責任も重いものと認識しているところでございます。

こうした町民の思いに応えるべく、議会、そして議員が、正確かつ幅広い情報を共有し、執行機関との合意形成に努めながら十分な審議を行い、町の方向性を決定していかなければならないと思います。重ねて皆さんの御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（榮 正敏君） それでは会議を進めます。

先ほどの議長選挙により私が議長に当選させていただきましたので、自動失職により副議長が欠けました。

追加日程第3 副議長の選挙

○議長（榮 正敏君） お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第3として直ちに副議長の選挙を行うことに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第3として直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

追加日程第3、地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○副議長（榮 正敏君） ただいまの出席議員数は17名です。

次に、立会人を指名します。

お諮りします。

益城町議会会議規則第30条第2項の規定により、立会人に4番上村幸輝議員及び13番中村健二議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、立会人に2名、4番上村幸輝議員、13番中村健二議員を指名します。

事務局に投票用紙を配付させます。

(投票用紙の配付)

○議長（榮 正敏君） 投票用紙の配付漏れはありませんでしょうか。

(なし)

○議長（榮 正敏君） 配付漏れなしと認めます。

事務局に投票箱を点検させます。

（投票箱の点検）

○議長（榮 正敏君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長の点呼に応じて投票をお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

事務局長は議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（遠山伸也君） よろしいでしょうか。

それでは、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

1 番坂井金次郎議員。2 番木村正史議員。3 番西山洋一議員。4 番上村幸輝議員。5 番富田徳弘議員。6 番下田利久雄議員。7 番松本昭一議員。8 番吉村建文議員。9 番甲斐康之議員。10 番野田祐士議員。11 番宮崎金次議員。13 番中村健二議員。14 番稲田忠則議員。15 番渡辺誠男議員。16 番荒牧昭博議員。18 番中川公則議員。17 番榮正敏議長。

以上、点呼を終わります。

○議長（榮 正敏君） 投票漏れはありますか。

（なし）

○議長（榮 正敏君） 投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これより開票を行います。4 番上村幸輝議員、13 番中村健二議員、立会いをお願いします。

（開票）

○議長（榮 正敏君） 開票の結果を報告します。

副議長選開票結果。投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

松本議員 9 票、坂田議員 1 票、下田議員 3 票、上村議員 3 票、吉村議員 1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は5票です。よって、松本昭一議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました松本議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により当選の告知をします。

松本議員、御承諾願います。

○7 番（松本昭一君） はい。

議場の閉鎖を解きます。

（議場の閉鎖解除）

○議長（榮 正敏君） 松本議員から副議長当選の挨拶があります。

どうぞ。

○副議長（松本昭一君） 副議長に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様の御支持によりまして、副議長という要職に就任させていただくことになりましたことは大変名誉なことであり光栄に存じますとともに、責任の重大さを感じているところでございます。

皆様方の期待に応えられるか心配な面もございますが、町政発展のため公正中立で活発かつ円滑な議会運営となりますよう、榮議長をしっかりと支えながら最善の努力を尽くしてまいりたいと思いますので、議員各位の御協力と、さらなる御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。まして、簡単ではございますが副議長就任の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

(拍手)

追加日程第４ 議席の変更

○議長（榮 正敏君） 議長及び副議長が交代となりましたので、会議規則第３条第３項の規定により議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第４として直ちに議席の変更についてを議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第４として直ちに議席の変更についてを議題とすることに決定しました。

追加日程第４、議席の変更についてを議題とします。

議席は、会議規則第３条第３項の規定により、議長が指定します。

変更となる議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（遠山伸也君） それでは、変更される議席番号及び氏名を読み上げます。

17番榮正敏議長は18番へ、7番松本昭一副議長は17番へ、18番中川公則議員は9番へ、9番甲斐康之議員は8番へ、8番吉村建文議員は7番へ、それぞれ議席が変更となります。以上です。

○議長（榮 正敏君） 以上のとおり議席を変更します。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後２時12分

再開 午後２時14分

○議長（榮 正敏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで議長の職務を副議長と交代いたします。

追加日程第５ 議会運営委員会委員の辞任について

○副議長（松本昭一君） それでは、会議を進めます。

榮正敏議長から、議会運営委員会委員辞任願が提出されました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第5として直ちに議会運営委員会委員の辞任についてを議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(松本昭一君) 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第5として直ちに議会運営委員会委員の辞任についてを議題とすることに決定しました。

追加日程第5、議会運営委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、榮正敏議長の退席を求めます。

(議長退席)

○副議長(松本昭一君) 議会運営委員会委員辞任願を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長(遠山伸也君) それでは、朗読いたします。

辞任願。

このたび、議長就任に伴い、議会運営委員会委員を辞任させていただきますようお願いいたします。

令和7年3月18日、益城町議会議長、榮正敏殿。益城町議会議長、榮正敏。

以上でございます。

○副議長(松本昭一君) お諮りします。

榮正敏議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○副議長(松本昭一君) 異議なしと認めます。よって、榮正敏議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

榮議長の入場を許可します。

(議長入場)

○副議長(松本昭一君) 榮議長に告知します。

議会運営委員会委員辞任の件は許可されました。

ここで議長の職務を交代します。

○議長(榮 正敏君) ただいま、議会運営委員会委員に1名の欠員が生じました。

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任について

○議長(榮 正敏君) お諮りします。

日程の順序を変更し、追加日程第6として直ちに議会運営委員会委員の選任についてを議題とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。よって、日程の順序を変更し、追加日程第6として直ちに議会運営委員会委員の選任についてを議題とすることに決定しました。

追加日程第6、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第5条の規定により、中川公則議員を指名します。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員に中川公則議員を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。2時25分から再開します。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時25分

○議長(榮 正敏君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

御報告します。

休憩中に開かれました議会運営委員会において、委員長互選の結果、松本昭一議員が委員長に選任されました。

それに伴い建設経済常任委員会が開かれ、松本委員長の辞任により互選が行われた結果、富田徳弘議員が委員長に選任されました。

また、総務常任委員会が開かれ、互選により委員長に西山洋一議員、副委員長に上村幸輝委員が選任されました。

日程第3 議員派遣の件

○議長(榮 正敏君) 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(榮 正敏君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

日程第4 閉会中の継続調査の件

○議長(榮 正敏君) 日程第4、閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第70条の規定により、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申出がっております。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（榮 正敏君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。3月10日から本日まで9日間にわたりまして御協力をいただき、ありがとうございました。

これで、令和7年第1回益城町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後2時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

益 城 町 議 会 議 長

益 城 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員